

原	合	因	不	計	詳
肺	花	柳	結	核	病
ト	ラ	ホ	一	ム	ム
二	〇	六		三	
〇	三	二		一	
二	四	八		四	

次に學童衛生狀況の一般左の如し

學校醫(隅部醫師)衛生費(年十圓)學校衛生係は職員一名とし日常備付の備品、藥品としては健胃散、仁丹、點眼水、デシン、石炭酸、昇汞、ガーゼ、精華綿、繙帶、絆創膏、卷尺、身長、体重器を備へ其他學校衛生の設備上湯沸場、唾壺を置き校舎内外の清潔に力む。

△公署

△村役場 元下松山區にありしが花園、岩古曾、立岡、古保里、善通寺、境目、松山等の七大字合併して花園村となりし際即ち明治二十七年に現在の古保里區に移れり、巡查駐在所は古保里區に在り。

花園村 (終)

第八章 宇土町

△位置 宇土町は宇土半島の基部託麻平野の遠く南に延びたる所にあり。宇土郡中最も東北部に位す。北は緑河を距て、飽託郡走潟村に脊合をなし、東は郡内花園村及び下益城郡守富村に隣し、西は郡内轟村に接し、南は同不知火村に相對す。今經緯度を以て正確に位置を示せば左の如し。

北端——北緯三二度四一分四四秒 東端——東經一三〇度四〇分二九秒

西端——東經一三〇度三八分四六秒 南端——北緯三二度四〇分三四秒

郡役所は三角町に在るを以て當町より西南西に當り鐵道に添ひて七里三十三町なり。

△地勢 宇土半島の脊梁をなせる宇土分水嶺は宇土町西部の城山に至り、沖積層に没し此の地少しく丘陵をなせども他は皆平坦なる沖積平野にして山岳なし。而して、源を内大臣山に發せる緑川は溪流をなして、上益城郡甲佐町に通じ、加勢川等幾多の支流を合せて飽託郡川尻町に達す。是より殆んどS字状をなして我が宇土町の北邊を洗ひ郡内網津村住吉の附近にて有明海に注ぐ。宇土平野は大岳山塊と木原山との中間にあり、東北に延びて託麻平野となり更に阿蘇の裾野に連る。北部は白河緑河の作れる最も新らしき沖積層にして金峰山の麓に到りて終る。地質粘土質にして少しく濕潤に過ぐるの嫌なきにあらねど地味肥沃にして米麥等の栽培に適せり。

△廣裏面積 最も狭少の町にして面積二百八十四町五段五畝一步に過ぎず。地形畧正方形をなし僅かに西南部の突出するあり。反別民有官有別等左の如し

宅地、一一二〇八坪 田地、二一一町一反四畝二一步 畑地、三五町八反四四畝 山林、六畝九步
原野、二七步 池沼、一反六畝二三步

右は皆民有地となり居れり。

△河川、 緑川は全長凡そ二十餘里、水量豊かにして河口二尋、宇土町附近は一尋乃至一尋半あり、海水干満の影響は受くれども四時殆んど増減することなし。舟楫の便は和船の大なるものと雖も優に川尻町まで通ずることを得べく、其上流御船町より筏を下し小舟を通ずることを得。船塢川は緑川より分れて宇土町御船手へ通ずる幅三四間の小川なり。干潮の時は水殆んど無きも満潮の際は稍大なる和船をも自由に通過せしむ。此の川は昔宇土町の建設せられざりし時代に於ては唯平野の雨水を流せる一小溝に過ぎざりしが、其の後宇土町の發達するに及び或は川底を掘り、或は堤防を築きて水運の機關とせるものなるべし。そは堤防が人工堤防にして宇土町より上流は其の状態全く前者と異り、自然河と考へられざればなり。畢竟此の川は一の運河と見るも差支なかるべし。

△戸口、 町内の戸數左の如し

十	年	前	八七三	現	九〇五	増	三二	減	一
---	---	---	-----	---	-----	---	----	---	---

又人口増減の統計左の如し

十	年	前	男	二九三	現	男	二四六	増	減
			女	二九四		女	二四九		
計			五八七	計	四九五				一三〇

△職業別、 町民の現状左の如し

種	目	十		現	在	増	減
		年	前				
農	農業	四〇七	四九七	九五五	五四八	〇	
	商業	二〇二	二〇二	三三六	七四〇	〇	
	工業	二二	二二	三八	二三四	〇	
	官公	二六	二六	九四	〇一七	〇	
	漁業	三九	三九	一五三	一四	〇	
	労働者					〇	

△陸、海軍人及軍屬、將校(陸軍)

自由業		雜業		合計	
十年前	二七	一七	二九	二九	二七
現在	一八	五七	三五	三五	一七
増	一	四〇	二八	二八	一六
減	〇	〇	〇	〇	〇
軍屬		歩工		歩工	
十年前	三	一	一	一	三
現在	三	〇	〇	〇	三
増	〇	〇	〇	〇	〇
減	〇	〇	〇	〇	〇
下士以下(陸軍)		歩		騎	
十年前	三九	二	三	二	八
現在	二五	二	三	二	七
増	一四	〇	〇	〇	一
減	〇	〇	〇	〇	〇
輜重		看		輜	
十年前	二	二	二	二	二
現在	二	二	二	二	二
増	〇	〇	〇	〇	〇
減	〇	〇	〇	〇	〇
憲兵		重		重	
十年前	〇	五	八	〇	五
現在	〇	五	八	〇	五
増	〇	〇	〇	〇	〇
減	〇	〇	〇	〇	〇

下士以下(海軍)

計		理	
十年前	二七〇	二七	〇
現在	三五七	三	一
増	一〇〇	一	一
減	〇	〇	〇
軍屬		水	
十年前	一五	一	五
現在	二六	二	六
増	一一	一	一
減	〇	〇	〇
主機		關	
十年前	六〇	一	〇
現在	九一	二	六
増	三一	一	一
減	〇	〇	〇

△年金恩給受領者、は年金受領者十年前及び現在ともに人数七金額一六〇〇圓にして恩給また十年前の人数五人にして現在と同じ

△赤十字社員、は十年前一〇一現在一三〇の増加元なるが、愛國婦人會員、は十年前三現在九三〇増加なり

△結婚

十年前 現在 増 減

婚數

九七

九六

二六

〇

離婚數

六

九

三

△離婚

十年前 現在 増 減

△出 産		△死 亡	
男	女	男	女
三	二	五	七
一七	九	五	七
一〇四	七	三	二
計	一五	計	九
二七	二六	二四	三
〇	三	〇	〇
増	〇	増	〇
減	〇	減	〇

△十 年前		△現 在	
犯 名	人 數	犯 名	人 數
賭 博	五	賭 博	一
虚偽負債増加	一	度量衡法犯	一
傷 害 致 死	一	贓 物 方 保	一
窃 盜 横 領	一	窃 盜 横 領	一
狩獵法違犯	一	窃 盜	二
横 領	一	傷 害	一
窃 盜	一	徴兵令違反	一

郷土の沿革

宇土町は古今其位置に於て多少の變動なきにあらざるも、凡そ上宇土半島の頸部に當りて常に要衝の地たりしを疑はず。町の西北に宇土城趾あり。(大字段原)鶴の城又は舞鶴の城とも云ふ。後冷泉院の御宇永承三年關白藤原道隆(或は中納言隆家)此城を築けりと云ふも俄に信すべからず。後三條天皇の延久二年太宰少監藤原則隆に肥後菊油郡を賜はり爾來姓を菊通と稱し、子孫十余代肥後の守護職たり。此頃宇土城は菊地一族の居城にして、居ること十一代永正元年二月名和伯耆守長年の末葉名和顯忠(或は武顯)八代古麓城より來り住し、子孫相繼ぐこと數代、其の後肥後國を加藤清正小西行長に分封するや、行長は宇土・益城・八代の三郡(二十四萬石)を領して、宇土に在城し、隈の庄、木山、矢部、古麓の四ヶ所に城代を置き、翌年清正の援助を得て、天草の五城主を征服し、遂に同郡を併せ領す。慶長五年九月行長の不在に乗し、清正問道より宇土城を襲ふ。偶々關原にて行長俘虜となるの敗報至り、士氣沮喪城終に陥り、小西領は全部清正に賜はり。行長は捕へられて京都六條河原に斬らる。今宇土町を出づれば近く城趾の點在するを見る。西なるは名和家の城跡、東なるは行長の繩張したる居城の趾なりと云ふ。其の天守は清正熊本城内に引移して宇土、櫓と稱し現在せり(別項參照)。

寛永九年十月細川忠利、肥後五十四萬石を領し、同年弟立孝に三萬石を分封し、忠興と共に八代に居ら

しむ。正保三年八月を以て、宇土に移り新に邸宅を構へ、家臣の住地を分配し、爾來子孫連綿として此地に居住し、年々參勤交代怠ることなし。本藩には累代姻戚關係甚だ密なるが爲本藩の保護監督多く、司法事項上の如きは本藩に委託し家來の交換等合意上の交渉克く纏れりと云ふ。政治の方針は本藩即ち重賢の經綸遺制に則りて教育・殖産・起業善く行はれ。其の歴史上注目すべきもの少からず。教育方面には熊本時習館に倣ひて温知館の設立あり。又宇土町の飲料水と耕地灌漑の爲め轟泉より水道の敷設を遂げ、今に至る迄其の惠澤に浴せり。

△明治以後の沿革 明治二年正月熊本侯細川詔邦上表して版籍を奉還す。尋いで宇土侯細川行真亦同じく奉還す。六月行真を宇土藩知事に任じ之を治めしむ。同四年七月藩を廢し縣を置く。明治十七年七月宣言を以て行真に子爵を授けられ、爾來東京に居住せらる。廢藩置縣後も細川家多年居城せし情力により、宇土町は尙城南に於ける小都會たるの實を有し、一般の商工業頗る繁盛を極む。加之細川子爵は明治二十五年四月下縣ありて私立鶴城學館を創設して數百の學生を養成し、一面銀行會社の設立に助力せらるゝ等郷土に於ける教育實業の方面に就て多大の獎勵を與へられ、爲めに活氣旺盛なる宇土の新天地を見るに至れり。然るに明治二十八年九月九州鐵道は町の東北を通過し、且つ當町に設置せられたる宇土郡役所は三角町に移轉し、爲めに町内多少の景氣を殺ぎ、加ふるに明治三十三年全國銀行界に於ける恐慌の打撃を受け、最も當地と關係深き株式會社九州商業銀行の破綻に遭遇し、益々町民の困憊を來た

し之に伴うて株式會社九州貯蓄銀行等の諸會社續々破産の厄運に陥り、當町經濟界は一時慘憺たる悲境に沈淪し、爾來町民の發奮努力は漸次恢復の氣運を促がし來りつゝあるも、當時の瘡痕未だ全く癒へず今尙往年の繁榮を見る能はざるは大に遺憾とするところなり。

△史蹟、口碑、傳説

宇土城址

宇土城址の事實に就いては熊本縣第一師範學校教諭角田政治氏の調査に係る記事を得たればこゝに其全文を掲ぐ(但し寫眞及び是れに伴ふ説明を省く)

(一)位置 本縣宇土郡宇土町の西南方に一丘陵あり。是れ小西の宇土城の在りし地にして、標高一六米突三に過ぎざれども、北方は廣漠たる宇土平野に臨み、僅に十二三町にして、緑川の蜿蜒として流るるあり、東は近く宇土町の瓦屋櫛比せる街巷を控へ、續きて下益城郡に亘れる大平野あり。西は尙宇土城の稱ある西岡と云へる高さ四十米突三の丘陵と近く相對して其の西南陽白山の突兀たるあり又遙に大嶽山麓の蟠屈せるあり、南は轟村の城の丘陵地に接續して、一度低夷して田畝となり、再び隆起して神原山(コーバルヤマ)の丘陵地所謂(ムカイノミネ)となる。尙西北は一里餘にして緑川の河口によりて有明海に通せり。斯く山河襟帯の要地にして、加ふるに附近に肥沃の一大平野を控へ又は漁鹽の利ある海灣

あり。實に宇土城の所在は形勢無双の地と云ふべし。古來屢々此地が城塞となり、據りて以て東肥の一方に雄視せる武將ありしは偶然にあらざるなり。

(二)城の沿革 宇土城は一に鶴城と稱し、土人は西方の西岡を名和氏の城址と云ふ。此の宇土地方に初めて築城せしは、後冷泉院の御宇永承三年關白道隆なりと云ひ、或は中納言隆家の築造と云ふも明白ならず。(肥後國志)道隆、隆家肥後に來る疑ふべし、殊に道隆は永承以前の薨去なり。蓋し道隆の裔孫菊池則隆(菊池郡に初めて封せられし人)の庶流の興せしものにあらざるか、即ち菊池の一族藤原隆年同隆光、隆元、林原隆朝、隆範(姓氏未詳)木野武茂、木野武爲、迫間武門、千田英朝等相續いて宇土城に據ると云ふも(新撰事蹟考)眞偽詳ならず。其の後文明文龜の頃、宇土彈正爲光重光も當城に居れりと云ふ。而して此時の宇土城は、東方の小西城の地なるか、將た西方の西岡所謂名和氏の城址と云ふ地なるか、明白ならず。余は思ふに此時の城は恐らくは西岡ならん。元徳より正平年間、宇土壹岐守高俊入道道光あり、文明年中(一說明徳二年)名和伯耆守長年の末葉名和顯忠(一說武顯)八代古麓城より來り、宇土郡及び飽田半郡、益城守富莊等を領し、子孫世々相繼て宇土に在城す。其の子孫重行、行興、行憲行直相繼て住し、左兵衛尉顯孝(顯忠より八世の孫とも言ふ)に至る。顯孝天文十二年八月豊後大友義鎮の旗下に屬し、天正六年九月(一說十二年十二月)薩州島津義久の弟兵庫頭義弘來り城を攻む。顯孝防戦甚だ努めたれども克つ能はず、遂に薩州に降る。天正十五年太閤秀吉西征の時、本領五百石を安堵し國

主佐々成政の與力に附せらる。成政の時國士所々に蜂起す。後隈本城一揆退散の後、顯孝大阪に至りて彼の一揆に與せざる旨を秀吉に陳謝す、時偶々養子掃部守顯輝宇土に在りて叛を計り、遂に敗れて出奔し、薩州出水に戦死す。茲に於て顯孝秀吉への陳謝其の効なく家遂に斷絶せり。名和顯忠文明年中宇土入城以來百餘年なり。余思ふに此の時までの城塞は猶西岡にありしか、而して東方の所謂小西の城地の附近は、一の出城又は家士の邸宅等ありしにあらずや。

天正十年潤五月秀吉の命により小西行長肥後半州二十四萬石を賜はり、六月入城して宇土に居り、矢部隈の庄、木山、麥島に部將を配置す。翌年天草の郷士一揆を起す、行長清正の援を假り討滅す。

(三)小西の築城 小西行長宇土の城塞の狭小なるを以て修築廣大となす(事蹟通考卷十)因て思ふに小西宇土城に來り、從來の城塞は西岡が其の主たるものたりしを、此の時大に東方を改築して本據となし、以前は多く石垣濠溝等の儼然たるものなりしを此時初めて戰國時代の進歩せる築城術によりて小西城即ち東方の宇土城を經營せしなるべし。此時より壯麗なる三重の天守閣は巍然として雲に聳へ、數里の遠きより望むべし。現今の熊本城の宇土櫓は即ち是れなり。而して堅固なる石壘は塹然として築き上げられ、宇土城の本丸の北方に當れる地方に於ては、石垣が二間許を隔て、二重まで築かれたりと(前方の石垣と後方の石垣との間にはギッシリ栗石を充填して嚴重にし、假令前方の石垣が敵によりて崩壊せらるるも、尙其の後方に石垣ありしと)土人が近時此の地方の石垣を破壊せし時此の二重の石垣

を目撃せしと云ふ。或は溝濠を繞らし、本丸、二丸、三丸等の區郭を定め、以て防禦を嚴にするに共
城塞の一大偉觀を添へたり。斯る築城をなすに當り、西僅に五六町を隔てたる丘陵西岡は、近く小西城
を俯瞰すべく、實に本城に對しては危険地點たり。今西岡の高點を去りて東方の丘陵に築城す聊か無謀
に似たれども、小西が此の地に築城せる時代や既に天下は畧秀吉によりて一統せられ城郭其のものは「城
堅固の城」のみにあらざして「所堅固の城」に屬するなるべし。而して小西城は元來西方に丘陵のみなら
ず、南方四五町を隔て、栗崎及び神原の臺地あり、城地よりも一層高く百米突を越へたり。是れ實に宇
土城に對して最も危険地區なり、果せるかな加藤清正が本城を攻むるや栗崎方面に大砲を据ゑて城中を
攻撃せりと云ふ。小西行長泉州堺の匹夫より身を起し驍勇能く戦ひ、遂に累進功を積み廿四萬石の大名と
なれるほどの一大偉人、豈築城術に通ぜざるあらんや。彼の有名なる播州の姫路城が、西約四町の地點
に男山あり城よりも高く尙八町を隔て、景福山十一町を隔て、薬師山等あり、姫路城に對しては實に危
険地なり、因つて池田輝政姫路城大修築の時家臣等他に之を移轉せんことを勸む、輝政曰く「萬一のこ
とあらば遠く國境を出で、敵を撃攘せんのみ區々たる一城廓を頼まんや」と移し以て行長の心事を忖度
すべきか。宇土城を築造せし當時の小西が此の地に修築せし年代は何時頃なりしか、宇土城入城の翌年
か、又は朝鮮陣中の留守中か、或は歸陣の後と多數説あれど、余は入城後程なく即ち天正十六年より十
九年まで、文祿元年朝鮮征伐出陣の前までに、之を改築せしものなるべしと信ぜ。抑も築城の重大事を

小西が留守中に於て之をなさしめしとは信じ難し。又朝鮮歸陣の後に行長宇土に歸らずして幼君秀頼補
佐として大阪に在城せしが如きを以てなり。文祿元年行長朝鮮征伐に赴く、慶長五年石田三成に與して
關ヶ原に大敗し、捕へられて京都六條河原に斬らる、時に十月朔日なり。是より先き九月二十日清正
土城を攻む、城代小西隼人、南條元宅等防ぎ戦ひしが、行長の死せるを聞き自盡して城陷る、依つて清
正其の臣並河志摩守を入れてこゝに居らしむ。其の後細川氏の代となり正保三年六月細川行孝宇土益城
二郡の内三萬石を得て宇土町に居る。九州の古城壘は、寛永十四年島原の亂後石垣を崩し、堀を埋めて
平地となすもの多く、宇土の古城も其の際石垣を崩し、濠溝を埋めたるを以て、地形大いに變せしなら
む。

(四)本丸跡 宇土城址は現今多くは畑地となり、又墓地となりたる所もあり、従つて築城當時の形
勢瞭然たらせ、城址の地域は宇土町より隣村の轟村に亘れるが如し、今宇土町役場所蔵の字圖によれば
城址の地は特に古城と云ふ字となりて存す。今此の字圖を根據として余の實地踏査と且つ宇土舊城址の
地圖と比較對照して左に宇土城築造當時の形狀を一考せん。宇土城の舊地圖と稱するものあり、其出所
不明なれども、曾て古文書筆寫所蔵を以て有名なる熊本市二本木町宇古町の宮村典太氏が所蔵せしもの
にして、宇土城に關し唯一の參考資料たり。今本地圖を見るに本丸、二丸、三丸の區劃歴然と存し、石
垣及濠溝の状態等を略窺ふべきも現今の地形と對照するに甚だ不明なる所ありて、この舊地圖は現地形

と没交渉に寫したるにあらざるやと思はるる點なきにあらざれども本城址が幾多の星霜を経て、斯く變遷せしものか、暫く假て對照研究の資料に供せん。宇土町の字圖には別に本丸と云ふ字なきも、土人が今尙本丸と稱する地ありて、即ち丘陵の最高地にして、標高十六米突三の地點とす。頂上は平坦にして既に記したるが如く眺望絶佳の地也。此の臺地の北方は、一段低くして別に東西に長さ一廓をなす。本丸跡の東及び南又西は一帶空濠にして本丸の要害のために特に作りたるものたることは一見して之を知るべく、今尙其の空濠の一部には石垣の依然として、存する所あり、此の邊にて空濠の深さ約三間幅十間許りなり（築城當時より淺くなりたるべし）字圖と宇土城舊地圖とを對照すれば、略同一地點たることは推知すべし（宇土城舊地圖の本丸は稍狭少なるが如きも）此の地に於て三百年前慶長の古は、三重の天守閣雲に聳へ以て近郷睥睨し、一偉觀をなせるものたるべし今や其の天守閣は熊本城に宇土櫓として昔の面影を殘し、熊本の天守閣は却つて十年の兵燹に罹り宇土城の天守閣のみ存するは一奇と云ふべし（五）二丸 字圖及び宇土城舊地圖には別に二丸と云ふ地名なく別に又傳説なきも、地形より類推して二丸たることは間違ひなく、殊に人吉城址と對照すれば、此の兩城は同一の形式によつて築造せるにあらざるなきやと疑はるる位に相類似せり宇土城址は本丸の東に別に一郭を作れるものが、人吉城址に之れなきのみ、此の兩城を比較研究して吾人は宇土城址の西の一郭を二丸と云ふべしと欲す、現今此の一郭は大部分共同墓地となれり。然して舊城址地圖と現今の地形と對照すれば、同一ならざる所多し。此

地は南北に長さ一郭をなせり、南方は別に此地より又南方の二丸の一區と接續せり、（余は南方の一區も共に二丸と云ふべしと欲す）現今の地形は此の二丸の區郭不明なり。

（六）三丸 宇土舊城地圖によれば、三丸は二丸の西方及び北方、東方を包圍して明確なれど、現今の地形によれば甚だ不明なり。殊に二丸郭の西方は現今は全く低地となるを以て、此邊を三丸と云ふ、甚だ疑なき能はず。殊に舊地圖には西南隅に小區郭ありて、三丸と相通せる城門あり、然し現地形より推究しては全く斯る地區なしと雖も現今轟村に接する地區の全く低地となりたる邊より法泉寺の存する地域に之を求めば略三丸の西區となすことを得んも、尙之は他日の研究を待たんと欲す。然るに此の西區の南方に完全なる城門ありて、此れより内郭に通せしことは明白なり。

（一）城門の礎石發見、二十四、五年前までは所謂三丸西區の南方に完全なる二箇の城門の礎石相並べり而も礎石の状態より見れば、城門は南面して立てり（實見者宇土細川公家從岡川末童氏其の外の話）石材採取の節發掘せし時露出せりと云ふ。現今は此地桑畑となれり。而も其の礎石の一箇今日尙現存するは面白しをは南方轟村宇神馬毘財天と稱する小堂の前にあり。其の形狀は略々半圓形をなして長さ六尺五寸二分幅最廣（半圓の）の三尺六寸、上に柱を立てたる淺き切缺あり、其の長さ二尺六寸八分、幅一尺一寸六分、深さ五分許、中央に小さき水流しあり。石の高さ七寸五分（下は埋りて不明）あり。別に一箇は宇土町清光寺にあり、是れは板碑の臺石と爲せり。礎石の形は略々長方形にして其長さ五尺三寸、幅

四尺三寸、高さ一尺三寸（下は埋りて不明）ありて、上部には柱材を据ゑたる淺き切り欠きあり其の切欠きの所より幅一寸深さ五分許りの水流しあり。切欠きは長さ三尺一寸、幅一尺四寸、深さは五分許りなるが、前記の神馬村にある礎石とは稍異れり。因て此の礎石は城村の礎石とは異なる城門の礎石なるべし、土人が初めは此の二箇の礎石は同一の場所のものなりと云ひしも吾人が實測の結果誤れるを知れり。尙清光寺に存する礎石の上に立ちたる板碑は享祿二年の年號ありて彌陀三尊を刻し、彫刻優秀にして、板碑として貴重のものなり。

(2) 大手、搦手、然して茲に一の大なる疑問の存する處は前記の城門の下方に當りて小池の跡あり、土人はこれを大手池と云ひ、又此の地方を大手門跡ならんとの傳説あり。吾人は此の意見と傳説とは賛同する能はざるなり。そは先づ宇土城の大手搦手を決定するには宇土城の構造より研究せざるべからず、宇土城は果して何れの方面に向つて正面となせるか、裏面となせるか、余は宇土城周囲の地勢より推考して、北方の熊本方面又は海上に對し、或は東方の南北即ち薩摩熊本に交通繁き方面に對して正面とし、即ち大手となすは當然なるべしと信するものなり。されば南方又は西南方の山陵近く相迫る地勢廣濶ならざる方面に對し裏門即ち搦手となすを普通なりと信す。然して現今城の東北部地方に黒門又は黒門池跡と稱する地方あり、此の附近が或は此を去る西方の地かが必ず大手ならざるべからず。然るに土人は前記の城の西南を大手と稱す、これ吾人が首肯する能はざる所なり。殊に慶長五年九月二十日加藤清正

の兵が宇土城を攻むる戰記に「寄手大手黒門口に押寄せ竹束を付寄けると云々」(古記集覽)又「清正當國大津より隈の庄通り松橋に出井牟田の尾崎より上りて神山に出づ、加藤百助石瀬に陣取り吳服町を燒拂ひ黒門口を攻む、城の西口(馬場村の方)の角加悦飛彈追手口飯田角兵衛之を攻む助右衛門は城の西口より攻蒐り云々」(肥後國志)とあり、前記の大手黒門口とは大手なる黒門口の如く思はるれども、後文には加藤百助が黒門口を攻め城の西口は角加悦飛彈追手口は飯田角兵衛之を攻むとあれば、黒門口と追手口とは全く異れり然し茲に注意すべきは、城の西口は角加悦飛彈が攻めよせるとあり、此の西口こそ即ち特に(馬場村の方)と注記までもあり、此の馬場村の方こそ全く土人が云へる大手方面に相當せりそれを別に西口と記せるを見れば西口と追手方面と全く異なるを示すものたり。故に吾人は前記の如く大手門は必ず城の北方か東北方に在りしを信ず而して搦手が即ち城の西方面たりしを信せんを欲す。尙肥後國誌にも「古城迹本丸より二丸に下る坂を三年坂と云ふ(不知所以)本丸北向追手門の迹とて大板二本あり又天守迹とて近世迄耕さざる所あり、黒門の迹の邊に千引石とて大石あるを里俗は往昔落星化して此の石と成れりと云ふ難信用、此の邊田島の地名は古の町屋の名を稱す」との記事あり、即ち本丸の北向が追手門と云ふ大板二本あり(今此の板は存せざれども)、又黒門の邊りに千引石とて大石ありと云ふは、今尙田島の中に依然として巨巖蟠居す此の記事によりて愈々黒門と大手門と異なること及び大手門が西方にあらざることを傍證すべし。然れども宇土城舊地圖と對照すれば、黒門口らしきものが東北方

に存せざるは此の地圖の誤謬なるにや、他日の考定に之を待たんと欲す。搦手の門は之を熊本高麗門の禪定寺の門となす(一説に城代並河志摩之を移すとの説あるもの)禪定寺には今や此の門無し。或は曰く高麗門禪定寺は並河の菩提寺なり、因つて寺の冠木門は宇土城の黒門を移せりと、破風の瓦に小西の紋付たるもの今に残れり(肥後國志)と云ふ。吾人禪定寺に之を求めしも、定紋付の瓦は未だ發見せず。

(3)三丸の區域 三丸の境域は如何なる邊まで擴大せしか現今不明なれども、吾人は南方に向つて廣く現今の轟村字神馬の丘陵地一帯まで擴大せしなるべしと信ず。明治七八年頃までは神馬字城の部落の北方の丘陵地が陵夷して低地となれるの絶端には、堀の跡歴々として存せりと云ふ。(現今平野宇八、石田亥吉の宅地の石垣の邊まで)斯く三丸が南方に廣大の地域を占領するは肥後國志に「三の郭の内外に三家老の屋敷あり其跡今は畑と成り其名を字とす」とあるもの即ち此の邊なるべし。尙同書に「三の郭の地續き東に城神山村あり是れは城を削たる後、慶長年中に出來たる新在家なり、今畑中に三の郭と外郭との境目の驗に石垣の根石残れり、堀は無之、此境目の内外に昔は諸士の屋敷有之たる由」と記せる此城神山とは、現今の神馬村の部落にて、三丸と接続せるを知るべし、且慶長年以後の新村邑たるも、此の記事によりて併せ知ることを得べし。恨むらくば吾人は未だ三郭と外郭との境目の驗の石垣を發見する能はざるなり。

(七)城外桑滄の變

宇土城は小西が修築の際川筋等も堀替へたりとの事なれど、如何に變移せし

や不明なり。小西行長以後既に桑滄の變少からず、加藤勢宇土城を攻むるとき清正の「船奉行梶原源太兵衛、(一説に助兵衛)鹽田表の瓢箪淵に船を乗込所を城内より見て大筒を放ち懸梶原が乗たる船は云ふに不及、其外十餘艘の船或は打沈め又は打破散々に成り梶原も打死す」とあり、即ち此の記事によれば宇土城近く此の時まで入海なりしことを知るべく、且つ瓢箪淵の名今尙存せり、そは二丸の北なる三宮サン街道(轟往還)の北方數十間の處より東に向ひ狹長の地域を占め北方城址の直下に田地となれる所まで來れり。此の瓢箪淵と云へる東端の田地の中に今尙橋の一部が残れりと云ふ(宇土町前田友一氏の談)此の瓢箪淵は前記の清正公の船奉行梶原源太兵衛の兵船の入りし所なり。又た古記集覽に曰く「小西領の時は西の川口より内に新開村と云ふ所より(從城西に當る行程一里の内)宇土の城際へ潮入有之城下右に云ふ瓢箪新に移り夫より惣堀へ續きたりと云ひ傳ふ今は田地となり川筋今不詳云々」とあり、今二丸城址に登り西北を瞰下すれば、前記の瓢箪淵の西端(地勢の稍々低きより想像して)より幅數十間許の稍々低地あり、蜿蜒として西北に向ふ、而して此の低地の内には點々として畑とも田ともなる能はざる荒地ありて存す、是れ古記集覽の宇土の城際へ浸入ありと記するもの、跡にして小西時代には城下を去る一里餘の新開村(今の綠川村の綠川に沿へる部落)の邊より溶々として海水浸入し瓢箪淵に來りて一層深くして全く狹長の入海將た海灣の狀をなし恰も淵となりて夫れより城の濠へ接続したるべし(城の堀すべてが海水の浸入せしにはあらざれど)と云ふ。此の潮入に沿うて加藤勢の梶原の海軍が浸入し來り却つ

て瓢箪淵に於て十餘隻の兵船は撃沈又は破壊せられ司令官梶原も遂に戦死せるものなるべし。今や時移り物換り此の海水浸入せし所謂潮入も瓢箪淵の海灣も全く田地となりて見る能はず、斯くて小西領以來三百年の間に陸地と變するに至りぬ而して今瓢箪淵の北方一帶の畑の間に鹽田と云ふ地名の存する所ありて、小西時代には此の地に家十數多住居し、尙其の鹽田の東北地方には細工町など稱する小名ありて存するは、三百年前は宇土町の人家が此の附近に櫛比して其の街衢をなせる時の町名殘存するものたるべしと云ふ。又以て桑滄の變の速かなるに驚くべし。

(八)西岡城址 宇土城址即ち小西城址の西方に一丘陵あり(小西城址の西方十餘町)西岡と云ふは土俗名和城址と稱するものは何れの時代に築城せられたるや、將た誰れが其の城主たりしや明白ならずと雖も小西城址と相對立して其地形より見ても其傳説よりしても一の城址なるが如し。標高四十米突三にして小西城址よりも高く、頂部は平坦廣淵にして土俗千疊敷の名ありて丘陵の周圍には別に石垣又は壘壁の痕跡なく、且つ何等の城址たる史料は存せざるも名和城址と云ふは前文沿革の項に述べたるが如く文明年中名和顯忠(或は武顯が)宇土爲光を撃ち伏て西岡に住したるなるべし然しこれも何等徵史の根據なし。唯だ「伯耆殿屋敷は宇土城迹より西に當る上の野と云ふ伯耆家在住の時の館迹にや不分明」(肥後國志)と云ふ傳説あり、因て考ふるに城郭と云ふ意味も時代により甚だ難駁にして、鎌倉時代より室町時代にかけては所謂城寨を城と云ひしは當然なれど、王城即ち京城を城と云ふ場合もあり、其他防備を施したる邸宅或緊要なる地形、又壘柵鹿砦の如き防禦設備をも城と稱し時には或地域更に又地方などを城と呼べりとぞ。然れば名和氏の居館が此の地にありとせば城の名存するは偶然にあらざるべし。然して名和氏以前の菊池則隆の庶流が代々宇土に住せしものは此の西岡なるか將た東方の所謂宇土城址なるか明白ならざることを遺憾とす。宇土城址につきては此の外研究調査すべき事項多しこは他日改めて記述せんと欲す。(本調査には宇土町役場殊に高濱助役宇土細川家の家從岡川末童氏訓導中川貞彦氏に負ふ所多く又宇土町の前田友一、宮原義雄氏も種々便宜を與へられたるを感謝す)尙宇土城址につきて近く發行せられんとする熊本縣史蹟調査報告に各種の地圖及び城址圖を入れて比較研究せり、參看を乞ふ。

□小西氏城居懷古

維昔豐王霸九區、

西侯亦是彭黠徒、

三韓大役先群帥、

八道蕃兵伏一呼、

□自風雲青野誤、

遂看城壘黑門孤、

祇今四海謳歌日、

猶使英雄憶壯圖、

(采芹集)

△西念寺の鯨 本四丁目西念寺と稱する寺あり、慶長九年僧明西之を開基す。明西藩主細川忠利と頗る懇意にして忠利時々同時に駕を枉けらる。寛永十四年島原の亂起るや忠利征討の命を受け兵を率ひて其の地に渡航せんごし、宇土郡網田村の漁民を役して舟楫の準備をなさしめんとす。漁民等島原の亂徒が耶蘇信者なるに恐怖し一人の應ずるものなく、忠利甚だ之に苦む。此是網田村は西念寺門徒多數なるを利用し、明西をして懇に其の迷信を説破し、進んで藩命に服従することを諭さしむ。漁民之か爲めに多數の舟を醸し無事軍隊の輸送をなすことを得たり忠利歸陣の後此功績を賞し、紋章を與へ、堂に鯨を立ることを免し、且本堂修繕料として白銀百枚を賜はる。今以て本堂の破風軒瓦に紋章を刻し佛堂に鯨の逆立するを見る。或説には宇土櫓の鯨を下げ特に之を下賜せられたりとも云ふ。

△游龍松 (一名千石松) 寛永十四年島原の亂起るや宇土候細川行孝宗藩細川忠利と共に征討に従事す。井門重之年十八行孝に従ひ武名特に著し。其の後四海太平絶て戦争なく時人身親しく戰場を歴るもの幾んど稀なり重之齡七十有余致仕して宗中と號す。忠利の孫網利英武にして攻戰の談を聞くことを好む屢々宗中を進見して尤も寵遇せらる。元禄五年六月熊本城内武器の虫干あり。宗中請うて之を觀覽し、一々其の見聞するところを以て詳細に之を説明す。藪某臬さに記して網利に上る。網利大に喜び、命して其の好むところを與へんごす。宗中曰く益城郡三十丁の古松を得ば老臣の大幸何物か之れに如かんと時に松既に大なり、乃ち縣尹に命して數百人を役し、庭内に移植せしむ。爾來星霜幾度か移り、技葉繁

茂翠色蔚々恰も蚊龍の天に昇り又蒼海の浪に遊べる形にも似たり。當時宗中にして俸祿を望まば容易に下し賜はるべきをたゞ廉潔の心を以て松を望めることを世人嘆稱して一名千石松とも稱したりとぞ。

△生獅子 櫻町天皇の元文五年宇土候細川興文氏神祭に際し、獅子舞奉納の心願ありて家老諸役へ此旨沙汰せらる。當町本一丁目に八百屋勘六なるもの御用人淺井九郎右衛門方に入らせるにより、此者をして將來一丁目若者に獅子舞方を受持たしむべきに付獅子頭一組吟味差出すべき旨傳へしめらる。勘六之を一町目一統に協議せしが皆々大に喜び、幸八代町に獅子頭二組ある由を傳へき、直に若者數名八代に至り獅子家元、井櫻屋勘七方に越き、古き獅子一組(雌雄)を所望し、漸く其の目的を達し、雀躍して持ち歸り、藩主に提供せり。藩主亦頗る満足の意あり、仍て例年本一丁目獅子組に對し御藏米御切手十五俵宛下賜せられ、永く氏神(現今の西岡神宮)の神事に舞方を勤むること、なれり。又家臣佐久間某をして其の舞方を研究せしむ。某和漢の諸書を涉獵し、舞方、樂曲は勿論服裝の末に至る迄之を制定し雌雄の獅子鉦太鼓「チャンメラ」の樂器に面白く調節を合せ、愉快に珠に戯むるゝの態度は見る人をして思はず喝采せしむ(珠を取る唐子は之を珠釣と稱す)又別に派手やかなる牡丹車(造花)一臺あり、町内多數の兒女花の如く装ひて之を率き獅子に前後して町内隈なく練り歩すが如きは頗る景氣よき見ものなり。宇土の祭と言へばこの獅子舞を主要の奉納物となせるも故ありけり。舊作の獅子は俗に八代妙見明神の作として生獅子と稱し、現今是を崇敬して使用せず。他に二組の獅子頭を模造して之を神事に用ゆ。此の

獅子舞今舞本一丁目若者の専有に屬し、昔時に比し多少樂隊の服裝に欠くるところあるも、總て古來の習慣を遵守し町内の青年にして素行修まらざるものは獅子組に入ること許さざるの規約にして、一たび此組に入ることを得ば階級、格式頗る嚴格を極め相互の交情亦親密にして各自この名譽を全うせんことを力め居れりと云ふ。

古文書 古器物

- 一、面の薙刀一振 (三齊公一色義有御手討の際使用のもの) 一、大三景(脇差)一口 一、衆妙集一部 (幽齋公遺詠) 一、養子の杓茶一個 一、陣中用金の呼子笛一個(立孝公用物) 一、馬の畫(三幅對)
- (千利休自筆) 一、金屏風一雙狩野元信筆(字治川先陣、一の谷熊谷敦盛) 一、葦雁の畫二幅對(大幅)
- (狩野元信筆) 一、金屏風一雙狩野探幽筆(墨畫唐獅子) 一、葦屋釜一個 一、川越妙號親鸞上人自筆(南無阿彌陀佛の六字) 一、以上細川子爵家所藏 一、茶臼一個 一、三齊公下賜(松風と命名す) 一、香合一個三齊公下賜(春日野と命名す) 一、長刀一振(石山合戰使用品) 一、古鏡一面(源爲朝贈與) 一、金屏風一雙(吃又平か長殿司の鑑定)(以上西念寺所藏) 一、如來立像一休(惠信僧都作)(以上圓應寺所藏) 一、觀音立像一休春日作(以上西安寺所藏)

教育

△小學校の沿革、明治五年三月創設同十八年九月現今の校舎建築、同二十年小學校令改正と共に尋常小學校と改め四學級を編制せしが、漸次學級を増加し、同四十二年四月十二學級を編制し、同四十四年四月より修業年限三ヶ年の高等科を併置し、今や十七學級の編制をなし更に一學級の補習科を加ふるに至れり。創設當時より明治二十年三月まで草野邊氏校長たり、同年四月蘆田鶴太氏首席訓導となりて校務を統理せしが、二十五年七月堤尙彦氏訓導となり爾來佐々木乙、木下重太郎、坂井榮太郎、立山鎌太氏相尋で學校長となり、四十四年七月淺井寅喜氏を迎へて大正九年三月まで校長とし、爾後七月まで校長欠員、首席訓導中川貞喜氏代理七月末に至り現校長橋本留喜赴任現時町出身にして中等教育を受くる者は中學校二一、師範學校五、商業學校一一、工業學校三、農業學校一、女學校二〇、高等教育を受くる者十名なる。

△社會教育 町内社會教育に關する諸団体及施設等左の如し

- 一、青年團(團員數 八〇人 一年經費 七七圓一〇錢) 二、處女會(會員數 八〇人 年經費 一五〇圓)
- 三、自強會(會員數 一〇〇人 町内諸般の進歩改良をはかる原動力となり先導者たらんとす) 四、壯丁教育(入營前學校職員及在郷軍人團の幹部より適當の準備教育をなす)

△鶴城學館 往年町内に設立されたる鶴城學館に就いては既に第二篇に於て掲ぐる所ありしも當時の建設趣意書及び組織其沿革大要等に就き、曾て編者が淺井寅熹氏の手を煩はして得られたる資料あれば左に掲載することせり。

△私立鶴城學館に關する調査

一、創設 明治二十五年十一月 一、閉館明治三十五年三月 一、設立主唱者 設立者、宇土舊藩主子爵細川行眞 館長、上羽勝衛(宇土町出身) (設立に關しては上羽氏の主唱盡力による) 一、設立の主旨 △主意書 華族は皇室の藩屏國民の領袖たるべきは豫て勅諭の旨有之余不肖と雖も朝恩祖澤とに頼り叨りに華族の末班に列す安そ夙夜拳々勅諭の旨を服膺せざるべけんや余の嚮に輦轂の下を辭し當舊領地に轉住するや唯一身一家の便安を求むるにあらず聊か微力を致し地方の公益を圖り國家に關し萬分一を裨補する所ありて華族の本分を盡さんことを期す熟々本邦現今の形勢を觀察するに文物制度の美は年を逐ふて煥發し歐米諸邦と相比肩するに足るものありと雖も獨り國民全般の知力財力に至りては其差等相懸隔するものあり特に財力に於て其の最甚しきを見る是れ他なし教育の方法猶未だ備はらざるものあるに依ると雖も抑も亦數百年武治の弊農工商の實業の蔑視賤遇せるの余習自然年少子弟の頭腦に遺傳するものありて生徒間隱然實業に就くを厭惡する氣風ある之か一大原因たらんばあらず是を以て生徒の高等小學を卒業するや進んで高尚の學科を修むる資力を有せざるものと雖も退て父兄を助け農商の業務に

服事するを厭惡するもの多きに居る其の甚しきに至ては父兄を強ひ家産を傾け都會淫靡の地に留學し三五年の星霜を費し資盡て歸郷するや其の得る所は高談放論のみ其の長する所は肉休諸欲のみ家を興し國を益する果して幾何ぞ噫實業の振はず國力の盛ならざる實に故あるなり愛國の志士安そ慨然として起ち矯正の責に任せざるべけんや余の今般鶴城學館を創設し實業主義の方針を執り生徒を教養せんとするの微意實に斯に在り切に望む同感の愛國志士諸君余の微衷を諒し此舉を贊助あらんことを

明治廿五年九月

子爵 細川 行眞

△組織及沿革の大要 宇土舊藩主正四位子爵細川行眞明治二十四年東京を去て宇土に貫屬を移さるゝや主として地方教育の必要なるを感せられ資本金壹萬四千六百圓を投し鶴城學館を創立せらる而して土木功を奏し生徒を募集し假開館を舉行せしは二十五年十一月十七日なりき當時正科別科及女子部(簡易なる普通科を授く)を置き正科を分て本科(尋常中學に相當する學科)及豫科(高等小學に相當する學科)とし別科を分て初等別科高等別科(二初等別科は簡易なる普通科、高等別科高等專修科)とし生徒を教養せり廿六年九月高等別科を廢し廿七年四月初等別科を廢せり廿九年四月本科を二學年とし熊本尋常中學濟々費第三年級と連絡す女子部に温習科(一學年を設け普通科修業者を温習せしむ)專修科(二學年を設け裁縫科を專修せしむ)を増設す三十年六月豫科及女子部を解散し校舍敷地と共に宇土郡立鶴城高等小學校に譲與せり同年新に校舍を建築し専ら本科を置き二學年とし本縣尋常中學課程に依り生徒を教養し三十

五年三月終に閉館の止むなきに至れり。

△宇土の三傑 林正常、渡並詩、上羽勝衛三氏は互に交友の間なりしが、宇土にてはこの三氏を稱して三傑といひ又、三先生といへりぞ。林正常は天保十四年十月出生、藩學時習館教授となり又樹徳齊長を兼ね或は會輔堂或は舊熊本師範學校教員となり、また司法官たることありしが、官途を絶ちたる後は幾多の公職に擧げられ、舊改進黨の領袖たりし事等あり効績尠なからし明治二十六年十月廿五日逝く(行年五十一)渡並詩は佐賀縣書記官として合名ありし人天保十二年四月八日宇土町に生れ、上羽勝衛と俱に熊本に出でて櫛原塾に學ぶ、戸長若くは學區取締の職を經、白川縣八等屬を拜命の後一時内務省に在りたることあり、佐賀縣創設の際同縣に轉じ二等屬より進んで書記官となり明治二十三年六月廿八日病歿せりと。上羽勝衛は天保十三年五月宇土町に生る、幼にして宇土藩の碩儒草野團助に師事し後熊本に出で、櫛原塾に學ぶ。明治十二年一月宇土、下益城郡長、十四年七月菊池、合志、山鹿、山本郡長として城北の奇翁と呼ばれたる事あり、後九州商業銀行頭取として一時財界に雷名を馳せたる人なりといふ、大正五年十一月十日逝けり。

△草野、石瀨 幕末の儒者名は團助、石瀨は其の號なり。代々宇土細川家に仕ふ。先生幼時宇土相良氏の門人として修學し、更に熊本辛島塾に學び才學衆に勝る。遂に江戸昌平齋に入りて大に研讀し其學徳既に天下に知らる。歸郷後録百石を食み、細川家の講師となり併せて一藩子弟の教導に任ず樹徳齊は其の

子弟を教導せし學校にして先生は即ち其の校長たり微々として振はざりし宇土の文教、これより一時に揚り遠く笈を負うて來り學ぶものあるに至れり。偶々桑名藩主藤堂氏碩儒を招かんとして推奉を林大學頭に托す。林大學頭即ち草野先生を推す。依つて藤堂氏千五百石をもつて召さんとす先生は宇土の文教を振興せんことを一身の任として遂に應せず、微録に甘んじて益々職に勵む。加之大に宇土の藩政に與りその經倫よく民福を進め一藩の信望を集む未明に起きて城下を巡り早起きを進めたるが如き、當時早くも養蠶の範を垂れしが如き所謂知行合一の學徳と政教一致の善政の一斑を知るに足るべし文久元年五月七日没す年七十五、石瀨漫錄、四書評義等の著あり其の子蒲川先生(名は邊)又宇土藩文化の師なり、邊先生の養嗣子廣人氏、實子競氏(松岡家を嗣ぐ)共に教育界に盡すところあり(此の傳記は松岡氏の談に依る)

△寺院と人物 西念寺の由緒其他の記事は別項所掲の如くなるが、開基勝誓法師以來の住職中には高德碩學の人尠なからず、第八世蘭亭法師は殊に書家の聞へ高く(文政四年九月寂)其先考蘭阜法師は細川月翁公の歸依を受け學問深かりし人、經堂の如き其時代に建設されたりといふ近く遊界法師亦逸すべからざる人物なるが師は明治十七年八月歿せりよぞ(享年六十六才)均しく宇土町内なる西光院の住職中靈譽と法號を稱せし人あり同寺中興の祖なるが學徳共に備はりたる高僧なりしといふ。

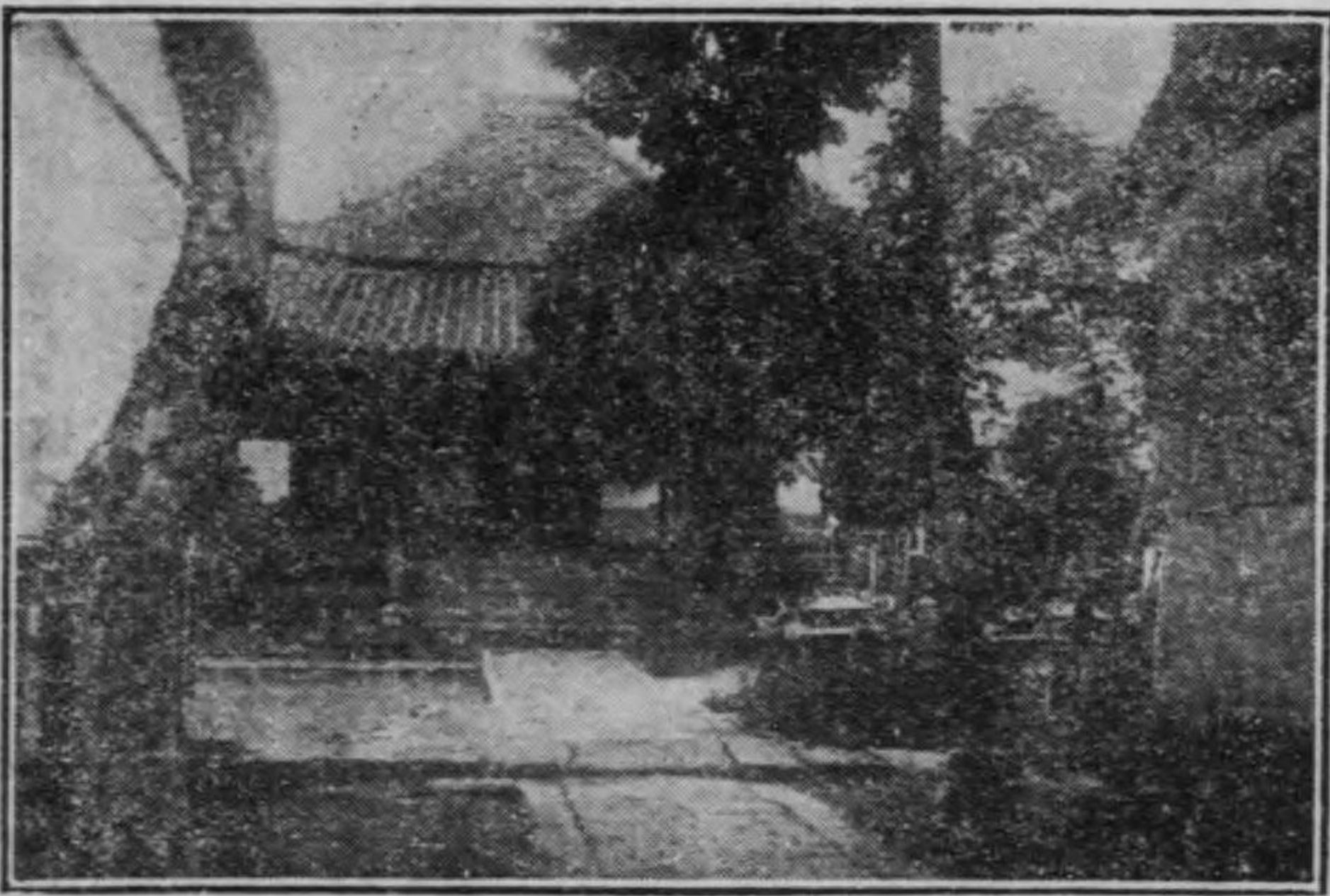
△社寺

(甲)神社

△菅原神社 祭神は菅原道真にして元祿十三年細川行孝の命により僧一學坊之を建立す宇土町石之瀬小路にあり

△稻荷社 祭神宇迦之御魂命往昔宇土城中にありしが現今宇土町四丁目小路にあり維新まで宇土侯祈願所たりしと云ふ。
人員三百五人あり。

△圓應寺 (浄土宗鎮西派) 細川忠興の歸依僧歷舉寛永九年忠興に従ひ八代に來り同十年壹寺を建立せり



(照三事記)

△壽量寺 飽託郡本妙寺末日蓮宗本尊釋迦牟尼佛(文祿二年癸巳八月開基日請創立) 一、堂宇間數本堂縱五半年 一、境内坪數三百六十五坪あり檀徒人員三百五十五人なり(甲斐國久遠寺末) 町内新二丁目にあり
△法華寺 (日蓮家) 本尊釋迦牟尼佛該寺は寛永四年四月創立にして智雄院日收開基と云(一に萬治二年とす) 甲斐國久遠寺の末に屬す 一、境内坪數六百貳拾貳坪民有地第一種檀徒

(乙)寺院

正保二年細川丹後守行孝に従ひ、宇土町に移り、同三年堂宇を造營す。圓應寺これなり。昔時は藩公より扶持米を賜り、檀家五百余戸を有せしが、今や堂宇いたく壞れ僅かに當年の俣のみを存せり。

△善行寺 (真宗西本願寺派) 細川忠興寛永九年八代に入國の時、豊前中津の僧明玄主公に従ひて來り、一寺を造營せしが、正保二年、丹後守行孝宇土に封せらるゝや、此地に轉じ、今の善行寺を建立せり。即ち藩公御供等の一也。寺に春日作不動明王の立像を藏す。

△清光寺 (浄土宗鎮西派) (善導寺末寺) 寛永九年細川忠興、豊前より肥後、八代に轉封の時、豊前の清光寺寺號を轉用して、一寺を八代松江に造營す。正保二年、細川丹後守行孝宇土に封せらるゝや、同三年、住職亦此地に移り、清光寺を建立す

△光國寺 (真宗西本願寺派) 寛永九年細川忠興八代に入國の時、豊前中津の僧教尊忠興に従ひて來り、一字を開く。正保二年行孝宇土に封せらるゝや、教順亦此地に光國寺を建立す。

△正榮寺 (真宗西本願寺派) 玉名郡廣村德榮寺の僧行念宇土に來りて本寺を建立す

△法教寺 (真宗西本願寺派) 寛永十五年僧宗惟本郡曾畑に一寺を建立せしが後此處に移る

△西安寺 (曹洞宗大慈寺末) 後伏見帝の御宇正安三年大慈寺第三世鐵山和尚の開基にかゝる。後小西行長の爲めに殿宇悉く烏有に歸せしが、寛永三年郡令關某庄頭松永氏政等住職祖練とはかり、一寺を建立し、大正二年改築竣工せり。尼寺なるが名工の手に成れる佛像多し。

△常願院 (真言宗醍醐派) 豊前中津の僧坂崎寶藏坊寛永九年細川忠興に従ひ八代に來りしが、後正保二年細川行孝宇土に轉封せらるゝや、寶藏坊の長男秀海此の地に移りしが、曩に小西行長の爲めに、兵火にかへりし常願院を再建せり。爾來宇土侯の祈願所たり。

△吉祥院 (真言宗醍醐派) 貞享四年東光院の法類豊前中津の僧一學坊一寺を建立す。細川行孝の命により藩公の祈願所となる。

△寶性院 (真言宗醍醐派) 白川天皇の御宇應徳二年天満宮を建立し元龜三年十一面觀世音菩薩及び不動明王を勸請し天臺宗光園寺末に屬し延寶年間真言宗に轉ず。

△崇雲寺 (真宗西本願寺派) 寛文元年林哲開の建立なり。

△衛生

△疾病の種類 町内疾病の種類は他町村と著しく異なりたるものなく凡そ左の如し。

- 一、傳染病 腸窒扶斯、バラチフス、赤痢、肺結核、麻疹、チブテリ、百日咳、流行性感冒、痲疾、微毒
- 二、消化器系の疾病 急性慢性の胃腸加答兒、肝臟疾患
- 三、呼吸器系 アンギナー肋膜炎、肺炎、急性慢性氣管支加答兒
- 四、生殖泌尿器 腎臟炎、膀胱加答兒腎石

五、血行器 動脈硬變、心臟病

六、精神神経系 精神病、神經病、風土病とも稱す可きはチーフス、バラチーフス、十二支腸虫病、トラホーム、ローマチスなり。

△患者及死亡者數 最近の分左の如し

一、患者數大正元年度四二九九名、大正二年度四八九七名、大正三年度五七二三名、大正四年度四八三六名、大正五年度四七八〇名、大正六年度四五二七名、大正七年度五九七五名、大正八年度四六三七名

△傳染病患者數

年 度	チフス	赤痢	チブテリヤ	コレラ	計
大正二年度	三七	九	〇	〇	四六
大正三年度	六	五	二	〇	一三
大正四年度	五	八	〇	〇	一三
大正五年度	四	二	〇	一	七
大正六年度	四	三	〇	〇	七
大正七年度	一	一	〇	〇	二

一、死亡數

大正八年度	二八	八	一	〇	三七
-------	----	---	---	---	----

年 度	本籍者死亡	在住者
大正元年度	一三二	五二
大正二年度	一二八	一一四
大正三年度	一〇八	七三
大正四年度	一三〇	一〇二
大正五年度	一〇二	八三
大正六年度	一二四	九五
大正七年度	一七二	一一一
大正八年度	一五五	一一二

傳染病豫防の施設には衛生組合あり、當町二十個區の各區を概ね一組合とし地域の都合上二十三個組合に分ち衛生組合規約に基き活動す各組長ありて衛生上諸般の事務を處理す、又汚物掃除請負者ありて汚物塵芥の掃除をなす。清潔検査は豫め検査期日を町民に知らしめ宇土分署員宇土町役場員衛生組合長立合の上各戸細密の上検査をなす。避病院は大字段原字南段原(二二〇番地)に在り。病室十九室を有せり。

り。

醫院左の如し 吉田廉(内科、外科)金森繁喜(内科、外科、皮微科)中山清(小兒科)福田達三(内科、外科)神尾三伯(産科、婦人科)松本熊雄(齒科)豊島彦三郎(眼科)小畑俊藏(眼科)

△壯丁検査成績 大正八年度成績左の如し

計	甲	乙	丙	丁
歩	三三	二六		四八
騎	一			一
砲	一			一
工				〇
輻輪卒國	三	五		八
免	一	二	七	七
水	一		三	六
其他	一			一
計	二七	三五	七	一三
				一三
				八五

トラホーム患者數七、花柳病患者數一
又大正九年度には

甲	歩	騎	砲	工	輻輪卒國	免	水	其他	計
一四					三	一	一		一九

計	丁	丙	乙
二四		一〇	
〇			
一			
〇			
〇			
七		四	
一四	一四		
六	五		
一			
二	二		
五	二		一五

トラホーム患者数一 花柳病患者数一

衛生上の設備として上水の施設あり即ち轟村の泉水を石製樋管にて當町に導き、船場川以西の大部は之を使用す。水道管理者は宇土町長、其維持費として若干の金額を賦課徴収す。水道上水力及ばざる地域は堀井水を上水として使用す。石之瀬地方の井水は概ね良質なるも村部は水質不良のもの多し。下水道は二條あり、共に下方は船場川に注ぐ。然れども水の流通甚だ不良にして汚水充滿臭氣堪ふべからず雨後其他に於て浚深を行ひ居れり。

△學童衛生狀況

一、學童身体検査成績

年 度	検査人数		脊柱不正	上 体	中 格	薄 格	近 視	眼 疾	聽 障	力 耳	害 耳	疾 齒	疾 病
	男	女											
大正六年度	四三六	四三六	五	一三三			二	二	一四六	二九	一七	一九	九二
大正七年度	四三三	四三三	七	二二九			二	三六	一八二	四三	三六	一六五	一二五
大正八年度	四六一	四六一	五〇	一四七			六	四六	一九五	二〇	三三	一四九	一二七
大正九年度	四三六	四三六	四	一〇四			三	二	一六〇	二二	二二	一四九	一二五
計	一七〇	一七〇	二六	五二二			一三	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二

年 度	検査人員		瀧性單結膜炎	性注意症	ト 輕	ラ 重	ホ 甲	乙	計	ム 百分比
	男	女								
大正六年度	八〇六	八〇六	〇	〇	二四二	六	一〇二	二五〇	三、〇二	
大正七年度	七九七	七九七	〇	九	一五二	三	七	一七二	二、四〇	
大正八年度	七四四	七四四	〇	五	一四三	〇	二八	一七二	二、二九	
大正九年度	八〇八	八〇八	〇	六	一三三	一	三〇	一六五	二、〇四	

一、檢眼成績

年 度	検査人員		瀧性單結膜炎	性注意症	ト 輕	ラ 重	ホ 甲	乙	計	ム 百分比
	男	女								
大正六年度	八〇六	八〇六	〇	〇	二四二	六	一〇二	二五〇	三、〇二	
大正七年度	七九七	七九七	〇	九	一五二	三	七	一七二	二、四〇	
大正八年度	七四四	七四四	〇	五	一四三	〇	二八	一七二	二、二九	
大正九年度	八〇八	八〇八	〇	六	一三三	一	三〇	一六五	二、〇四	

官公署及各種團體

△町役場 宇土町八百參番地にあり、明治二十二年六月九日の設置にして敷地總坪數二百八十一坪建坪五十五坪、明治二十二年以來の町長助役收入役左の如し

△町長		△助役		△収入役	
就職年月日	氏名	就職年月日	氏名	就職年月日	氏名
明治二十二年六月九日	菅 一郎	明治廿二年六月九日	田邊 稱美	明治廿二年六月廿日	菅 正英
同二十二年九月十二日	田邊 稱美	同二十二年十月五日	高柳 轍	同廿六年七月五日	同
同三十五年七月廿五日	淺井 九郎	同廿六年十月十四日	高柳 轍	同廿六年七月廿一日	矢島 篤宣
同二十八年八月十二日	慮田 怒同	同二十八年三月四日	山之内 信	同四十年一月十四日	中村 俊房
同三十二年九月十九日	慮田 怒同	同卅二年三月廿五日	同	同四十四年一月十五日	草野 匡輝
同三十六年七月十日	田邊 稱美	同三十六年四月八日	西岡彌次郎	大正四年二月十三日	松本 惟晴
同四十年七月十九日	同	同卅七年十二月三日	田中 質		
同四十四年七月十五日	同	同四十二年十二月八日	同		
大正三年一月十三日	田中 質	大正元年十二月廿七日	同		
同四年七月	日井上新次郎	大正三年四月一日	高濱 満雄		
同六年八月二十一日	岡崎 忠藏				

現今役場吏員左の如し

△町長 岡崎忠藏 △助役 高濱満雄 △収入役 松本惟晴

△宇土警察分署 宇土町大字宇土(七百九十八番地)に在り。明治十六年宇土町大字宇土一丁目民有借家に置かれ熊本警察署宇土分署と稱せしが、明治三十年三月同町大字宇土門内七百九十七番の二並に七百

九十八番地に建築移轉せり。元三角警察署の所屬なりしが明治四十二年警察區劃變更の結果松橋警察署の所屬に歸して今日に至り、巡查駐在所は轟村、緑川村、網津村、花園村、不知火村、不知火村大字崎の六駐在所なりしが警察區劃變更の爲宇土郡不知火村を松橋警察署に松橋警察署管内守富村を宇土警察分署に屬せしめし爲め一駐在所を減するに至れり。近年の署長は陶山、甲斐、鷹木、村上、甲斐諸氏を経て荒木茂雄氏に至る(現在)。

△郵便局 大字宇土(六百七十番地)に在り。沿革左の如し

一、業務開始

郵便 通常 明治五年七月一日
 小包 明治二十六年七月一日
 集配 明治五年七月一日
 電話 交換 大正二年六月一日
 通話 明治四十四年三月十六日
 爲替 内國 明治十三年八月四日
 外國 明治二十五年五月十六日
 貯金 明治十三年八月四日

一、局長

小笠原壽長(自明治四十四年五月二日至大正七年九月十七日)宗方壽男(自大正七年九月十七日至現今)現在局員左の如し 局長宗方壽男、局長代理兼通信手、中島庄太郎、通信事務員小林信喜、江口行、府藤一男、脇戸諒、那須初幸

電話交換手 小谷セイ

集配人(郵便部)五人
(電信部)二人

遞送人二人 通信工夫一人

△通常郵便

引受總數	大正八年度	七年度	六年度	五年度	四年度
配達總數	六四五、三二	五五九、八九二	四五二、六二九	四七一、九八一	七八八、八八五
	七一九、六六七	六五六、三七三	五五二、三三	五五五、三〇八	七九二、四九六

△小包郵便

引受總數	大正八年度	七年度	六年度	五年度	四年度
配達總數	五、六六三	五、四九三	四、二三四	三、九三三	四、二六二
	四、九九二	五、〇四〇	四、二三五	四、〇三八	四、二九七

△電報

發信通數	大正八年度	七年度	六年度	五年度	四年度
受信通數	六、七四二	四、八二五	三、七五七	二、七五五	二、七七三
	九、三二一	六、九八九	五、五四八	四、一三二	四、〇九五

△電話 大正二年六月より架設さる。年々加入者増加し同一加入區域内に於て加入者相互間の便利は勿論加入區域外に於ける大正八年度の通話時數七、六五一時に及べり。

△宇土町青年團 本團は本町内居住の男子にして義務教育を終へたる者、又は之れと同年齢以上二十歳以下の者を以て組織し、事務所を宇土尋常高等小學校内に置く。宇土町には從來統一したる青年團の組織なかりしが、大正六年一月十五日郡訓令を以て郡内各町村青年團準則並實施上の注意を發表せられ宇土町は同七年二月十一日發團式を舉行し、爾來補習教育、自治訓練、風紀改善、實務練習、身體鍛練等に意を用ひ居れるが、現在團員は七十名團友十名あり。

△處女會 は大正八年十一月十五日の創立にして、本會は處女の徳操を進め、家庭及社會の實生活に適切なる智能を修得し以て良妻賢母たるの素養を得しめ併て社會の進歩風紀の改善を圖るを以て目的とせり。

△産業組合

△宇土町信用組合 有限責任の信用組合にして明治四十五年一月の創立、宇土町行政區域内に住する年齢十七歳以上の有志者より成立し、宇土町繁榮策の金融機關となり、産業に必要な資金を貸附し、一方勤儉貯蓄の良習慣を養成し、尙其の貯金をなすに便宜を得しむるを以て目的とし、組合人員七十六名

口數百九十八口、一口の出資貳拾圓なり。而して一方貯金と併せ、壹萬六千九百九十五圓餘の現金を以て商業資金、製糸資金、工業資金等に融通し徐に活動をなしつつあり。

△宇土信用組合、有限責任にして築籠、松原、段原、江部四部落農業者の組合となり、部落農業の發展を圖るため、農業に必要な資金を貸附し一方勤儉貯金の良習慣を養成するため貯金の法を定め其の貯金をなすに便宜を得しむるを目的とする組合なり。加入者人員七十餘名にして口數百五十口一口の出資額は貳拾圓なり。現在の活動は現拂込金及び貯金とを併せ三二、四六一圓餘の貸附をなし農具肥料其の他の農業に必要な資金を融通し居れり。

△運輸交通、國道は熊本より南に川尻を経て、當町の中央を過ぎ松橋に至る。鐵道 停車場は下益城郡守富村にあり。九州本線は當町の東南部を通過して松橋に至り本線より分岐せる三角線は町の北部を過ぎて三角町に至る、當町は交通上重要な位置に在るなり。

「教育記事補遺」 宇土實科高等女學校は別項記載の如く大正十年度より宇土町に於ける尋常高等小學校内に附設したるものなるが同年十月十日開校の式典を舉行し附帯行事として生徒の運動會及び成績品展覽會等の催はしを爲したり

宇土町 (終)

第九章 轟村

△地勢、宇土半島基部の中央に位し、東北は宇土町、北は緑川村、西は網津村、南は不知火村に連り宇土郡役所より東北東六里二十六町を隔る。本村西部より南部に互る緑川、網津、不知火との境界部は宇土山脈の起る所にして山岳重疊し總面積の約五分の二を占む。平野は東北部に開けて宇土町に續けども城山、西岡の二丘陵其の中に隆起し、平野の占むる面積割合に少し。山岳丘陵の重なるもの左の如し。

- 一、陽白山 七一一尺
- 二、御殿山 七一五尺
- 三、西岡 一三三三尺
- 四、城山 五三三尺

本村には一の河流なきも椿原區は、北に緑川と近く相接せんとし、其支流より溝を引きて灌漑の便を得其他は御殿山の麓に湧出する轟泉、陽白山の中腹、西谷、神原等より湧出する泉を引きて灌漑用水し、溜池は三藏の池最も大にして、網津村字網引境より流れ來る水を溜む、他は神原栗崎等にあり。其の規模小なりと雖も旱害を救ふに缺ぐべからず。

△廣袤、東西—三十六町 南北—三十町 面積〇、四八方里なるが、地目反別及民有官有別等左の如し

地目	反別	民有	官有
畑	田	一九四〇、五〇七	一九四〇、五〇七
		二二八九、一〇〇	二二八九、一〇五

山林	二九四六、一〇	八八四、〇〇	三二四、一〇
宅地	五八二、八九九	五八二、八九九	
原野	二九三、二八	二九三、二八	
其他雑地	五五、〇一	五五、〇一	

耕地整理を爲せるは栗崎區にして舊反別二六六三畝〇〇歩新反別二八一九畝一九歩工事費一四三三圓を要したり

尙ほ本村水利に就いて記さんに前記の灌漑状況と共に名高き轟泉は宮庄、石橋、馬場區等の飲料水となるのみならず宇土町の大部は此の泉を引きて飲料水其他の用に供せり三藏池の下流地方に於ては此の水を引きて水車を回轉し、陽白山の中腹より湧出する泉は神山區の飲料水となる。

△戸口、戸數は本籍三八三(現住三六九) 人口本籍二五五一(現住二〇三七)

年 度	男	女	計	年 度	男	女	計
明治四十三年度	一、二〇〇	一、二八二	二、三九二	同 四 年 度	一、一七五	一、三〇〇	二、四七五
同 四 十 四 年 度	一、二一八	一、二七〇	二、三八八	同 五 年 度	一、一八七	一、三一九	二、五〇六
大 正 元 年 度	一、三三〇	一、二六八	二、三九八	同 六 年 度	一、一九八	一、三二一	二、五〇九
同 二 年 度	一、四四五	一、二八六	二、四三二	同 七 年 度	一、三三二	一、三〇〇	二、五五二
同 三 年 度	一、一五五	一、二八七	二、四四二	同 八 年 度	一、三〇〇	一、三〇六	二、五五六

△參照 大正九年十月一日國勢調査の結果による男女數 男八八七、女九九九(計一八八六)

△職業別、左の如し

- 牧畜養蠶 二五〇 織物業 一 飲食物嗜好品 五 紙製造 二
 - 土木建築業 八 竹細工 一 林産及狩獵 一 物品販賣 五
 - 土石類採集 一 官公吏 四 自由業 七 其他の有業 二
- △陸、海、軍、人、及、軍、屬、 陸軍に在りては

次に海軍、左の如し

種 別	將 校	下 士	兵	卒	計
現 役	一	四	一〇	一〇	一五
歸 休	一	一	一	一	五
豫 備	一	一	一	一	一
後 備	一	一	一	一	一
補 充	一	一	一	一	一
合 計	一	五	一〇	一〇	一八

種 別	將 校	下 士	兵	卒	計
現 役	一	一	一	一	二

豫備	1
後備	2
合計	3
博	1
賭	2
合計	4
打	1
歐	2
合計	4
盜	1
竊	2
合計	3
許	1
取	2
合計	3
大正元年度	2
同 二年度	1
同 三年度	1
同 四年度	1
同 五年度	1
同 六年度	1
同 七年度	1
同 八年度	1

尙ほ右の外國、民軍は第一海軍兵卒(二四)第二陸軍兵卒(二二三)年、金恩給受領者は三其金額三七五圓なり
 △赤十字社員愛國婦人會員 一赤十字社員 特別一修身六一正社員七〇(計一三二) 愛國婦人會員は特別二修身二五通常九(計三六)

△結婚離婚出產死亡(大正八年調)下の如し 結婚四一離婚七出產七〇死亡五一なりとす
 △犯罪の種類及其數 自大正元年至大正八年禁錮以上受刑者數を左に掲ぐ

年 度	種 別	盜 竊	取 許	財 欺	横 領	賭	博	歐	打
大正元年度		1		1			1		2
同 二年度		1		1			1		1
同 三年度		1		1			1		1
同 四年度		1		1			1		1
同 五年度		1		1			1		1
同 六年度		1		1			1		1
同 七年度		1		1			1		1
同 八年度		1		1			1		1

郷土の沿革

本村は細川家支配の下にありて、其行政區域馬場、城の兩村は松山手永に屬し、他は全村郡浦手永の管轄に屬せり。之を現今より見れば一村内にして其所屬を異にし統轄宜しきを得ざる感あるも、其當時は統轄上の區分より斯くなりしものか上司として御郡代總庄屋等あり。明治維新と共に廢藩置縣の制となり此地方一帯は八代縣にして本村は第八十九區に屬せり。其後降て自治制頒布に至り轟の村名を附するに至り、飯塚、惠里の二ヶ村は緑川村に屬し現今に至れり。里正以來戸長、村長調(大正十年五月)左の如し

- △里正 平原道泰 (舊記火災の爲め焼失し)
- △戸長 平原道泰 (爲め焼失し)
- 同 大久保勝喜 (年代不明)
- 同 田邊稱美、明治十六年——二十二年
- 同 村長西岡彌二郎、二十六年——三十四年
- 同 西岡彌二郎、三十八年——大正六年
- 同 田邊稱美、明治十六年——二十二年
- 同 村長西岡彌二郎、二十六年——三十四年
- 同 西岡彌二郎、三十八年——大正六年
- 同 淺川伊久馬、六年——(現在)
- 同 村長稻原伊玄、二十二年——二十六年
- 同 稻原伊玄、三十四年——三十八年
- 同 淺川伊久馬、六年——(現在)
- 助役 佃信壽、(現今)

史蹟口碑傳説

△鶴見塚 緑川村にあり抑々鶴見塚邑由來委尋に人王六十代醍醐天皇御宇延喜元年辛酉極月宇土郡石橋村に御門何某と申ける夫婦の者此人孝心厚生類憐志深正直專と嗜けれども前生因縁にや未だ子なし極々貧乏にして夫は野山の柴をさき賣り代へ妻は女の手業に絹を一端織調へ大晦日の朝夫は町に持出是を代かへ年越の用物求めにて鹽田と申所にて折柄わな指鶴一羽とらへて既に殺さんとす彼の夫是を見て憐む志發り何とて此鶴助けんとて緋指にむかひ此方所持の絹を其鶴とかけ給へかしと念比に斷りければ緋さし代かへ物氣に入其方願の通代へ可遣とて双方かへくける鶴は其所に放しければ虎狼の難をのがれ嬉氣に飛去けり御門何某は緋は鶴さかへければ町へ行くも益なしとて直に我家に歸り右の始末一々妻へ語りければ甚だ喜悅湯淵にて年を取るとても少も不苦鶴は千歳の齡壽名鳥を助此上の目出度年越やあらんとて夫婦歡て其日くれければ五時分一人美女來て一夜の宿をこふ主曰く此家貧乏にして留めたとて一飯も進する事を得脇方へ宿をこひ給へといふ彼の美女の曰く各様の御難儀自も推量せり自は親もなければ夫もなし一身の女にて貯への用物あり皆様へ參らせ一所に年を越したしとて云ひければ御身の氣のまま次第にし給へとて留めけり美女絹の袋に米壹升程入たるを此米三粒釜へ入たき給へ其釜に満ち御飯出來すべし又此筒一の參らすべし何程絹を織ても管へる事あるべからずとて貳品寶物預けける此女

逗留しければ後に養女となる夫婦孝行をぞ盡しける右の希有なる養女たるに依て時の國主へ奏聞して御裏に可被抱由養父深く嘆き段々御斷申上ければ料料金千兩被仰付けり養女料料金の語りければ少しも氣遣れ給ふまし明朝御身木原山へ參り鶴の葉千枚取來り給へ黄金千兩用意せん云云其夜明け得て急ぎ木原山へ行き鶴の葉千枚持參しければ其夜内美女化力にて黄金となる是を上納しければ其沙汰止ぬ其後兩親に養女曰く此間滞留いたし殊に養女となる御一生孝行仕度候得共思もよらぬ上聞に達し漸く理り相立候得共又もや詮議も御座候て夫婦に難題懸りいか程の事もや出來しけん私實人間にてなく去暮御助被成たる鶴にて候得ば最早御暇可被下涙共に語りければ夫婦驚扱は左様にて候ぞいはしき事共哉さらば暇乞に定候方迄見送り申とて今の村上北山畑迄行ければ是より白鶴となり北指て飛去り往きぬ夫婦肝をけして哀雲や霞と見上げ見下おろし或は嘆き或は悦び此所に千部經を納め塚を築而鳥類の苦患かれぬ事祈願す古今思議なる各鳥奇特哉云々、(古文書)

此夫婦各の塚南に屋敷有住所とす其後男女三人出産して其名丹波式部伯耆と云子孫繁榮す田畑を耕して濟候す則村名鶴見塚國主銘目下されける也干茲延喜年中より村建發る干時延喜の頃管家尊天滿大自在天神者本朝文道の宗祖而威德遍於宇宙人敦不尊崇神靈代延喜元より至文明元己丑載凡五百六十八年續く干茲當國宇土領主菊池彈正少弼爲光文明丑年崇管神而築廟於鶴見塚山上以爲邑中守護の社寄附神領田六反畑二反十一月十一日祭祀禮邑中安全五穀成熟老少息災子孫繁馬牛安昌守護神壽云々延喜元年より至文明

元五百六十八年文明元より至享保二十年二百六十七年（以上原文の儘）

「附言」今尙舞出しとて轟村字馬場入口にあり宇土城を向鶴城と云ふも此に起因すと云ふ信か

△百官石、（西岡神社内にあり）百官石（有神殿之左）者和銅癸丑年當社勸請之砌同神體所下向之神石也從船移當所半者留十五社前磯相傳曰此石形象有百様之景勝故號百官石或云今西岡神宮に所有之石陽石也所留千海中之石陰石也又曰右之石慶長四年之春小西行長之役人曰比左近右衛門と云者之鐵砲頭角内と云者取之而作庭石在石橋村其後清正公合國之時宇土城半田重治と云人の下代古閑與市と云者神石之由聞及神山村神原村石橋村の地下に課て慶長六年之春遷於三宮社内或曰在石橋村時夜々放光故時人識神石云々塚原海中の石は濱より二十間程海中に見ふ相傳熊本に此石を取り庭石としたる人あり夜々有光故に本の所に返す高良惣持院小曾部妙法寺も此石を取り庭石亦如此故返本所云々又傳ふるところによれば補の化石とも云ふ

△龍燈松、（西岡神社内にあり）史樹高さ三十丈拜殿の東三間のところにあり三抱きもある大松也此松西岡神宮建立以後毎年十二月晦日夜松合村燈の淵龍燈成り懸る小西行長之時向の峰（三宮社の前）墓所となる故に龍燈其後不懸云々、

△古墳、堀の内氏善墓（石橋村）三寶院内にあり堀内安房守氏善が墓なり房州人藤原姓にて紀州九鬼守隆が一族旗下として堀内宮内少輔氏高が子也（一説新宮十郎行家）後豊臣秀吉公に仕へ二萬七千石を領す紀州新宮

の城に居る慶長五年の一亂西方關ヶ原に屬す軍敗れて本國紀州山下に蟄居す剃髮して稱道也後赴肥後國仕加藤清正公被預宇土の城此地に在居して慶長十四年八月十五日卒す法名號笑翁諱云々一説關原敗走の刻赴紀州山下蟄居之一説關原退去の後直に仕池田輝政とも云とあり

△遊月臺、（陽白山上にあり）宇土細川幽齋公時々陽白山に遊び黑白を争はる、爲めに平盤なる大石面に方眼を刻せるもの之を遊月臺と云ふ。今猶存すと雖も盤面破壊して荆棘中に埋没す。此山高からすと雖眼界廣く遠くは阿蘇の墳煙を望み近くは緑川の迂餘曲折して海に注ぐを眺むる等景勝甚だ佳なり。

△城山、（白鶴城）宇土城跡の一部 小西行長の城迹として其名高し、今や城跡の半は宇土町の共同墓地となる。行長耶蘇の教旨を信する事厚く神社佛閣の破焼は更なり其築城せる石垣の材料中彌陀觀音の石像等を用ひたるもの今に至り多數發掘せらるるを見る。表門の跡とて今猶存せるが其の規模の宏大にして而も礎石の丈なる今人の及ぶどころにわらず。

△西岡、（城山と同じく宇土城迹）此處名和家の城迹とて城山と異にせるも、城山と併せて宇土城跡なり（古記録によれば宇土城主として菊池、名和、小西の順序に相繼て在城せるが如し。故に後世に至り斯く言ひ傳へしものならん）今は全部耕地なり。

△貝塚、宮庄村にあり面積大凡貳反八畝拾六歩に涉り人獸骨石器土器等當時の遺物多數發掘せらる、近來瀨繁に斯道の學者來り多大の研究資料を發見せり即ち京都帝國大學文學部考古學研究報告（大正八年

四月—大正九年三月京部帝國大學發行) 中肥後蘇貝塚發掘報告として文學博士濱田耕作、榊原政職、醫藏博士清野謙次諸氏の發表ありたるを見る。其項目左の如し

△肥後國宇土郡蘇村宮莊貝塚發掘報告

第一章 發掘(第一節貝塚の状態、第二節發掘の經過)

第二章 發掘の遺物第一節 石器、第二節裝飾品第三節 貝類及獸骨第四節 土器

△肥後國宇土郡宮莊貝塚人骨報告

第一部 人骨の出土状態に就て(一、人骨出土地層二、人骨附屬遺物三、人骨各部の相互的位置及人骨埋葬方位)

△記念碑、には明治三十七八年戰役に關するもの各部落にあり

△古文書、古器物、吉見家に傳はれる古文書(合旨)あるも所に蝕々て讀解し難きを遺憾とす。また、西岡神社に傳はれる古文書としては尊氏公之御舍弟左馬頭源直義公下向之時三宮社制札といふもの或は石橋西專寺の所藏に「川越名號傳來記」等あり、西岡神社に傳はれる古文書の多くは小西行長の時焼失したりとぞ、

△古器物、(西岡神社に傳はれるもの、古文書と同じく小西時代多くは焼失したりといふ)

一、神劍壹振不知作文明元己丑宇土彈正少弼藤原朝臣重光寄進二、翁二番面三、脇差壹腰(左文字)菊池

重光寄進(九年暴動の際熊本より來り時の神聽某或る物品と交換持ち行きしと云ふ否か) 四、神鏡壹面

(菊池重光寄附)

△戰功者戰病死者、陸軍歩兵大尉正七位勳六等功五級西岡彌八氏明治三十七年日露戰役に出征して功あり遼陽役に戰死せり(年三十三)

△教 育

△蘇、小、學、校、 蘇校創設以來は宇土郡第一區内椿原、飯塚の二村に一校宮庄、石橋、神山、神原の四村に一校馬場、城、栗崎の三村に一校ありしが、栗崎は分離して別に一校を設置せり明治十七年宮庄、椿原馬場の小學校を合併して石橋に移轉せり。前年九月石橋陳の前に地を相し、十七年一月創築に着手せり關係區は椿原、宮庄、石橋、神合、神馬とす。此際椿原校に關する飯塚は綠川村の關係となれり明治十九年十月教育令の設布により同二十四年尋常小學校の組織に改む。栗崎は五ヶ村合併の外に簡易科を設置せしも持續の目的なく、二十二年一月尋常科に編入す。同二十四年五月新學令により、貳學級に編入し修業年限を四ヶ年と定む。二十七年補習科を設置す。同二十一年九月石橋區にありて本校を神馬區に移轉せると共に校舎一棟を購ひ増築す。其後三十六年敷地擴張と共に校舎一棟を増築し、次で四十一年五月新に二階建一棟を改築、同四十四年三月高等科を併置す大正五年二月校地壹反七畝廿參歩を購入す同六年九月起工三十六年二月増築中屋建一棟を全部改築大正七年三月竣成(此費用約壹萬圓) 明治二十

年四月小學校令改正の際は管理者として田邊稱美戸長の職にあり次て同二十二年市町村制發布稻原伊亥村長に當選同村長任滿ちて二十六年六月西岡彌二郎其の後を襲ふ、同人二期間の勤績後再び稻原伊亥村長に當選同人死亡に付明治三十八年三月其の後任として三度西岡彌二郎村長に當選大正六年同人病氣退任同年四月二十六日淺川伊久馬氏現今の管理者なり。

△實業補習學校、從來青年團の事業として補習教育を行ひ來りしも大正七年九月より正式の補習學校に改め以來年々繼續年毎に進歩の後あり(在籍人員男九〇女六〇出席歩合男八〇、八三女七七、四四)

△社會教育、青年團の巡回文庫は本團所有の文庫及郡文庫を廻覽し通俗講演會としては農隙の期を利用し、父兄母姉會、青年會總集會等を行ふ。

△青年會、一村を以て一單位とし、各區に支部を置き、事務所は學校を充て支部は各區支部長住宅を以て之に充つ學校が青年指導の中心點となり、各支部枝葉となりて目的の遂行を圖る、會員は本村在住十二歳以上二十一歳以下にして學校に籍を置かざるものは凡て會員たるの義務を負ふ會員種類を青年部(自小學校卒業)壯年部(自二十二歳至三十五歳)とに別つ、事業の種類左の如し

(イ)遺物の拾收、區有の山林を借入れて柿楮の植栽及溜池に魚族の放養區有山林枯損木の採收等(ロ)共同作業會員共同して田植の受負秋季搗置の受負山林開拓道路修繕等を引受け共同作業をなす(ハ)共同貯金 會の規約として會員凡てが休業日或は夜間に於て繩を拘ひ毎月日を定めて其拘ひ得たる者を

持ち寄り支團役員審査品評の上會員全部の入札に付し其代金を共同貯金とす又一方には理髮器械を購入入して會員相互に刈り合ひ其代償として金壹錢を醸出し會員外の使用者は一回金貳錢宛の使用料を出さしむ尙製繩機の購入俵皮の作製等農村としての事業を奨励せりといふ(ニ)救貧互助(ホ)慰老會(ヘ)善行者の表彰(ト)娛樂(チ)通俗講演會(リ)教育勸語戊申證書謹寫の配布(ヌ)讀書趣味の養成(ル)各部落掲示板

△處女會、大正九年七月の創設にして日尙淺く漸次諸種の活動を試むべしと。

△巡回文庫、本村青年團用として極めて僅かの書籍を巡回文庫として回覽せしむる外郡圖書館有巡回文庫を閱覽せしめ讀書趣味の養成に努めつゝあり。

△社 寺

(甲) 神社

△郷社西岡神宮 (前出)

△日吉神社 (神原)祭禮四月初申日 社記云永正元子年伯耆武顯建立之當社を里俗極樂寺の鎮守と云ふは謬也極樂寺隣なる故謬れるかと云ふ。

△白山神社 (白山權現)神山 宇土伯耆守行興建之

△天満宮 (栗崎)社記に云宇土爲光文明元丑年建立之寄付神田三反六畝
 △八幡宮 (椿原)祭禮三月三日五月五日社記云神田一町燈明田一反三杖永正二丑年伯耆武顯勸請之建社
 壇寄付社領各神殿の外鐘撞田一反三杖合一町三反六杖神殿二間半梁長七間拜殿三間梁六間馬場筋幅六間
 石階七十段登れば右に有梅木古來名矢立梅左塔石虎御前曾我結成が此所に
ある所以を知らずの塔と云ふ八月十五日放生會巫
 女の翁流鏑馬等年中四度の祭せ
 △八幡宮 (宮庄)十一月廿九日祭右は永承十癸酉年伯耆武顯之舍第顯忠とあり崇之

(乙) 寺院

△法泉寺 (大字馬場區にあり)法泉寺曹源山禪洞家川尻大慈寺末寺領一石三斗六升也、伏見帝の永仁九年(永仁は六年迄にて翌年は正威也
九年とあるは五年の誤なりん)大慈寺五世仁叟淨熙和尚(寒巖の上足)當郡宮の庄轟山に草創す。宇土城主菊池彈
 正祈願所也、其比は寺地東西十丁南北八丁且塔頭八ヶ所末寺五ヶ所、寺領廿石山林共に菊池氏、伯耆氏
 兩家代々寄附之、應安年中雪岑和尚當時寺入院の時山門の疏あり曹山風色宜諸佛出世之因轟河水聲湛法
 雷鼓動之洩云々法泉寺派小本寺の一にして名寺也、天正十六年小西行長領の行長耶蘇教を信用し寺塔を
 破却す。慶長五年清正公の領となり忠廣公の時元和三年寺地一反七畝寄附、寛永九年御當家御入國の後
 寺領尙如先規、堂寺初は宮庄村にあり、正保四年寺地を馬場村今の所に引移す。本尊釋迦佛、境内八畝

十二歩。

本寺は初め轟の水源にあり、其後馬場村(現今學校の前方)に移り三たび今の所に移る
 △三寶院 (石橋區にあり)淨土家 土宗筑後善導寺末寺嘉錄年中善導寺の開山聖光上人開基之、小西の時滅却せられ其後之を再興す。

△毘沙門堂 光園寺陽白山蓮乘院(廢寺)神山にあり臺宗叡山延曆寺末寺或記湯白山云ふ白河帝永保二
 年比叡山實相法師開基と云及退轉處寛永十一年府の不動院門弟圓智坊再興之(本尊毘沙門天)
 △西專寺 (石橋區にあり)眞宗西派府の順正寺末寺寛永九年休信開基之初め東派延壽寺末寺たりしが正
 徳六年五月西派となり順正寺の末寺に屬す。後神社にありし雜賀の先祖之を再興し菩提寺とす。今其位
 碑等を存す(寛永十五戊寅年二月廿七日戰死三十三歳覺遠義爽信士 島原の陣に於て戰死菩提の爲め西
 專寺を建立す)

△宗福寺 (椿原村にあり)廢寺禪洞家八代郡宮地谷村悟眞末寺永正年中(一説天正年中)名和伯耆守建立
 之開山木像奈和氏の靈牌舊記等在干今本尊地藏菩薩現存せる位牌は左の如きものあり(但初代にあらす)
 廻天文十五自丙午六月十一日逝去。墓基七個(内三基は土臺のみ殘る刻字不明)

△泰雲寺 三車山と號す、慶安中宇土侯行孝の建立にして、侯家の塋域とす、臨濟宗僧領翁開基、此地
 は元法泉寺の在りし所にして、永仁九年大慈寺淨熙和尚結茅の境なり、慶安年中、僧雪岑入院の時「曹

山風色宜諸佛出世之因、蕪水漲聲滿法雷鼓動之浪」と序疏するは、法泉寺の山號を曹源と曰へるに因る
法泉寺は泰雲寺新營の時、大字馬場に移さる。

三車山(宇土傳)禪洞家京師大德寺内高桐院末寺也慶安年中細川丹後守行孝公七考中務大輔立孝公法名泰雲
院宗功立充大居士爲菩提建立之爾來代々爲菩提所連綿たり開山碩翁和尚紫野大德寺塔頭高桐院玉甫和尚
の法孫也

△夏日遊泰雲寺

山中朱景薛蘿深、祇樹香臺對碧岑、雲起奇峰臨法座、
池開寒鏡照禪心、客來無復風塵態、境靜還聞鐘磬音、
不信人間多苦熱、紛紛空翠撲衣襟、
(樂津集)

△名勝

△轟泉 (宮庄にあり) 往古轟泰雲寺山門の外にあり國中三ヶ所の寺(匏託郡、合志郡、當所)の最一、郡
中第一清冽の寒泉湧沸す。古は曹源山法泉禪寺景致の下に法泉寺號、山號、ともに此水に因て稱す。祖庭事
花に載たる曹源一滴の古事より號したるべし。法泉寺今は隣邑馬場村の地に引移す。應安の比雪岑和尚法
泉寺入院の時山門の疏別項法泉寺の條下に出づ故に不贅于茲亦三車山と號するも轟の字より分てるべし
或迹驚とも云。ふ七月十五日に祭之」とあり宇土細川月翁公の時水源地より宇土町に樋管を敷設し、沿道及

び宇土町民の飲用水に供せらるると同時に一方灌漑の用に供し、宮庄、石橋、神原、神山、栗崎等今猶
其の恩恵に浴しつゝあり。乍併水勢も漸時年を追うて衰へ來れらの狀況を呈し盛夏供給の隆なるに際し
ては往々其の不足を感ざるを見る。是れ山林濫伐の致すところならん、今の時に於て補植の道を講せざ
れば何時かは涸渴の時來るを保し難かるべし。

泉水の清冽にして氷の如く水質亦良好なるの故を以て盛夏來り遊ぶもの多し。惜むらくは境域狭く加ふ
るに設備完全ならず、一には暴風の爲め大樹倒折され樹蔭少なきにもよるか毎年土用入りに於て轟、宇
土聯合の下に浚渫して之を祭る。再修轟泉碑々文左の如し

宇土城古在高敞之地慶之間已發矣其后先候泰源公移封於此也公富乏所在士人所居大率古昔沮洳斥鹵之
地化爲桑麻之區而久乃爲鄉邑聚落是以居人鑿井其水先發患之遠引轟泉爲井居人之用至今賴之轟泉在陽
白山之泰雲寺之前距今之府千有二百步(步六尺也)泉之所出縱橫十步林環之湧沸而流抵石而落激瀑鳴轟
然有聲其水清冽稱無雙傍之村落溉田供飲利澤尤廣而井取源於此以甕爲竇連數里迂曲導之歲月已久土崩
泥瓦敝漏旱則涸渴潦則汚濁今候聞之卽命執事片山中良及有司計之於是下吏富永常匠太田黒高行卒役夫
以浚治其源考嶮易察高卑穿土發溝易以石完俾罅漏謀其不朽微涓細流不敢洩而井之所注滾々然非昔日之
比家々厭水旱潦無所患矣

侯因欲建碑以記其事遂命臣道損作文(通損)父通次書諸石爾

銘曰 民於水火且暮所不治反害能者利之今此靈泉斯導新治留我此人飲茲浴絃以寧以壽與石長比

明治六年己丑夏六月帆足通損謹誌

△衛生

大正八年度調査に係る本村患者及死亡者は

△病死者五〇名、老衰死六、消化器病一三、呼吸器一八、腦病一〇、生殖器一、坐骨神經痛一、疫痢一、の如くなるが壯丁検査に就いて見るに大正六年度以降壯丁者中一の花柳病なく成績優良なり甲種合格者四〇プロセントとなり居れるが、一般に諸種の方面より衛生上の注意を怠らざる結果年と共に改善進歩の域に進みつゝあり、學童衛生狀況は身体検査の結果に徴するも疾病ある兒童殆んど皆無の状態を示せり亦平素の狀態より觀察するも病氣缺席極めて少数(流行性の疾患は別として)なり是れ畢竟本村は水質の良好なる爲めと、村民の生活程度が概して良好なる爲めか從て兒童發育の狀態も良好なるが如しと。

△官衙公署及團體

△村役場 從來十一ヶ村戸調役場として宮庄區に設置されたるが、明治二十二年町村制の公布ありて之を轟村(打越、栗崎、城、馬場、神山、神原、石橋、宮庄、椿原區)の役場とし明治三十四年四月まで此にて庶務を執る。然るに轟村統治上其の中央に當る馬場區に移轉して現在に至る。吏員左の如し。

△村長、△助長(學務主任書記を兼す)△收入役△書記(三名)小使(一名)

△信用購買組合 明治四十五年一月の組織にして第一回より第四回迄の資金拂込受入金高四百六十圓五拾錢拂込済にして其會員は會員中より肥料購入の爲め各自貸付便利なる金融機關として本組合の發達を計り、大正七年一月二十四日通常總會の決議を以て信用購買組合の兼營とし同年七月十六日附にて認可せられ現在組合員百三十六、口數二百十八あり。其の目的左の如し

一、産業資金の貸附、二、組合及家族各種團體の貯金三、産業及生計に必要なものを購買し之に加工し又は加工せずして是を組合員に賣却する等なり。

△養蠶組合 明治四十五年六月蠶絲會を組織し蠶種の共同購入をなし又蠶種の統一を計り、稚蠶共同飼育等をなしたるも大正二年養蠶組合起り其の後一層其の普及に努めたる結果現今養蠶組合に於て蠶種の共同購入、稚蠶の共同飼育蠶繭の共同販賣等をなし着々其の實績を挙げつゝあり。

△共同苗代組合 明治四十二年初めて數ヶ所に設置されしが漸次其の數を増加し現今殆んど組合を設け共同の事業とせり。各區別の組合數左の如し。

栗崎區二、神山區二、打越區一、石橋區三、馬場區一、宮庄區二、城區三、椿原區四、神原區二、

△農友會 大正八年五月本縣農友會の設立と共に本村に於ても約十五六名の會員を有すれど未だ何等其の施設實行を見ず

轟村 (終)

第十章 綠川村

△位置、本村は郡の東北部に位し東は下益城郡守富村と一小川を隔て、隣し宇土町に連り南は一帶の山脈にして轟村に接し北は綠川を界して飽託郡川口村及走湯村に對し西は網津村に界す、村内、南面の一部は地形凸凹奇嶮にして僻陬の地方、總面積の四分の一を占む、村内幾多の小流あり、綠川を其の最たるものとす、本村は概して東西に長く南北に短し村内概ね平坦にして全面積の四分の三の耕地を有す池溝は村内に四あり多くは泉にして綠川其の他の小流と共に灌漑甚だ便なり。綠川に沿へる馬の瀬區の大きくには天草方面より川尻地方に到る和船常に碇泊す。

△廣、袤、面積、東西凡そ壹里貳拾町南北壹里面積約一、六方里あり、地目反別左の如し

田地三百五十六町三反四畝十四步、畑地百五十三町一反五畝三步、宅地七萬四千九百四十九坪、山林百二十八町八反七步、原野十三町步、耕地整理十八町一反七畝、

△戸口、戸數五百一十一戸、人口左の如し

男千七百〇〇一(明治四十三年調)女千八百〇〇四 △男千三百七十(大正九年十月一日調)女千五百七十七 一次ぎに本籍入寄留出寄留は

△本籍男千三百七十人同女千五百七十一人△入寄留男四十一人同女四十五人△出寄界男二百四十四人

同女二百五十八人なるが、本村内職業別は左の如し

農業三六〇、飲食物及手工品製造業四、土木建築業一、物品販賣業二〇、其他の商業一五、自由業

五其他有業者六八、恩給生活者一、其他三七、(總計五一二戸)

△陸、海、軍、人、及、軍、屬、中△陸軍に在りては

種別	將校	准士官	下士	兵卒
現役	一	〇	〇	一三
豫備	一	〇	一	三四
後備	一	〇	四	三二
補充				百八
軍屬				〇
計	三	〇	五	百八十七人

△海軍は

種別	將校	准士官	下士	兵卒
現役		一	一	二
豫備			二	五

後 備

計

△年金恩給受領者 左の如し

一、年金を受くるもの二人(二〇〇圓) 二、恩給を受くるもの一五人(三三二五圓) 三、扶助料五人(五六七圓五十錢)

△赤十字社員及愛國婦人會員 是赤十字社員十六人同修身社員七十五人愛國婦人會員六十二人

△褒賞條例に依る受領者左の如し

勳七等一人 勳八等二人 銀盃二人

△結婚離婚出產死亡 結婚

男

十八才 十九 廿以上 三十五以上 卅以上 豊以上 四以上 五以上 計

女

十八才

十九才

廿以上

三十五以上

卅以上

計

一	二	三	二	二	一〇
一	六	一	一	一	一
一	二	三	二	二	一七
一	二	三	二	二	一〇

豊以上
四以上
三以上
計

一 二二 一〇 五 三 四一

離婚 現在夫婦數六五〇一ヶ年離婚數六

△犯罪 は僅かに窃盜二人、詐偽一人となり居れり。

△郷土の沿革

徳川時代に於ては肥後宇土藩細川氏の配下に屬して郡浦手永、松山手永惣庄屋の支配を受けたり。當時は現今の緑川村各區は皆何々村と稱して各村に庄屋あり、村治をなし來りしが、明治三年七月藩政改革に際し、各村に惣代を置きて村治をなさせしめ其上に里正ありて是を統治したり。明治四年廢藩置縣の際には、第十六區第六小區となり各村に惣代あり、其上に里正を置かるゝこと先きの如し。明治五年五月里正を廢して民選の戸長を設けたり、明治十二年三月大小區の別を廢して現今の緑川村の區域を一行政區域とし、緑川村と稱することとなり、官選の戸長を派遣して統治せしむ。此の時に於ては國に關する經費は總て地方税を以て支辨する所となり一村の自治に要する經費は其村の負擔とし民選議員より成る村會にて是等を議決し不完全ながらも自治の体裁をなせり。明治二十一年四月法律第一號を以て現今自

治制の發布ありしかば、本縣に於ては明治廿二年四月一日より是を實施し、同五月卅日村長の認可あり村自治機關の完備を見るに至れり。是より幾多の法律命令により自治團體の經營をなして現今に及べり

△史蹟、口碑、傳説

△古墳 本村字飯塚に彫刻ある古墳あり、土地の者は之を鬼の岩屋と稱し、自然石の板石より成る石室の御壁に毛彫の文様あり。彫刻の線細くして淺きを以て未だ充分の調査を爲す能はざれども數多の曲線を以てなれるものにして縣下他の裝飾ある古墳と稍々趣を異にせるが如し。

△千体佛 城塚に千体佛とて巖角に佛像千体を彫刻す、今を去る一千百年前弘法大師西遊の際錫を當地に留め將に去らんとする時一夜の中に之を刻みたりと。然るに九百九十九體を刻みし時東天白みしを以て人に見られん事を恐れ當村飯塚の山中に一体を刻みて去れりとぞ。今尙は當山中に此の一体を見る村人は此の靈地の湮滅せんことを慮り大正二年十月記念碑を建てたり。

△虫蝕地藏尊 本村大字飯塚に虫蝕地藏あり、山腹に大なる火山岩の露出せる一局に地藏尊の像あり何れの時代何人の作なるやを知らず、此の地藏の体を刻み齒痛の所に貼付すれば直に苦痛を除くと近在の參詣者多し。

△後頭谷の梅 本村城塚に後頭谷あり古來梅花を以て鳴る、宇土名所の一に數へられ小溪を挾んで老樹

嵯峨たり、早春東風おとづる、時風流の士一瓢を携へ來り見るもの多し。

△從軍者

△日露戰役戰死者 故陸軍歩兵上等兵勳八等中山辰喜、故陸軍歩兵伍長勳八等功七級中山恒七、故陸軍歩兵上等兵勳八等功七級寺本彌三郎、故陸軍歩兵伍長勳八等功七級小原佐一郎
△明治三十七八年戰役 の功に依る叙勳者左の如し

勳八等旭日章	輻重輪卒 釜賀 常吉	勳八白色桐葉章	一等卒 井上 傳吉
同	同 野添 重太郎	同	軍曹 宮本 嘉太郎
同	同 本田 辰次	同	輻重輪卒 前田 辰次
同	同 竹廣 永藏	同	同 河野 勝平
同	同 丸山 傳四郎	同	同 中島 傳
同	一等卒 高木 信次	同	同 宮本 十太郎
同	同 松岡 辰平	同	同 平野 定彦
同	同 太田黒格次郎	同	同 正木 利八
勳八白色桐葉章	輻重輪卒 松本 儀七	同	一等卒 大久保 金彦
同	同 松川 勝三郎	同	同 野添 政次

勳八等瑞寶章	一等卒	渡並 鐵藏	勳七等功七級	一等機關兵曹北野 九郎八
同	同	田村 健次郎	勳七等	同 磯部 八郎
同	同	竹下 直四郎	同	同 太田黒龍次郎
同	同	加藤 壽一郎	同	三等機關兵曹本田 又吉
同	同	輜重輸卒 田添 松次	勳八等	同 鳥井 太吉
同	同	中山 熊彦	勳七等	兵曹長 本田 政七
同	同	吉村 吉三郎	勳八等	一等機關兵 高木 源造
同	上等兵	津澤 吉彦	(以上海軍七名)	
勳七青色桐葉章	伍長	井上 吉平	現役勳七等	兵曹長 津澤 清

(以上陸軍二十九名)

△婦節うき 山本うきは本村大字新開莊嚴寺住職故山本遵翁の長女明治四年十一月五日生る小學校卒業後父に従ひ漢學及佛學を修む明治二十二年五月二十二日福岡縣嘉穂郡千手村の人蓋谷爲次郎を婿養子となす、爲次郎沈毅廉潔清僧の名高し和漢の學に通じ劍道及游泳を能くす、うき事へて婦道を全うす近郷其貞淑を稱す爲次郎布教の傍常に青年の指導を以て己が任とし大に社會教育に勉む明治二十九年七月二十四日子弟を集め游泳を授け居たるに俄に心臓麻痺を起し溺死したり、うき慟哭して止まらざる將に死

に従はんとす衆幼弟及び老父母を如何にすべきかを論し漸く其心を離へさしむ葬むるの後寺前に一大墓碑を建て其の菩提を吊ふに余念なく死に事ふる生に事ふるが如し見る者其の心事を念ひ暗涙を催さざるなし父遵翁中風症に罹り身体の自由を失すうき晝夜帯を解かず専心看護に従事すること五年明治卅八年八月十六日不歸の客となるや、弟忍岳尙幼にして寺門の事如何ともすべきなしうき年齢未だ若く寡婦たるを以て門徒會して後夫の議を提し再三強ふ曰く妾己に先に死すべきもの然るを尙命を保つ老父母及幼弟忍岳のありしを以てなり特に妾が精神已に死して亡夫の傍にあり此の身は只脱け殻のみ何ぞ惜むに足らんと決然起つて室に入る人々其の舉動を怪み尾して向ふ將に自及せんとするもの、如し大に驚き此の言を再びせざらんことを誓ひて止む、爾來自から法衣を纏ひ内外の佛事に従ひ専ら幼弟の教育に務め又其の部落の處女教育に努力し特に繼母に事へて孝養を怠らず近隣其貞操を稱し孝悌を讃む、大正九年六月病没す幼弟忍岳は佛敎大學を卒業して任職となり村民の教化事業に力を盡せり。

△教 育

△緑川尋常小學校 本校は元笹原、新開の二尋常小學校なりしが世の進運に伴ひ就學兒童の數年々増加し校舍狹隘を告げ明治二十八年三月村會に於て合併の議成り廿九年二月五日位置定まり同年六月二十日工事に着手同年十二月竣工、三十二年生徒尙は増加し校舍狹隘を告ぐるを以て從來の事務室を擴張して

教室をなし教授をなし來りしが三十三年に至りては尙狹隘を告ぐるに至り同年々度末に於て四間に九間の校舎一棟を増築することとなり三十四年六月十五日落成し更に畑地九畝貳拾六歩を借入して運動場となしたり明治三十九年六月校舎凹字形にして教音他教室に響き運動亦不便少からざりしを以て西側の一棟を北側の校舎と並建する爲移轉をなしたり、明治四十二年四月一日現在に於て義務年限延長の結果二學級を増加し校舎狹隘を告ぐるにより五間半に十五間の校舎増築をなし左側にありし校舎一棟移轉の稟請をなし同年十月廿九日竣工同月三十日竣工式を挙げたり同年五月十八日運動場二反一畝四歩の擴張をなしたり、大正八年度に於ては生徒の増加に伴ひ教室に不足を生ずるを以て五間半に二十一間半の増築をなし校舎一棟の移轉便所廊下の新築と運動場の擴張をなし其後大正九年四月一日高等科を併置したり。

△小學校以上の教育を受ける状況、中等教育を受けつゝあるもの工業學校……二△中學校……二△女學校……一△産婆學校……一△専門教育を受けつゝあるもの一名(醫學専門學校)
 △緑川農業補習學校、教授の場所(馬瀬、上新開、下新開、笹原、城塚、本校の六ヶ所)職員學校長外六名、△生徒數百十二名△經常費二百九十四圓(明治三十三年五月設立認可)
 △社會教育、一、夜學 補習學校に收容四ヶ月間之を行ふ 二、通俗講演會 處女會青年團に於て開會するもの四△青年會 四ヶ月夜學年二回講演會開催、見學旅行一回、運動會一回開催△處女會 農閑時

を利用して講演會見學旅行講習會等を開く△壯丁教育 補習學校に於て入營前之を行ふ

△社 寺

(甲) 神社

社名	社格	祭神
△菅原神社	——	菅原道真公
△尾上神社	村社	伊豆權現
△天満宮	——	菅原道真公
△三宮神社	村社	八幡、春日、住吉(或は傳ふ八幡、甲佐、阿蘇)
△淡島大明神	——	不詳
△嚴島神社	——	辨財天
△馬瀬天満宮	——	菅原道真公

前記の由緒左の如し

△菅原神社(永正元年子年伯耆武顯造立之寄付神田三反歩) △尾上神社(文明元年宇土の城主淨菊池正||大弼爲光之を造立す) △天萬宮(文明巳年宇土爲光建立す) △三宮神社(永正元年子年伯耆

彈正大弼武顯の伯父勸請すと、神領田一町五反畠一反寄付之)△淡島大明神 由緒の知るべきものなし口碑の傳ふる處によれば今を去ること三百年前或船主大患に罹り長く癒へず宿を農家に取る農家の主親切丁寧に見護す漸くにして癒ゆ船主其の恩に感じて吾平素尊崇する大明神の僧を呈す主人直に堂を建てて以て祭る腰部以下の病氣に靈驗著しとて年中遠近の參詣者あり三月の祭日には殊に參詣者多し△嚴島神社(後三條天皇延久三亥年菊池則隆下向の後建立寄付神田三反)△馬瀬天満宮(不詳)

(乙) 寺院

本村には莊嚴寺、專明寺、光蓮寺、常光寺の四ヶ寺院あり△專明寺の眞宗、東派たる外他の三寺院は何れも眞宗、西派たり。各由緒を左に掲ぐ。

△專明寺、當時開基嵯峨右兵衛源祐明西本願寺第十三世良如法主に歸依し僧となる寛永十七年月日不詳肥後國宇土郡網津村七曲に一字を創立す時に該法主より寺號を賜ふ後降つて天和年中轉派東本願寺の末派となる後同國同郡笹原村に寺地を替ふ是笹原村際は當國第一の津の口諸國船舶の出入多き所故宗門吟味の爲なり天和年中類焼により由緒縁記等焼失元久丁巳正月堂宇を再興す是より先亡世の住職惠應より相續現今に至る。

△光蓮寺、當寺元祖慶善は託て郡長溝村の人にして其末棄世さるや長溝勘右衛門と稱す則阿蘇家の臣也入道の後當地に來り一字を建立せんとす其末だ成らざるに先つて没す則天正十一年祭末の元旦なり其子慶立其孫慶專に至り堂宇全く成り什器大に備はる其より連綿として現今に至れり。
△莊嚴寺、寛永八年の創立にして明和八年に至り再び建立爾後私費を以て屢々改營せられたり。
△常光寺、(不詳)當寺は元常光庵と稱し來りしが明治十二年七月廿一日其の筋の許可を得て寺號を稱するに至る俗に曰ふ當寺は元宇土郡網津村正蓮寺の末寺なりと。

△衛生

△傳染病豫防の施設、本村を十區に分ち衛生組合を設けて其機關の活動に資せり、最近壯丁検査成績左の如し。検査人員二十三(甲種合格十三、一乙合格一、一丙合格六、二乙合格一、丁合格一、花柳病者なし、トラホーム二、)

△衛生、については一面には衛生上の訓話により衛生的智識を與ふると共に兒童身體の養護に注意し體育の向上を計るに力む。

△官衙公署及各種団体

△村役場、本村役場は明治廿二年四月一日町村制の布かるゝと共に大字野鶴字鶴見塚の借家を以て之に

充てられ明治廿五年十月に至り伊津野に移轉し今日に及べり、創設以來の村長左の如し

△期 間	△村長氏名	△期 間	△村長氏名
自明治廿二年八月 至明治廿六年五月	小山 次郎彦	自 卅九年七月廿六日 至 四十三年七月廿五日	右 同
自明治廿六年十月 至 卅 年十月	太田黒小三郎	自 四十三年七月二十六日 至大正 三年七月二十五日	大久保 勝彦
自 卅一年十一月 至 卅一年六月	稻田 綱雄	自 三年七月二十六日 至 七年七月二十五日	右 同
自 卅一年七月廿五日 至 卅五年七月廿四日	太田黒 熊八	同 八年九月二十六日	神池春次郎 (現任)
自 卅五年七月廿六日 至 卅九年七月廿五日	右 同		

△巡査駐在所 松橋警察署宇土分署緑川村駐在所は元下新開區にありしが鶴見塚に轉し更に明治三十年に至り伊津野區に移轉し現今に至る。

△青年團 明治四十一年青年會の創設あり爾來青年智能の修養風紀の維持に努めしが後會の組織に變更を加へ青年團と稱し大正六年二月十二日組織會を開催し同月十七日發團式を舉行せり、本團は事務所を緑川小學校内に置き會員は義務教育を終へたる者又は之と同年齡以上にして滿二十才以下の男子を以て

組織し各區には支團の設けあり、役員には顧問、團長、副團長、理事、評議員とし各支團には支團長等ありて團務を處理す、尙本團の目的を達せんため左記の事項につき事業の經營を計れり

補習教育、自治訓練、風紀改善、實務練習身体鍛鍊等専ら修養に務め必要に應じ作業を行ふこと(現在團員百貳拾名、經費六十圓)

△在郷軍人會 帝國在郷軍人會緑川村分會は明治四十三年の創立にして軍人精神の維持と共に民風の改善を計ることに努む(現在會員未教育者とも二百二十七名)

△婦人會 (愛國婦人會緑川村委員部)會員には特別會員一名、通常會員三十三名

△處女會 智能の修得風紀の改善を目的として大正八年六月處女會を設立し滿二十才以下の未婚の女子を以て組織せらる。結婚せる者又は年齢二十才を越へたるものは會友とす事務は緑川小學校内に置き役員には會長副會長各一名評議員十名委員は各區各二名其他幹事顧問あり現在會員數百六十名を有し總會は年一回若くは二回とし必要なる場合は臨時開會することとせり尙本會の目的を達する爲め左の事項を行ふ

△修養に關する講話會 女子に須要なる學術技藝の講習、善行者の表彰、見學旅行、巡回文庫、敬老會慈善に關する事業、其他必要なる事項

△專明寺眞徳教會 笹原專明寺には明治貳拾八年九月廿七日靈魂の歸着を決定し道德を重じ知識の發達

を圖るを目的として眞徳教會を設立せり更に男子部の設けあり、總會は春秋二回會員には修身會員賛成會員通常會員等にして七百貳拾を有す資産額は田地八畝八歩金百四十一圓を有す。

△莊嚴寺佛教婦人會 新開區莊嚴寺佛教婦人會は明治貳拾七年十月一日の創立、義務教育を卒へし上新開區の婦人を以て組織す、本會の目的は精神修養戰時の恤兵慈善救濟等にして春秋二回總會を開き尙臨時に講話會を開く、會員百拾名を有し會長一名幹事四名評議員十八名ありて會の事業並に事務を處理す現在金八拾圓の資産を有し經常費は會費を徵集し又臨時費を以て徵集することあり。

△赤十字社 日本赤十字社綠川分區は修身社員十七名正社員七十四名。

△村農會 綠川村農會は明治卅三年の創立にして本村農事の發展を期するため現今左の事業につきて盡しつゝあり、

△綠肥栽培の奨励 堆肥舎建設、種苗共同購入、養蠶組合の補助、烏蘭菴共同販賣組合の補助、農事視察

△産牛馬組合 宇土郡産牛馬組合 宇土本村に組合員二十四名あり。

△蠶業組合 本村蠶業組合は大正五年四月の創設にして現今五十四名の組合員を有し蠶種の共同購入稚蠶共同飼育等の事業をなせり。

△信用組合 大正六年五月馬瀬區に信用購買組合の組織あり、更に大正七年五月伊津區に信用購買組合の創立あり何れも各組合員の金融を計り且つ生計品の購買をなせり。

△消防組 綠川村消防組は組合員四百三十二名を有し十部に分る毎年二回之が點檢を行ひ服装防具の檢査をなし併せて競技等を演習し不時の用に備へたり。

△信用購買組合 馬之瀬信用組合と伊津野信用組合とあり、各組合の購買せしものは肥料食料日用品等なり大正九年度馬之瀬信用組合の購買せし品目黒糖。千二百二十四斤燒酎。三十本。種子粕。六千八百四十六斤。支那粕。一萬六千三百五十九斤。糠粕。九十噸。大豆粕。百玉。印度粕。三千七百三十斤。大正九年度伊津野信用組合の購買せし品目大豆粕。四百八十五玉。一號肥料九十七噸。其他四千百十二斤

綠川村 (終)

第十一章 網津村

△位置 東は緑川村、西は網田村に境し、南丘陵を挟みて松合町に連り北は東半一帯緑川の河口を隔て、備託郡川口村に相對し、西半一帯有明海に望む。宇十郡役所を去ること東方陸路五里二十九町、鐵道十一哩四分の所に在り。

△地勢 本村は宇十郡の中央北部に位し、地形南北に長く東西に短し。宇十丘陵諸所に奇走して各部落をなせり。土地凸凹傾斜甚しくして平地に乏し、總面積の三分の一は山林原野に屬せり、村内山岳と稱すべきは網引の八等岳、網津の牧の山、糠塚山の如き其の名あり。網津川は其の源を大字網引に發し、北流して有明海に注ぐ。流程約一里半、水勢少く灌漑の便を缺く。山間を出で、北部一帯稍開濶二百餘町歩の耕地を形成せり。村内笠岩、中村、潟の三ヶ所に溜池を設けて灌漑を補ふ。水田は大部耕地整理を施したれば、水路縦横に貫通して灌漑排水の便を得たり。

△廣、表面積 東西約三十町南北約二里にして面積約三方里あり地目反別左の如し

民有地	宅地	田	畑	山林	原野	新開地	雜種地	合計
七五、六四、 ^年 六六、二五八、七二七	一	一	一	一	九七八、一五	九七八、一五	五二〇九	七五、六四、 ^年 六六、二五八、七二七
官有地								其他 七五、六四、 ^年 六六、二五八、七二七
								六〇〇七、二一〇

次に戸數、人口及び職業別左の如し

十年前六六、大正九年十月一日六三八、減八人（人口十年前四〇、四七、大正九年十月一日三四六一、減五五

六）

△職業別 農業牧畜養蠶等四二〇、漁業及製鹽業六三、土石類の採取五、機械及器具製造業四、木竹に關する製造業二、其他の工業一四、物品販賣業四二、物品貸賣買媒介業六、旅宿三、其他の商業一六
公共團體の職務を帯ぶる者並雇傭員一〇、自由業一〇

△陸、海軍人及軍屬 △陸軍 歸休兵六〇 豫備兵三七 後備兵五九、 補充兵三七 國民兵三六、
△海軍 豫備兵三 後備兵三 國民兵五
△年金、恩給受領者及其金額 恩給受領者二九、金額四、一八六圓 年金受領者二、金額三〇〇圓、
△赤十字社員、五二愛國婦人會員、四一
△結婚、離婚、出生、死亡、 結婚三五、離婚二、出生一四二、死亡七七
前記の恩給年金受領に關する其氏名、種別左の如し

受領者	受恩給者	受領者	受恩給者
故陸軍歩兵上等兵 松村辰喜	父 松村 永吉	故陸軍歩兵上等兵 勳八等功七級野口仙太郎	父 野口 作平

海軍三等兵曹	西山末太郎	同 人	故海軍一等機關兵	山田 重喜	母 山田 すみ
海軍一等水兵	石本 熊吉	同 人	海軍一等水兵	山田 末喜	同 人
功六級	沖 健太郎	同 人	陸軍歩兵上等兵	島田 常記	同 人
	林田 政吉	同 人	陸軍歩兵一等卒	山本 常記	同 人
	谷口 政彦	同 人	陸軍歩兵一等卒	前田 一記	同 人
故陸軍輜重輸卒	小畑民次郎	父 小畑敬次郎	故陸軍歩兵一等卒	坂口德太郎	寡婦 坂口 ちか
故陸軍歩兵一等卒	山本政次郎	寡婦 山本 ト壽	元陸軍一等計手	丸尾 直喜	同 人
故海軍一等水兵	坂田 末松	孤兒 坂田 廣八	元海軍一等機關兵曹	山本 力次	同 人
故陸軍歩兵二等卒	吉村 貫之	母 吉村 たつ	元海軍一等機關兵曹	稻葉桂太郎	同 人
元陸軍歩兵一等卒	牧本 惠吉	同 人	故陸軍歩兵一等卒	吉田 虎熊	同 人
故臺南廳巡查	野村德次郎	父 野村德二郎	元朝鮮總督府鐵道局書記	坂口 辰次	母 坂口 たか
元臺灣總督府通信屬	滿永 高記	同 人	故新竹廳巡查	土本 宮藏	同 人
故海軍一等兵曹	鹽田 徳一	寡婦 鹽田 ねし	元陸軍歩兵軍曹	伊藤 勝平	寡婦 伊藤 ねだ
故戸馳尋常小學校訓導兼	上田 信次	孤兒 上田 愛		岡田 逸次	同 人

△郷土の沿革

本村は明治維新まで細川公の領内にして網引、網津、笠岩の三村は分れ、網引村は郡浦手永に属し、網津、笠岩の二村は松山手永と稱す。郡浦手永の會所は郡浦村にありて、御總庄屋郡浦彦左衛門之を治め松山手永の會所は松山村にありて小山七郎太御總庄屋たり。村内に庄屋あり上網津には齊藤力太郎（信齊）、下網津に野村貞四郎（治臺）、網津には本村十左衛門（周平）その任に當れり。

△明治以後 明治三年廢藩置縣によりて白川縣となり、舊會所跡に縣の出張所ありて網津、笠岩、網引の三村は之に支配せらる。村に各一名の里正を置きしが、同五年之を廢し戸長を置くこととなり。同六年郡區改正ありて、戸長の管區擴大し網引、網津、笠岩、笹原、城塚、新開六箇村の村政を掌る。同十年再び郡區改正に伴ひ、戸長の管轄縮少し、網引、網津、笠岩の三村を一の組合村とし、同十四年又々組合を廣め笹原、城塚の二村を加へて一戸長の下に支配することとなり。明治二十二年町村制發布によりて網引、笠岩、網津の三村を一村となし網津村と稱して今日に至る。此の間に於ける戸長村長を擧ぐれば左の如し。

自明治初年 網津村 橘 治壽 網引村 鎌賀 直平 笠岩村 清田 周平
至明治六年

自 明治六年	加賀山興純	自 同二十年	平原道泰
至 同八年		自 同二十二年	
自 同十年	津崎伍八郎	自 明治二十二年	野村治臺
至 同十年		至 同三十六年	
自 同十三年	野村治編	自 同三十六年	平原道次
至 同十三年		自 同三十七年	
自 同十七年	野村治臺	自 同三十七年	益田 鼎
至 同十七年		自 同三十八年	
自 同十七年	森野成盈	自 同三十八年	近藤徳太郎
至 同十七年		自 大正六年	
自 同十九年	安川定一	自 大正七年	齊藤信篤
至 同十九年			
自 同二十年			

明治十五年六月住吉新地潮受堤防風波の爲め破壊せられ之に要したる費用貳萬參千餘圓にして村民は大なる打撃を受けたり。

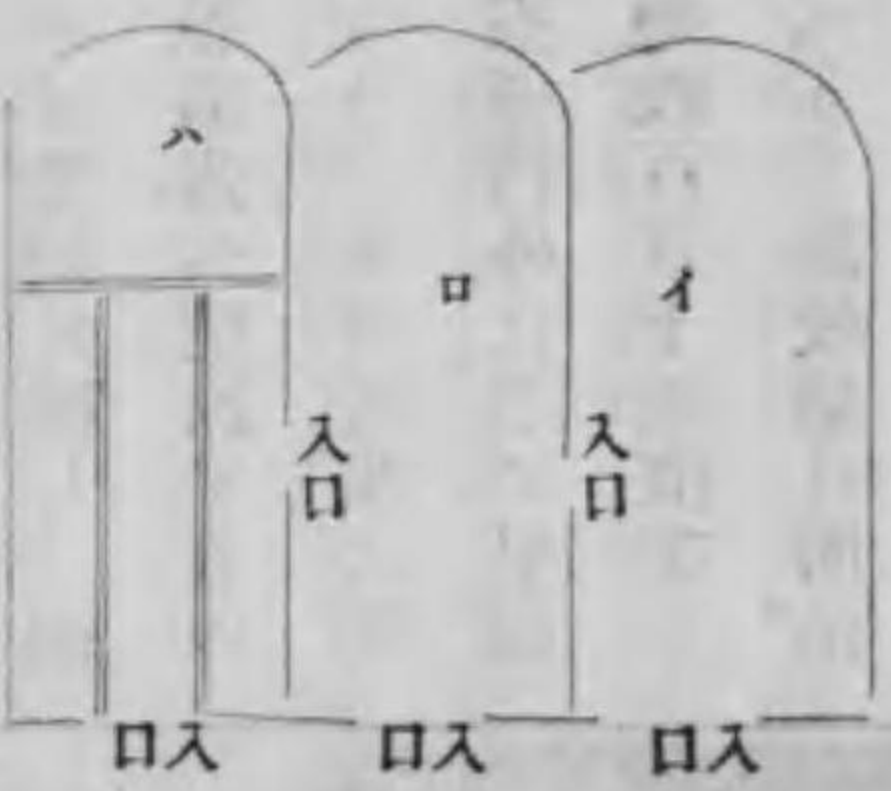
△史蹟、口碑、傳説

△白岩 網津川水源地に白岩と稱する所あり、巨岩二箇屹立し其の大なるものは高さ參拾八間餘あり前方にある岩石の上に壘形の岩あり、其の蓋の上面に彫刻文字あり之を全部讀み得れば其の蓋開き得て中

なる寶物手にせらると言ひ傳ふ此の岩石絶頂には容易に上り得ざるを以てかく云ひしものならん。

△古墳經塚 大字網引の白鹿小舟馬立に經塚なるものあり大昔此の土地に山洪水多き爲め村民大に困じ相寄りて經文を埋め塚となしたるものなりと言ふ馬立の塚は耕地となりて今は其の跡を認むるを得ず

△鬼の岩窟 大字笠岩字小部田の山麓に上圖の如き岩窟あり何れも間口一間奥行一間三尺あり(ハ)圖の所は(イ)(ろ)より少しく構造異りて段上にあり以前は刀懸け等の設ありしが今は破壊して其跡を認むることを得ず茲には如何なるもの往みたるか詳ならず里民之を鬼の岩窟と稱す。



△宇土牧場 宇土郡舊牧山は往古千町の牧と稱へ、宇土半島概ね其の區域に屬せり、史蹟に著名なる池月の駿馬は此の牧山の産出ならんといひ今尙は池月摺墨の地名現存せりとぞ、此の牧場の守護神は牧神社と稱し

西の宮大明神を祭る往昔永承年間御堂關白道隆公の建立にして、大字網津字馬門にあり。社殿幣殿は舊形を存せずと雖も、牧神社は今尙崇敬し牛馬の守護として名高く、牛馬惡疫退除の爲め參拜するもの多し。慶長年間小西行長社有の田地を掠奪し、社を燒きて累世の社誌亦烏有に歸せるが、加藤、細川兩氏に至りて堂宇を再建し、牧場を縮少して百町牧と稱せり。此の牧場の取締に牧奉行牧別當等の吏員を置き之に任せり、斯くして神社は細川氏に依りて維持せられ祭祀料等を給せられたり(例祭毎年二月二十

一日) 毎年四月八日を駒取と稱し、牡牝馬二歳の者を駒取場に追込取を例とせり。其の日は網津村の出夫をして執行せしめ細川氏より御郡代及御馬方など出張、駒の駿逸なるものは細川氏へ納め、其他のものは里飼と稱し、網津村各部落へ里預するの例なりき。年々産出の馬は十五頭内外にして里飼共に總數百五十頭位なりと言へり。該牧場は明治三年四月八日を以て廢牧となりこの日を以て駒取は終りとす。



△牧馬に伴ふ池月云々のこと其傳説斯くの如しといへども眞偽は全く明かならず、土地の古老に於ても或は是れを信じ或は全く然らずといふ、但し肥後文獻叢書に「生暖行」あり參考資料として左にこれを採平したり

神(編者)

△生暖行 (小序)

火州西南有宇土牧、干今産馬、往昔鎌倉氏時、獻駿馬名生暖、事詳野史、余竊有慨焉、因作歌詠之
君不見火州西南紫海曲、萬馬群産宇土牧、山坼海濶原野沃、何讓燕臺與

冀北、君不聞鎌臺將軍招駿時、火州生暖天下知、霜蹄稜々如踏鏡、朱鬣鬚々似掛絲、龍躍虎蹲長風起

電擊雷轟驟雨垂、由來汗血誰能騎、握下低耳空雄姿、將軍此日事西征、分符盡募天下兵、山東築臺稱無敵、高綱景季最俊英、俱賜駿馬、高綱謹奉先登約、若食此言不復生、直鞭生暖長驅去、勇士駿馬功相成、菟道巨川波浪漲、絶津敵軍戈矛橫、飛箭如雨集介冑、二士視死鴻毛輕、並轡聯鬣亂逆浪、追景歷塊何平平、高綱奇譎亦習戰、悠悠奔騰最先鳴、始知生暖是絶倫、高綱山東第一人、爾來悠悠六百歲、將軍臺榭委埃塵、今日昇平稱無事、馬服鹽車士爲民、源氏之子生暖駿、誰能皮相辨其眞、君不見宇土浦上牧野秋神龍含燭火海流、此地自古生尤物、爲道伯樂來相求(日岳先生文集)
△住吉高燈籠、寛永十二年藩主細川綱利公燈臺の必要を感じ住吉神社の社頭を高燈籠を建立せられ、以て海上二面燈火を照して暗夜船舶の覆没を免れしめしが爲め毎夜九月より二月まで胡麻油二合四勺三才三月より八月迄二合三勺宛細川家より供給せられしが、明治維新後之を廢し現今其の建築物は破壊したる礎の一部を存するのみ

△名勝、住吉神社當所は宇土灣の一角に位する一小島にして靜山深林遠くは市城の紅塵を隔て、太古別乾坤なり山靜如太古日永似少年の聯句は實に住吉の爲めに恰好の文字なり青嵐滴るが如き樹林の間幾百級の石階を上れば住吉宮あり社殿古雅毫も飾らず境内幽邃清淨にして神風身に逼る頭を上ぐれば仙女祠上に舞ふ是れ海上より起れる雲煙の影なり頭を垂れば琴韻樹林に傳ふ是春風に吼ふる松濤の聲なり法性寺關白の歌に「眺むれば思ひのこせることぞなき宇土の小島の秋の夜の月」續松葉集「なくさきぬ宇土

の小島の秋の空都も同じ月を見るにも「舉白集」おほかたは宇土の小島の名もつらうとくして人にあらんと思へば「西北は乃ち水光蕩漾渺々たる一碧萬頃の蒼海なり遙に見ゆる黛眉螺髻の青山は雲煙模糊の間にありて笑ふが如く遠く走れる風帆浪船は茫として白鷺の瓢に似たり海中に聳ゆる風流島（周圍百一間）の岩上に群鳥の戯るが如き是れ遊人の奇岩を攀ち上るなり古歌に



住吉神社より風流島及び山田望む

ふ風流島
波のぬれ衣幾重きぬらん
まめなれどあだなは立ちぬ風流島
よる白波をぬれ衣にきて
夫木集
風流島波のぬれ衣さる人の
思を見せて飛ぶ蜚かな
名 奇
戀といへばあだなる波のたはれ島
たはれふれにしまてにかけつ
たはれ島あだしなにおふ君故に
波のぬれ衣我も着ぬめり
肥後の國宇土の内なるはだか島
來れる波や衣なるらん

後撰集
名にしおはばあだには思

舉白集

住人はいで心せよたはれ島ありてふものを波のぬれぎぬ

杖によりて千里の遠きを望まんか、吟魂飛んで海波縹渺の中にあり祠を下りて神苑に出で長松に踞して脚下を眺むれば下は斷岩絶壁千丈の深碧を湛へ眼光眩して足爲に震ふ峻坂を攀ちて下れば奇岩虎の如く踞し怪石龍の如く蟠り滔々たる跳波白馬を追うて海上を渡るの時水勢粉々岩石に碎けて萬顆の玉を散亂す蒼海一碧鏡の如き潮水波に従つて退くや見渡淺水一瀉貝を拾へる青衫玉の如き少年紅顔花の如き少女三三五々列をなして清砂の間を徘徊する状恰も是秋風海上落雁の活畫眞に天然の美天工の奇人爲の外に超越せるを見る、社頭より住吉停車場は僅に三丁熊本市を距る西南五里往來甚だ便利なれば遊覽の客従つて多し。

△鹿夢庵舊跡

一、宇土細川公第六世月翁公は天明年間の頃網津村大字網津字馬門齋藤氏に年々御成り遊ばされ舊牧山附近に鹿狩の催しあり同氏亭座敷拾疊の間を書齋とせられ號して鹿夢庵と唱へらる時々宿泊遊はさる狩獵の傍ら文筆の御樂みありしと傳へらる今鹿夢庵の（一名鹿夢亭とも云ふ）事跡を調査するに左記月翁公の眞筆の詩作並に額面あり詩文は木製彫刻のものにして意匠精巧のものなりしも年久しくなり腐朽に屬

し今や其詩文は竹細工の額面に寫し齋藤氏に保存しあり尙を一面の額は朽たる鍋蓋の如き圓形のものなりしも先年家屋改築混雜の際紛失尙發見せざるを遺憾とす今や唯文字の寫し有るに止まれり齋藤氏は數代の舊家にして家屋腐朽し數回改築せしことありと雖も位置を變せず尙原形を存せ其の邸宅庭園の面積凡そ四百五拾坪余なりと云ふ(寫眞參照)月翁公天明五年七月御逝去後は細川公に於て御一代に一度鹿夢庵に御成り遊ばさるゝを恒例とせられ去る嘉永五年正月の頃細川山城寺様御成り遊ばされ村里の民衆を召集して齋藤氏邸内に於て密柑投げを催さるゝを例とせられたり齋藤氏祖先は地頭の家柄にして延久年間に始まり第一世より第十三世に至る文永年間菊池氏に従ひ北境に戰て屢々戰功あり依て衣紋章服を賜ふ尋て加藤氏細川氏を経て今日に至る齋藤氏世々御牧別當御牧奉行並に網津村庄屋世襲たり齋藤氏第十二世齋藤彌五兵衛は御牧別當庄屋より拔擢され玉名郡荒尾手永惣庄屋天草御代官の要職に歴任し士席に列せられ明治維新に至りて止む。

△、月翁公眞筆(鍋蓋額文字)



△、同額彫刻の詩文(鹿夢亭)

山行經數里

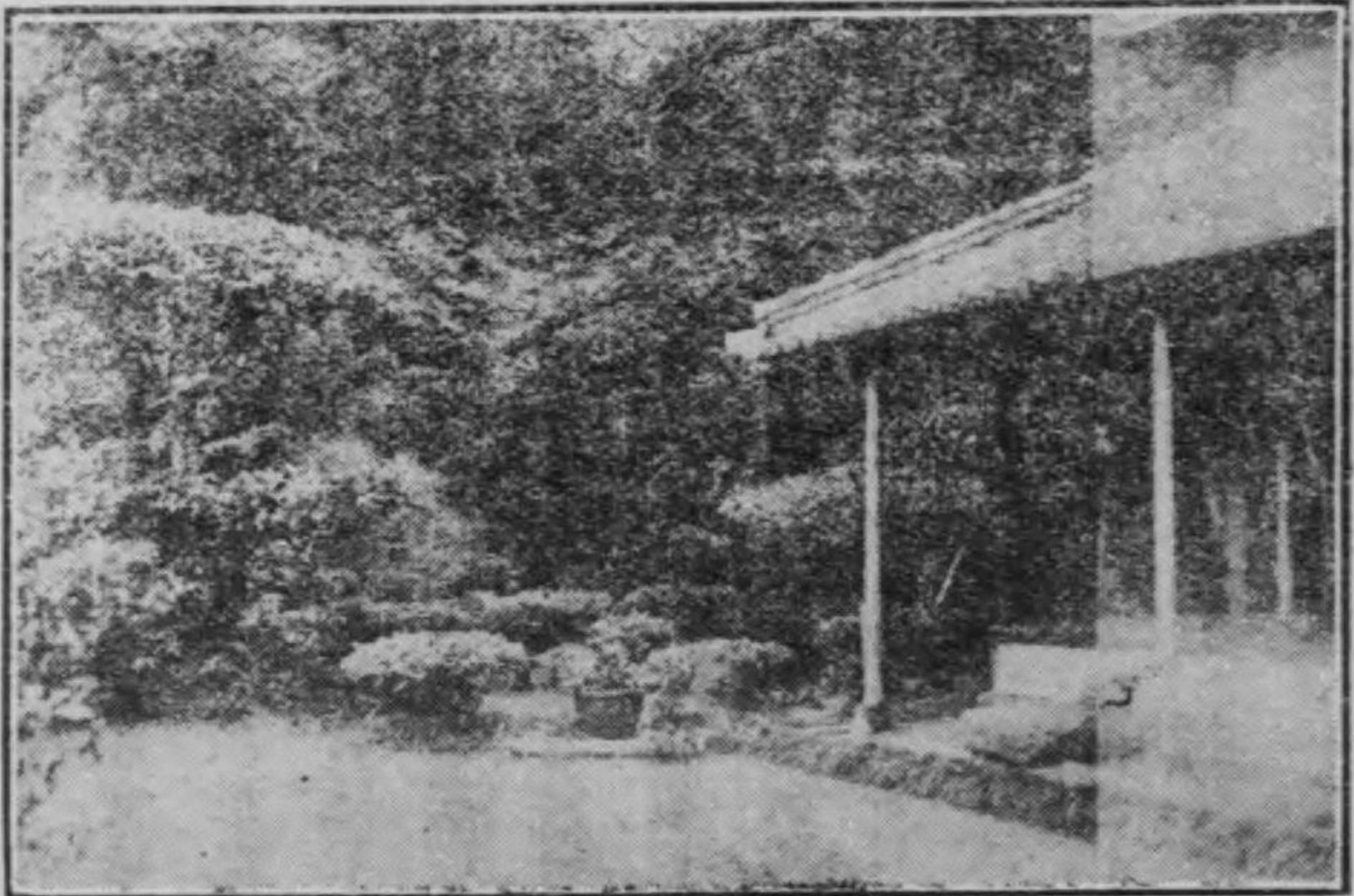
日暮宿巖扉

誰用順塗詠

披蕉得鹿歸

△古文書古器物 本村は古文書古器物の數甚だ少く左は住吉神社保存の古文書なり。

- 1、縁起書(一卷)紙長一丈二尺、仲光正照筆(延寶二年七月細川綱利奉納)
- 2、住吉新地由來記一冊(紙數十枚縱九寸五分横七寸川口新干筆)嘉永三年八月細川宣紀奉納
- 3、和歌一卷(紙長四丈幅二尺一寸八分)細川一家及重臣百十六名吟明治四年七月細川護美奉納
- 4、太刀一口(長さ三尺二寸五分末國俊作)寛永十五年三月細川



其の子孫は笠岩花咲に存す、たけ女は安政元年十一月廿一日、鹿本郡來民町に生れ、三歳の時本村笠岩の

- 忠利奉納) 5、太刀一口(長三尺五寸)藤原正廣作(延享十年九月細川宣紀奉納)
- 6、船一艘(長四尺幅一五尺作者不明)延享十年九月細川宣紀奉納
- 7、額一面木板神號彫刻(縱三尺横一五尺)細川宣紀筆(延享十年九月細川宣紀奉納)
- 8、扁額一面(木板書縱三尺横二尺)源孝應筆天保六年九月細川宣紀奉納
- 9、扁額二面木板書縱一五尺横二尺源孝應筆(安政九年八月細川宣紀奉納)
- 10、額二面木板神號彫刻(縱三尺横三尺)源孝應筆(寛永十一年十一月細川宣紀奉納)

△孝子節婦 隈部たけといふものあり

隈部甚吾養女となる。甚吾は玉名郡横島の新開地理立の工事受負に失敗を招き情婦の冬ごいふを伴れ來りて家計困難を極め漸く豆腐駄菓子をひさぎて其日の煙を立て居たり、たけはかゝる家庭に育ちたれども、性質温良にして養父母によく仕へたるが冬と言へる女は心善からざるものなればたけを使役するこゝど牛馬の如く人の見る目も哀なりき。八九歳の頃より二里を隔てたる宇土町に菓子を仕入に行かしめしが固より多くの資本あるに非ざれば一時に多量の品を買込むあたはず、隔日に行掛くるを常とせり町より歸れば直に近所の女に伴ひ山へ柴刈に行かしむ普通の家に育つ子女ならば未だ人手を要する頃なるに健氣にも山へ行き薪の大束を背負ひ日暮るる頃歸り來る食事の如きは幾杯と定めたる外決して取らしめず十四五歳に至りては晝の仕事に増して重きを加へ又夜業には毎夜木綿糸十匁を紡がざれば寢に就かしめずかく苛酷に支役せらるゝと雖も少しも恨むる色なく養父母へは勿論冬の命にも甲斐々々しくたち働きたれば藩公の耳に達し賞金及び賞狀を給はりたり。長ずるに及び同村より芥川藤吉といふを養子に貰ひ受けたるが藤吉初の程は好く業務に勵みしも年経るに従ひ酒に心を奪はれ店の賣溜金を凌へては酒に代へ仕事は碌に手につかざるに至り養父之を嫌ひ屢々追出せしことあれどもたけは父母の機嫌を繕ひ、夫を諫めては家に連れ歸り中に立ちて苦痛をなめたること筆紙の盡す所にあらせ力と頼む夫は此の如く養父は年老ひ養母は足の自由を缺ぎ冬も亦筋骨症にかゝりて跛となり、加ふるに一男二女は手足まごひとなれどひたすら家計を一身に負ひ炊事洗濯より朝は早く豆腐を作り寒風身を切る如き日にも住吉海濱に

出で貝を拾ひて近村に賣り歩き、歸路には種々の商品を買集め來り往復素籠を荷はざるを例とせるなど一身を粉にして家計を支へ養父母に孝養怠りなく病める冬に對しても恨に報ゆるに徳を以てし又近隣の赤貧者を見ては麥粟などを恵みしこと屢なりしかば今に其の慈惠を語り居れり。夫も遂にたけの感化を受けて業務を勵むに至れりといふ。タケ女は明治三十九年十二月二十一日病歿せしが、知事の賞狀左の如し

隈 部 タ ケ

平素温順家計困難の際能く父母に孝養を盡し晝夜業務を勵み家政専ら身に負擔して之を整理し且近隣の交誼を厚ふする等其の志操數年の間一日の如く洵に奇特とす仍て爲其賞金一圓下賜候事

明治二十五年七月二十九日

熊本縣知事從三位勳三等 松平正直

△戰功者及戰病死者 戰功者沖健太郎(明治三十七八年戰役に於て金鷄勳章功六級を賜ふ)山本常記(明治三十七八年戰役に於て金鷄勳章功七級を賜ふ)

△戰死者 松村辰喜(明治三十七八年戰役に於て戰死し金鷄勳章功七級を賜ふ)野口仙太郎(明治三十七八年戰役に於て戰死し金鷄勳章功七級を賜ふ)

△教 育

△網津小學校 明治五年學制頒布に伴ひ元網津村、笠岩村、網引村、笹原村、城塚村の五箇村を一組合とし

四箇所に小學校を設立す。同二十年學制改革の結果網津、笠岩、笹原の三校を併せて一尋常小學校とし網引に簡易科を置く。同二十二年笹原、城塚の二ヶ村分離して緑川村列となるや大字網津笠岩に尋常小學校を置き大字網引に分教場を置く。廿四年一月十五日教育勅語を拜戴す。同二十六年校舍五十坪の建築を行ふ。同三十一年第一回校舍増築をなす。同三十三年小學校令の改正に伴ひ二ヶ年の高等科を併置し網津尋常高等小學校と稱す。同三十四年第二回校舍増築をなす。四十一年再び小學校令の改正により修業年限六ヶ年の尋常小學校となる。明治四十一年十一月十一日成申詔書を拜戴す同四十三年第三回校舍増築、大正六年第四回校舍増築茲に校地の大擴張を行ふ同六年三月修業年限二ヶ年の高等科を併置し網津尋常高等小學校と稱す同年十月二十一日御眞影を拜戴す。歴代の學校長左の如し

自年月不詳
至明治四十一年三月三十一日

(上田 信次)

自同四十五年二月十六日
至大正九年三月三十一日

(西本 寅彦)

自同四十一年三月三十日
至同四十四年十二月二十日

(右田 武)

自大正九年三月三十一日
至——

(佐方 福松)

自同四十四年十二月二十日
至(赴任なくして死亡)

(雨森次郎太)

△小學校以上の教育を受くるものは極めて少く更に高等教育を受くるものに至りては皆無の状況に在り今左に最近三ヶ年間に於ける中等學校入學者(各種學校を含む)を表示す

男女別	年度			計
	大正七年	大正八年	大正九年	
男	1	3	3	4
女	1	3	3	3

△實業補習學校、本村は一部の漁業部落を除くの外殆んど農業なるを以て大正七年村立農業補習學校を設立し季節を選みて夜間教育を施し以て青年の修養に資しつゝ、あり蓋し明治四十二年以來青年團に於て實施し來れる補習夜學を學校組織に改善したるものなり。

△社會教育、(青年團)明治四十二年十月十三日各部落を統一して網津村青年會を組織し補習夜學夜業等を行ひ來りしが大正六年組織を改めて現青年團に及び本團の下に十八支團を設く事業概要左の如し

補習夜學、講演會、壯丁豫備教育、運動會、遠足、擊劍、夜警、農業實習地設置等

△處女會、創立は大正八年一月同十九日發會式を舉ぐ役員に顧問一名(村長)會長一名(學校長)副會長一名(首席女教師)理事若干名委員若干名會員は義務教育を終へたるもの之は之と同年齡以上二十五才以下の未婚者とし總數百四十二名(大正九年十一月未現在)

△報德會、村内字川内新村の二部葉に報德會を組織す川内報德會は大正六年發會し新村報德會は大正九年二月發會す現會員は兩報德會を合して三十七名あり事業としては毎月定日の集會を爲し報德の研究及

次善種金の積立をなす。

△尙善會、村内の戸主を會員とし民力涵養を謀る目的を以て生る次に講演會敬老會を開催せり。

△社 寺

(甲) 神社

△縣社住吉神社 (前出)

△村社菅原神社 (網津字網津) 祭神は菅原道真公にして人皇百四代後土御門院の文明元年野村某網津にありて村内鎮護の爲め道真の神靈を勸請し宮殿共に備り加ふるに宇土城主名和爲光田四畝歩を寄附せられ祭祀年を追うて盛なり時移りて天正文祿の際我が郡の領主小西行長私意を逞ふして社有の田地を掠奪し遂に社を焼き爲めに累世の社誌悉く烏有に歸したる後小西亡ふ村里衆民財を寸積累尺して社を再建立す大祭は春秋に行はれ明治九年神社の選ありて村社に定めらる。境内坪數五百六十四坪例祭は春三月二十五日秋十月二十五日なり。

△村社白鹿神社 (網引字白鹿) 祭神は三宮社眷屬白鹿の祠由緒不詳なるが堀川帝寛治二戊辰年菊池武章勸請建立なりと言ふ、境内坪數二百七十二坪例祭日は十月十八日なり。

右に掲けたる外年神社龍神社二十社あれども何れも無格社にして由緒不明なればこれを省く

(乙) 寺院

△明賢寺 (大字網引字小舟) 山號興國山所屬(眞宗大谷派)天文四年未七月慶徳の開基(一説に慶長十八年常心開基とあり)にして創立當時は字馬立にありしが寶曆二十年五月洪水の爲流失したるを以て今の地に再建す第三代祐心に至り興國山明賢寺の稱號を受けたり現住職は巖主顯龍と稱し門徒百五戸を有し本堂は現今改築中堂内に尺八寸の木像を安置す堂前に伏松枝垂櫻の古木あり二木共に寶曆六年の調書に見ゆ櫻は今や枯死せんとすれども伏松は綠深く生ひ茂れり。

△淨蓮寺 (大字網津字平原) 山號光龍山所屬(眞宗西派)寛永十八年善慶の開基正徳三年今の地に御堂を建立せしが火災に罹り諸記録焼失したるをもつて由緒不明なり享保十三年五月第四世慶林再建す又現時改築中なり當代は十二世と稱す門徒百五十七戸高さ尺五寸の木像を安置す。

△正蓮寺 (大字網津字網津) 山號慈光山所屬(眞宗西派)慶長十六年了覺の開基にして此の以前寺號を受けざるもの二代あり初めより現代に至るまで十五代にして現住職を藤村代信といふ本堂七間四面あり門徒數は本村寺院中第一なり。

△笠岩眞影堂 (大字笠岩字堤) 所屬宗派本派本願寺本堂は一般に御開山と稱し親鸞上人自作の木像を安置す遠近より參拜するもの四時絶ゆることなし抑も此の木像は元京都寺町通に教智坊と稱する禪門の僧

ありこの處に祖先より相傳はり崇敬したるものなり今當地に影向の由來を尋ぬるに寶曆十一年正月二十七日の夜釋尼妙應(六十九歳)夢想に親鸞上人の像阿彌陀如來の左に座して正しく告げ給ひて曰く我七十歳にして智者に對面すとて一首の和歌を高聲に告げ給ふ

疑はず南無阿彌陀佛を稱ふれば唯そのまゝの佛なりけり

とありて夢さめおほりぬ妙應誠に奇異の思をなし涙をおさへて其の仔細を實子圓應に語る然るに同年は親鸞の五百回忌に當るが故に圓應(四十三歳)上京を思ひ立ち三月二十三日着京す同二十五日大谷に參拜し歸路寺町通り教智坊と稱する禪門の家に不圖立寄ければ坊の曰く今日は親の命日なり幸に煎茶一杯まいらせんと留められけり依りて早速内佛に禮拜讀經して親鸞の木像安置あるを見たり忽ち願望頻りに起り坊に向ひ「何卒御安置の木像様予に附屬したまふべし左候はば御供申上げ國元の老母に御給仕申上度く存候」と申しければ坊答へて「餘の儀に候はば何なりと御所望に任せ申すべしと存じ候へ共先祖代々崇敬申上候祖師上人の御自作七十歳の御木像に候へば此の儀叶ひ難し」と申せしかば力なく西六條の旅宿に歸れり然るに同二十七日教智坊慌しく走せ來り申す様「不思議なるかな一昨日御所望なされ候上人御木像様御坊と一同に西國へ御下向なされ度き由夢想の御告三度に及べり右御影を御渡し申すべし」とありければ圓應大いに喜び翌二十八日迎に行きしに坊を始め家内の者共別の涙に咽び誠に闇夜に燈火を失ひたるが如き風情なり然れども右靈告に任せ左右なく圓應に木像を渡しけり早速歸國の途に就き海陸

日ならせして四月十六日故郷に歸着し京部にての仔細を母妙應に物語り右の木像を取出して拜ませければ妙應木像を拜して言へる様「不思議なるかな去る正月二十七日の夜夢想の内に拜し奉る尊容も今親しく拜し奉る尊容も聊か違ふ所なしさてこそは御因縁深き祖師上人御木像様今この賤が家に御影向ましますは眞に佛か不思議の實驗なり」と大に喜び西國邊鄙の群類愚智無智の我等を眞實の報土に導き給ふ御苦勞の御影向の御木像なりと深く信仰し今に傳ふるものなりと言ふ。

△衛生

疾病の種類は凡そ 急性消化不良病、腦膜炎、胃カタル、發育營養不良症、肺炎、毛細氣管支カタル、胃癌、流行性感冒等にして患者死亡數七十七人(大正八年度)傳染病豫防に就ては元傳染病の流行地たりしが故に、村當局は極力防疫に努め傳染病豫防費として毎年百六十五圓を計上し、清潔法施行及種痘法を実施し又村費より金參拾圓を村内、二十一衛生組合に補助として支出し衛生方面に力を注げり。是れを以て大正七八年以來同九年度に至りては傳染病發生せむ村民衛生思想の發達したると共に學校に於ても極力兒童の衛生思想の普及を計りたれば近時學童の衛生状態は年と共に良好に赴き大正九年度に於ては更に一名の學校醫を増して學校衛生の向上に努力せり。

△壯丁検査成績 青年の風儀著しく改善されたと共に壯丁検査成績亦年と共に良好に赴き大正九年度

の検査には一名の花柳病患者をも出さず、但しトラホーム患者の多きを遺憾とす大正九年度の壯丁検査成績左の如し

検査人員四十八名、甲種合格十六名、一乙十二名、二乙九名、丙八名、免三名、トラホーム患者十一名

△官衙公署及団体

△村役場 網津村役場は大字網津本村に在り本村は明治維新まで細川公の領内にして網引、網津、笠岩の三村に分れたりしが、明治三年廢藩置縣後、白川縣となり、舊會所跡に縣の出張所ありて網津、笠岩網引の三村は之に支配せらる。各村に一名の里正を置きしが、同五年之を廢して戸長を置く事となれり同六年郡區改正ありて戸長の管區擴大し、網引、網津、笠岩、笹原、城塚、新開の六箇村の村政を掌り、同十年再び郡區改正に伴ひ、戸長の管轄縮少し、網津、網引、笠岩の三村を一の組合村とし、同十四年又々組合を擴め笹原、城塚の二村を加へ、戸長の下に支配する事となり、又明治二十二年町村制發布に依りて是等の三村を一村となし、網津村と稱するに至れり。町村制發布後等一回の村長は野村治臺氏にして其後平原道次、益田鼎、近藤徳太郎諸氏を経て齋藤信篤氏に至る。吏員は助役収入役各一名書記六名なり。

△郵便局 網津村大字笠岩に在り明治四十五年七月六日の開設、郵便一般の取扱をなし大正四年三月一

日國庫金受拂を開始し大正五年十月一日簡易保險の取扱を開始せり。

△住吉驛 住吉傳車場は明治三十二年十二月二十五日の開業、當初は乗客貨物共收入甚だ少なりしが爾來年を追うて増加し大正元年度に於ける乗客人員一万三千四百十六人、降客人員一萬三千三百七十六人に上り貨物の收入亦増加し大正八年度にては乗客人員は三萬九千三百七十八人降客人員四萬二千五百九十三人にして大正元年度に比すれば約三倍以上に上りたり。

△巡查駐在所 駐在所は網津村大字笠岩に在り宇土警察分署の所屬にして本村一圓を管轄せり。

△青年團 創立は明治四十二年にして教育勸語並に戊申詔書の御趣旨を奉戴し青年の智徳を修養し体育を奨励し品位の改善を以て目的となせり。各區に支部を置き區長を支部長として青年の品位の改善、弊風打破夜學夜業の實行等に勉む。爾來發展をなし大正六年二月青年幹部會を開き、青年會組織變更に付きて協議せり。大正六年二月二十四日日本郡青年團準則によりて青年團發團式を挙げたり。團長に前校長西本寅彦氏を挙げ、各區に支團長を置き以て支團の屬する事業を行ひ來れり。團員は義務教育を終へたるもの又は是と同年齢以上二十歳以下の者を以て組織す。現在團員數百七十四人大正九年度に於ける經費五拾圓なり。團の事業としては農業補習學校に於て補習夜學をなし又講演會運動會遠足劍道角力等を開催し青年の知識を増進せしめ体育を奨励し又一部の支團に共同試作を實施す各支團に於て青年輪番にて夜警をなす、大正九年四月佐方校長西本團長の後を引繼ぎ青年團長となれり。

△處女會、網津村處女會は大正八年一月十五日日本村小學校に於て各區の代表處女集合して處女會發會の決議をなし大正八年一月十九日其の發會式を舉行して創立せり。會長に本村小學校西本校長副會長山本女教師を擧げ理事若干名委員若干名の役員を置く。會員は本村内居住の女子にして義務教育を終へたる者又は之と同等年齢以上二十五歳以下の未婚者を以て組織す現在會員數百四十二名農業補習學校に於て毎年一月、二月、三月、四月の四ヶ月間毎週一回修身算術農業家事裁縫につきて補習教育を受く其の他作法料理等の講習會を開催し處女の知識を増進せしむ。

△在郷軍人會、明治二十七八年日清戰役以後在郷軍人懇親會なるものあり全村を通じて在郷軍人會講習會なる團體を組織し各自申合せて會費を出し年一回集會を催し軍人精神を振作し軍事に關する知識を研き來れり、明治三十八年三月當時の近藤村長を講習會長とせしが、近時會務の發達と共に軍人遺族の救護現役軍人家族中貧困者の救助會員死亡者に對する吊慰金等資金の必要を認め明治四十三年九月十日に亘り村内有志より年々若干の好意寄附金を受くる事に相談を纏めて會の基礎を固め、次で明治四十三年十一月三日帝國在郷軍人會發會式を擧げらるるに至り齋藤中尉を分會長に推し一切の會務を近藤講習會長より引繼ぎたり後沖軍曹會長となり明治四十四年三月に及び分會發會式を擧ぐるに至る、明治四十五年六月一等計手山本力次氏分會長、副會長に陸軍歩兵伍長土本末藏氏推さるる正會員數は大正八年度に於て二百四十一人、金七拾圓の村費補助と正會員の會費とに依りて演習會費に充て一部は軍人家族中に於

ける貧困者の救助に充つる等の救濟事業を行へり。

△消防組、網津村に於ける公設網津消防組は大正三年九月五日の設立に係り組員三百三十一人にして之を五部に分つ。(消防長野村治重氏)大正八年度に於ける經費は百三十六圓拾七錢なり火災警防並に洪水警防の爲め火の見梯子を設置し、大正五年十月四日より同八日迄消防講習會を開き係長以上の訓練をなせることあり、又毎年一回宇土警察分署の點檢を受くるを例とす。

△網津村農會、本村農會は明治三十三年農會令に基きて設立し明治三十八年十月會則を變更し會長副會長各一名評議員六名出納囑托者一名書記一名を置き農事の改良發達を圖るを以て目的とせり(一箇年經常費千七百十七圓二十五錢)

一、農事に關する講話會品評會種苗交換會等を開設すること。二、農事の試作及調査等に關すること。三、粃麥種子鹽水撰稻正條植麥稈採集肥料共同購入を誘導獎勵すること。四、動植物病害虫驅除豫防に關すること。五、行政廳及上級農會の諮問に對し調査答申すること。六、右の外農事改良上必要なる事項

△信用組合、無限責任網津村信用組合は明治三十八年二月の創設、當時組合長故近藤徳太郎氏は小作人を勧誘して創立に奔走し先づ有志者若干名の加入を得次第に範圍を擴めて總計加入人員百四十九人口數百六十七口を得て茲に創立總會を開き定款を決議して其の筋の許可を得たるが最初資本金の不足を感せ

し故に總會の決議を経て肥後銀行より資金の融通を受け借入金と出資金を合し同年夏期肥料購入資金として重に中産以下の組合員に融通せしに之が活動を見て一般村民も産業組合は中産以下の者の唯一の金融機關なる事を悟り俄に多數の加入申込ありて大正八年度には組合員二百七十七人口數八百三十二に上るに至れり

△水害豫防組合 網津村住吉新地理立工事は天保十四年の春竣工せしも堤防堅固を缺き盆潮又は八朔潮には潮水侵入の虞ありしを以て關係部落民は應急防禦に必要な物品を携へ交代にて番衛を爲すの有様なりしが明治十五年六月大洪水の侵す所となり水門及堤防五十餘間の大破壊を蒙り青田は一回に滄海となり殆ど二箇年大部分の收穫を見る能はざる状態に陥りたり此に於て當局者は工費金貳萬圓の縣費補助を求め漸くにして二ヶ年の後復舊工事の竣成を見るに至れり爾來一層堤防修繕に留意し明治四十一年水利組合法の制定に依り本組合に於ても法規の示す處に準據し組合規約を設け灌排水及緑川筋有明海潮堤防並に堤防修繕保存の目的を達せん爲めに常設委員を置きて監督せしめつゝあり。現在組合戸數四百五十戸灌漑區域面積貳百十九町四段歩なり斯くて水利組合法設置以來は機關の充實に依り管理其宜しきを得ると組合會議員一致して銳意規約の勵精に努め著しく設立の効果を顯したり。

△蠶糸會 網津村蠶糸會は大正九年九月の組織なり。事業左の如し。

- 一、稚蠶共同飼育の勵行
- 二、蠶種共同購入を行ひ繭質の統一を計ること
- 三、蠶室器具の消毒を計ること
- 四、桑園は總て魯桑系に統一すること
- 五、桑園の肥培耕耘には特に注意をなし綠肥の栽培を勵行し反當收桑料の増加を計ること
- 六、産繭器械製糸は直接共同販賣を行ふこと
- 七、蠶糸業に關する講話會を開設すること(現在會員百二十名)

△共同苗代田組合 本村共同苗代田組合は明治四十一年より之が獎勵に着手し明治四十二年には本笠岩川内二箇所に之を設置し大正二年には拾五組合を設け各組合に組長一名管理者二名を置き施設事項を擔任して今日に及べり。

網津村 (終)

第十二章 網田村

△境界 網田村は郡の中央北部にあり。東北は網津村南は郡浦村西北は有明海に面す。東經百三十度三十三分北緯三十二度四十分(この交叉點は舊郵便局より通じて、學校避病院に至る分岐點)
 △山岳 南方大岳を中心として宇土山脈東西に走り、南北七その支脈分れ、田代山となりて海岸に走り西海岸に島の山あり。故に東南北の三方山を以てかこまれ有明海にのづむ。重なる山は大岳一、五七六尺(四四七米)雄岳一、一二二尺(三四〇米)田代山一、〇〇六尺(三〇五米)島山三三〇尺(一〇〇米)本村は三方、山にかこまれ摺鉢狀をなし平地は少く一般に傾斜して段々畑多く中央に僅か平地(水田)あるのみ、村内に引き花と稱する部落に一ヶ所の池あり。田地は網田川並に三方の山麓より出づる湧水のため平時にては灌溉充分なり。

△廣袤面積 本村の面積は八百二十町二反五畝三步(約半方里)にして、東西に長く、南北に短く、極東地は小池、極西地は赤瀬の上原にして、其の長さ二里、極南は大岳極北は長濱にして一里狭き處は十町餘地形三角定規形をなせり。地目左の如し

△民有地 田地一八五、八二〇五歩畑地三〇九、一一二九歩七合五勺宅地八九、六二二坪二合、山林三九六、〇四二三步原野二七、九五二〇歩、雜種地、四九〇八歩 官有地△道路(二里十五町十八間

赤瀬より小池に至る)△川(網田川、一里二十三町)△堤防(新地堤防の長八百七十間)△鐵道(六哩十四鎮)△河川 網田川は東方猿走より出て、西流して東、堂園を過ぎ村の中央を流れて、灌溉の便をなし、戸口に至り海に入る。長さ凡そ一里二十三町、近年水量減じて稍もすれば用水の缺乏を告ぐることあり、一支流引の花の池より發し小峰田平を経て一つ橋に至り、本流に合し是又唯一の灌溉をなせり。
 △港灣 北長濱より赤瀬に至る二里餘り有明海岸に濱せるも干満の差大にして干潮のときは數十町の沖合まで海底を現はし船舶を入るゝに便なる所少し。只戸口に入江あり、満潮を利用して島原、天草地方の運送船出入するのみ。冬は波浪荒く航行困難にして、年々二三隻の難波船を出す有様なり。
 △戸口 (大正元年明治四十五年調)九五五戸(大正九年調)八五五にして百戸減數なるが人口は(大正元年明治四十五年調)六、二六四(大正九年調)四、六六二減數一、六〇二となり居れり。

本籍、入寄留出寄留(大正八年調)は

本籍	男三、二七五	女三、三八三	計六、六五八
入寄留	男二三五	女一五五	計二九〇
出寄留	男一、〇四五	女一、〇八七	計二、一三二

本村住民の職業別左の如し

一、農業牧畜養蠶等並林業狩獵六四七、漁業及製鹽業一三一、土石類の採集及積製業一五、金屬に關

する製造業五、塗物其準備潤色並に晒練業一八、木竹に關する製造業五〇、水産物製造業一二、土木建築業六〇、物品販賣業二〇九、金融及保險業二七、旅客飲食店遊戯揚營業四六、其他工業一〇三、其他商業三二八、船舶運輸業三九、公共團體勞を帯びたる者及雇用人五四、自由業五七、其他九、無職業及職業を申告せざるもの三

△陸海軍人（陸軍）

種類	人員	種類	人員
一、憲兵	二	九、輜重輸卒	八七
二、歩兵	二五四	十、衛生部	三
三、騎兵	三	十一、經理部	〇
四、野砲兵	一九	十二、軍樂部	〇
五、山砲兵	〇	計	三八一
六、重砲兵	一	(海軍)	
七、工兵隊	一〇	一、水兵	一五
八、輜重兵	二		

△年金恩給者氏名及金額

金額	種類	氏名	金額	種類	氏名
一八八圓	年金及恩給	濱口 勘平	百圓	年	礒塚 金藏
一〇〇圓	年金	田中 徳平	百圓	同	石坂 壽吉
一〇〇圓	同	浦本 辰平	百圓	同	福岡 佐兵
一〇〇圓	同	伊佐 彌市	五十圓	恩	日隈慶次郎
一〇〇圓	同	魚住 繁雄	七十五圓	同	宮本 泰平
七四圓	恩給	石田 武彦	五十圓	同	本田鐵太郎
五十二圓	同	伊佐 數喜	八十三圓	同	川口 豊次
五十八圓	恩給	上田太三郎	六十九圓	同	園田 萬吉
五十八圓	同	田島 亭助	五十五圓	同	川畑與太郎
八十三圓	同	田中 辰喜	五十二圓	同	山崎 初歳
八十圓	同	中村 一喜	百十圓五拾錢	同	角口 吉次
八十圓	同	村田 良知	六十四圓		小島 壽市
五十五圓	同	宮本 十吉			

(以上)

△赤十字社員及愛國婦人會員、赤十字社修身社員、五二、正社員六四、愛國婦人會員、四七)
 △結婚、離婚、出生、死亡、(大正八年調)
 イ、結婚(四六) ロ、離婚(七) ハ、出生

内	縣			本年度届出の者		前年以前の事業を届出たる者	
	嫡出	庶出	私生	男	女	男	女
計	子出 產生	子出 產生	子出 產生	七六	九二	七	六
	八	八	八	一〇二	一〇二	一五	一四
	二	六	二	二九	二	二	二

本籍縣外 男一二 女一一 計二三 寄留他府縣人男一總計男一〇一 女一一六 二、死亡男五九 女六二 計一二二

△犯罪の種類及其の數、左の如し

賭博三、強盜傷人一、窃盜一、狩獵法違反一、陸軍召集令施行細則違反一、失火一、業務横領一、詐欺一

△郷土の沿革

網田村はもと、太田村にして菊池經隆肥後守となりしより其配下にありしが、戰國時代の末村上顯孝宇土在城となりしより、家臣加悦素心の領土たり(島津義久配太田加保三百町於宇土顯孝太田の網田也加保未詳)豊臣秀吉西征の後小西行长宇土に封せらるゝや、又其配下となり、行长關ヶ原に滅びて後加藤公の領土となる。徳川時代細川侯藩主となるや間もなく宇土藩主細川侯の領となる。當時本村の高、△百五石長濱村(長濱と云ふは長さ廣き洲あるに依る)△千六十八石(網田村、俗に上網田)△千五拾四石(下網田村)△六拾石(戸口浦)△七拾七石(赤瀬村)當時大字戸口に上番所、赤瀬に下番所を置かれたり。村政は郡浦掛(會所俗に手永と云ふ)の支配をうけ五大字に各庄屋ありてすべてを統治したり。△明治以後の沿革、明治三年藩政改革に際して網田、下網田に惣代を置き其上に兩網田に各里正ありて統治せり。明治四年廢藩置縣と共に熊本縣の所轄となり、間もなく八代縣所轄第九十九區となる明治五年里正を廢して長を置き(兩網田に一名)其下に各大字に惣代を置けり。明治六年八代縣廢止と共に再び熊本縣所轄第十九區第七小區となる。明治七年現在の役場を建築し、同十三年より十四年の間兩網田に戸長を置き、同一役場に於て統治し同十五年再び一名に復し、同廿二年町村制實施と共に現今に至る。里正より戸長村長の氏名左の如し

一、里正下網田釜賀長藏(長濱の人)網田 坂本太郎七(大岳の人) 一、戸長釜賀長藏、濱田昇(熊本の人)管一郎(宇土の人) 網田戸長、藤三藏(網田の人)下網田戸長 中川貢(網田の人)一名となる中川貢、積政雄(熊本の人)平原道泰(網津人)野村治臺(網津人)一、村長田中榮(網田人)水口清(網田人)吉田孝基(網田人)

△史蹟、傳説

△御輿來、網田村西海岸にある一勝地なり。明治の初年までは海中に高さ數十丈の奇岩大なると小なるど高く聳へ、麓は幾十疊もある岩石重疊して郡内の一名勝地なりしが、惜むべし浸蝕作用に依りて兩岩共崩壊し、且又三角街道鐵道開通等により全く其形跡を殘さざるに至れり。此地往古景行天皇九州御巡幸の際御輿を茲に留めさせ給ひしを以て、御輿來の名ありといふ。明治三十年頃までは天皇を祭れる神社ありしを今は邊田目八社宮に合祀せり。

△御手洗、村の中央役場の西にあり、清水潺々として湧出し如何なる早魃にも盡くることなし。昔景行天皇御輿より御上陸こゝにて御手を洗ひ給ひしと云ひ傳ふ。

△笠瓜、長濱の一部落にして田代山の麓に在り。景行天皇御巡行の際瓜を笠に盛りて献したるにより此の名ありといふ。

△牧の山、田代山の東にあり、東西千三百間南北千二百間周圍四千六百間後冷泉天皇の御宇永承四年關白道隆公牧場を此の處に設けしといふ、其後源頼朝木曾義仲と戦ひしとき宇治川の先陣をなせし彼の有名なる池月の名馬は此の牧場より出しものなりとぞ。此牧馬百五十六頭余年々四月馬の鹿良を選びて輿に移牧す牧山支配あり郡代より指揮せりとぞ

△腹赤の魚、天正十五年癸未春正月十四日甲寅太宰府始供腹赤魚

公事根源元日の節會の條曰腹赤の贅とて魚を筑紫より奉るなり昔はすべて節會などに供しけるにや腹赤の食樣とてくひさしたるに皆取渡して食せり。景行天皇の御宇筑紫の國宇土の長濱にて海人は是を釣つて奉る腹赤とはマスと申魚のことなり。又あかはね又は鯛とも云ふ。

初春の千代のためしの長濱のつれるはらかも我君のため(三從中將)

△田平城趾、宇田平村にあり村上武顯宇土在城のとき家臣杵筑後城代たり。文明明應の頃なり其後行直顯孝の時には家臣家悦大和入道素心をして當城を守らしむ。天正十二年肥前國主龍造寺山城守隆信と同國有馬左衛門佐義純と合戦に及び有馬は勢の微なる故安徳古閑を薩州に馳せて援兵を請ふ。島津義久請に應じて島津家久を將として新納忠元並に鎌田梅北川上を始め三萬餘兵を肥前に航海し攻伐守禦節に當り終に敵將隆治を川上左京討取り薩兵大に威を奮ひ歸帆の時難風俄に起り波濤舳艫を碎く故に網田浦に船舶す。此時素心酒肴美味を以て薩將士に饗應し屬軍の勞を慰せりと。

△雄岳の城趾、城主下田五郎經綏にして年代其他未詳

△海瀟、寛政四年正月より肥前温泉岳噴火し、四月一日破裂海瀟起り、有明沿岸其害を受け、宇土郡内溺死せるもの千二百餘人、本村にては長濱戸口の住民此の難に罹りたるもの多し。戸口六地藏に碑を立て靈を祭れり

△網田村新地、面積六十六町八反二畝十五歩、本村加悦儀三郎氏の發起により、飽託郡花園村細川忠毅外數名安政四年舊藩主の許可を得築造開墾せしが、萬延二年高潮の爲、堤防破壊せり。慶應二年再築に着手、明治五年八月竣成、同七年再び破壊せしを以て、再築の勇なく放置せられたり。然るに明治八年左の人々の盡力により、地主細川氏より床地を譲受け、修理に着手し、明治十七年竣成す。

飽田郡藤富村士族岡新吉、畠口村白石茂平、岡勘三郎、北岡寅八、米満茂一郎、桑原長平、下田儀三郎、宇土郡網田村戸長藤三藏、同下網田村戸長中川貢

△西南役戦跡、明治十年西南役の際松合地方に敗れたる賊軍八十餘名本村海岸より舟に乘し逃れ去らんとするを有明海上に陸兵を乗せたる軍艦之を探知し忽砲火をあびせかくること殆ど一晝夜に及べり。此際赤瀬は全部兵火にかゝり當時村民は何れも家財を地中に埋め難を山中に避けたり後敵の已にあらざるを知り砲撃を中止し陸兵上陸して宇土に向ひたり

△皿山陶器製造所、寛政四年四月細川公の創立にして、元祖肥前大村山道喜衛門なり。當時は所謂網田

焼と稱して一時有名なりしも、今は當業者僅に一戸一ヶ年の産額僅少に過ぎず。

△敬神黨の遺跡、明治九年敬神黨の亂に敗れたる田代正足翁の子田代儀太郎儀五郎の兄弟及加賀見十郎森下照義坂本重季の六名、飽田郡近津より小舟にて郡浦甲斐武雄宅に潜み、機のを待ちしも、遂に逃るべからざるを知り、大岳に登り自傷す。此時儀太郎加賀見の二人介錯して後自傷せり。

△戦役記念碑、網田村中央御手洗に在り、明治三十七八年戦役の記念碑なり

△田中氏記念碑、網田村役場域内に在り元村長田中榮氏の功勞感謝の碑なり。

△鹽屋の古墳、網田村大字上網田宇鹽屋に在り往古田平城主一族の墳墓ならんと云ふ石棺にして内に人骨劍曲玉等ありしも今は殘留せるものなし。

△人 物 (篤志家)

△加悦儀三郎氏、網田村大字網田宇堂園の人にして、天保十二年頃庄屋となる此人公共心に富み、私財を投じて阿波國より白砂糖製法に技あるものを招ぎ自ら之が製法を試み、村内一般に勧め、以て其利を共にせんとせしも、失敗に歸したり。されど義侠心に富める氏は是に屈せず、種々研究の結果新地築造の有益なるを悟り、自ら發起となりて工事に着手せしも、度々潮害のため破壊せられ、遂に破産の非運に逢ふ。現今新地唯一の水路として用ひらるゝ田宇城趾の下に穿たれたる水路は實に氏の設計に依るも

のなり。

△戦功者 明治三十七八年戦役に際し殊勲者として金鵄勳章を授與せられしもの左の如し

- 功七級 陸軍砲兵特務曹長 山本 彌八 功七級 陸軍歩兵一等卒 浦本 辰平
 - 功七級 陸軍歩兵軍曹 碓塚 金藏 功七級 陸軍歩兵軍曹 宮本嘉太郎
 - 功七級 陸軍歩兵伍長 濱口 勘平 功七級 陸軍歩兵上等兵 伊佐 彌市
 - 功七級 陸軍砲兵上等兵 魚住 繁雄 功七級 陸軍歩兵上等兵 福岡 佐兵
 - 功七級 陸軍歩兵一等卒 石坂 壽吉 功七級 海軍二等兵曹 田代 三郎
- 尙は同戦役に於ける戦病死者左の如し
- 戦死 陸軍歩兵一等卒 平石 末彦 同 陸軍工兵上等兵 平田壽八郎
 - 同 同 東 尉作 同 陸軍輜重輪卒 山崎甚三郎
 - 病死 同 丸内喜太郎 病死 陸軍輜重輪卒 徳永嘉次郎
 - 同 陸軍二等看護卒 薛 又熊 同 同 山本 藤平

△義婢 大字網田字堂園嶽遣とね子は熊本市西山英夫方に乳母且下婢として雇はれ大正九年に至るまで約十五年忠實主人に事へ子女を養育し終始渝らず依て熊本市長より其の殊勝なるを表彰せられたり。

△教 育

△網田尋常高等小學校 明治七年四月網田村字寺登に學校を設置し後東西兩校となる同十八年東西兩校を合併して御手洗小學校と稱し二十五年網田尋常小學校と改稱同三十二年二月長濱校赤瀬分教場を合併し新に網田尋常小學校と稱す同三十六年五月高等科並に農業補習學校を併置し三十九年赤瀬長崎兩分教場設置同四十二年四月十日現位置(熊本縣宇土郡網田村大字下網田字木藤三)に新築し以て今日に至る、大正四年六月子守教育の成績に依り同五年十二月一坪農園の成績に依り郡より表彰さる尙は同六年六月出席歩合の向上に依り郡了り表彰せらる。校舎建坪四五一坪運動場二〇七九坪學校園一三五坪實習地五六一坪計三二二六坪なるが大正八年度の經費一三三五二、四二〇圓職員左の如し

小學本科正教員八名尋常科正教員四名専科正教員二名代用教員四名(計一八名)

小學以上の教育を受くるもの左の如し

中等教育 男子(卒業)一三中學、師範學校、農業學校同(現入)五 女子(卒業)二、實科同(現入)二高等教育 男子(卒業)大學三同文書院一(現入)専門學校二

△實業補習學校 網田農業補習學校(男子部)の編成は (イ)本校、第一學級より第三學級までなり(ロ)分教場は長濱、赤瀬、戸口の三教場あり。學校の位置は本校(網田尋常高等小學校内)戸口分教場(網田村大字戸口浦)長濱分教場赤瀬分教場共に(本村小學校分教場内)明治三十三年六月一日併置晝間教授同

三十六年五月夜間教授大正二年一月再興を計り分教場を増し大正七年九月末更に分教場を減じ現状となる大正六年度以來縣當局より助成金を交付せらる。

△戸口、は明治三十八年二月より開き大正四年宇土郡より選奨△長濱、明治四十年開始大正五年(同上)

△赤瀬、明治三十八年二月開始同六年宇土郡より選奨せらる。

△網田農業補習學校、(女子部)本科(三年)研究科(三年以上)修身、作法、國語、算術、家事裁縫、遊技學級編成は本校一學級但庭友會支部に於て特に補習教育を施すことあり。小學校裁縫專科の教員一名兼務修身國語算術等は他教員より兼擔す。大正五年四月より女子部を設けて今日に至る

△社會教育、夜學補習學校(前出)通俗講演會(同)の外青年會の設けあり(別項參照)壯丁教育に就いては合格者に對して在郷軍人分會長より幹事教育を施すこととなせり。

△圖書館、巡回文庫を設け各支部の會場、役場、理髮所に置く巡回は約一ヶ月毎に行ふ又個人にして希望の者に對しては書籍を有する場合之を貸與す現在書籍冊數百五十冊にして學校用書籍も場合に依り巡回せしめて此不足を補充せり。

△社 寺

(甲) 神 社

△網田神社、村社にして祭神は健磐龍命、阿蘇津比咩命、神武天皇、速瓶玉命、藤原經隆、人皇第七十六

代近衛院の御宇天養元年九月勸請の社にして其後領主菊池次郎藤原經直阿蘇大宮司宇治友孝と共に勅免く蒙り勸請し奉れる社殿なり。

健磐龍命は神武天皇第二の皇子神八井耳尊の第五の御子にして神武天皇七十六年二月大和橿原より阿蘇へ下向ましまし肥の國を巡回し給へりといふ。阿蘇の一の宮の御神靈是なり阿蘇津比咩と申し奉るは草部吉見神の御娘にして健磐龍命の御妃にして、阿蘇二の宮の御神靈なり。

速瓶玉命と申奉るは健磐龍命の御子にして崇神天皇の御宇阿蘇國造に補せられ給ひ阿蘇大宮國造の御神靈なり。

速瓶玉命四十二代の嫡孫則大宮司友孝なり。

肥後守經隆は正一位大職冠藤原鎌足公十六代の曾孫從四位左近太夫兼太宰少監則隆の嫡男なり武者所經直は經隆四代の後胤菊池玉名宇土の領主なり菊池阿蘇兩家全盛の時網田八十町の田畑並に海山ともに三千町實龜五年阿蘇三の宮御染筆にて雄岳の城主下田五郎經緩に宛行はれけり續いて加悦大和入道素心之を領す此末葉は則草部吉見神の孫にて御女神の末なり依て菊池二代藤原隆の靈を祭りて當社氏神とす境界東は笠爪風流島を望み西は手水山烏帽子岩を限り南は手場一本杉を限り北は肥前の八ヶ岳を限りたり境内 一反六畝十八歩、境内の二社は一を内宮一を兩宮と稱し共に健磐龍命御子例祭 十月廿九日、氏子約八百戸

△戸口浦神社 (村社) 祭神(綿津見神、事代主神、阿蘇津叱咩命、菅原道真) 應永十三年三月鈴木某建立
 境内 百六十一坪 例祭五月十一日、氏子百六十五戸

△長濱神社 (村社) 祭神(菅原道真) 由緒不明、境内九十坪、例祭十月廿五日、氏子百二十戸

△邊田目神社 (無格社) 祭神は仲哀天皇、神武天皇、伊邪那美命、中筒男命、應神天皇、神功皇后、大山祇神、景行天皇、後光嚴天皇文和四年六月建立、寛政四年四月一日海瀟の際怒濤のために破壊せられ
 其後再築せり、例祭九月廿五日、境内二百七十八坪、氏子四十二戸、

△血山神社 (無格社) 祭神、加藤清正、文化六年建立、境内六十五坪、例祭七月二十四日、氏子三十戸

△水の手神社 (無格社) 大山祇神を祭神とし、崇敬者百八十戸、例祭九月八日

△鹽屋神社 (無格社) 祭神、菅原道真、崇敬者三十戸、(祭日八月廿五日)

△西原神社 (無格社) 祭神、菅原道真、崇敬者四十五戸、祭日八月廿五日、

△赤瀬神社 社格(無格社) 祭神は加藤清正、祭日十二月廿四日、崇敬者八十戸

△鹽屋浦神社 (無格社)、祭神、綿津見命、明治二年八月五日新地開墾鎮座のため加悦儀三郎建之、祭日九月廿四日、氏子三十戸、

(乙) 寺院

△西宗寺 (西本願寺派浄土真宗) 當山は天兒屋根命女二世大職冠藤原鎌足公より血縁相承け本多右馬允助秀の六葉本多駿河守時榮親兄の遺言を蒙り十三才にして泉州堺源光寺に於て出家し廣正と號す三十才の時永祿十二己巳八月廿二日顯如上人より西宗寺了祐を賜ふ豊前へ下り明甲午年嘉悦道貫(網田城主)の招請に依り小松に來り小庵を構へ其翌乙未年當地(寺登の現地)へ越へ城主を大檀那とし近郡を門弟として一字を建立し法燈をかかぐ其後加藤氏の懇請として源光寺承引の上同寺下を改め本山直末となる尙細川光綱公の高命として山號を賜はり第四世の時牧野山と號す自後世々相續して本願寺直末牧野山西宗寺と稱す、開基了祐は天文二年の出生三十七而賜寺號とあれば永祿十二年に寺號を賜はりたるものなり本年十月(大正九年)より三百五十三年前にあたる現任職は十六代なり。

△藥師堂 所在地、網田村大字下網田雄岳の中腹にあり火災のため記録存せず現存せる佛像に記せる年號より數ふれば七百餘年前なり(堂守の談に依れば右佛像は中古のものにして創始より已に一千年以上を越ゆといへり) 緣日二月五日、十月五日

△衛生

△疾病の種類 本村に於ける疾病の重なるものは急性肺炎、急性氣管支炎、助膜炎、腎臓炎、腸胃加答兒、腦溢血、肺結核、腹膜炎、子宮病、營養不良に基く等なるが大正八年度患者及死亡者表左の如し

△病類別 △患 者 △死亡者

呼吸器病 三二〇 五六 消化器病 四〇〇 四二

運動器病	三〇	二	外傷	九五	四
神経系病	二一	二〇	泌尿生殖器病	一二〇	一〇
血行器病	一八	一〇	傳染病(法定)	一	一
新陳代謝病	五	一	其他	一	二三
皮膚病	五一〇	一	計	一五四二	一六七
花柳病	二三	一			

△傳染病豫防の施設 一村を二十五の組合に分ち、一組毎に組合規定を設け、組合長一、副組合長一、委員六、を置き、衛生に關する法規に遵ひ、清潔方法、消毒方法、其の他傳染病救治に就きて其の周到を期せんが爲め組合長及組合員の爲すべき事項を左の通に規定せり。

△組合長 衛生思想の涵養と組合規定の實行、毎月二回家屋内外の接續清潔法の督勵、傳染病の兆あるときは勿論時々組内を巡視し、各自の衛生法を守らしめ、且清潔法を施行せしむること、傳染病の疑ある患者死者あるときは、直に警察官吏、町村吏員、檢疫委員、又は豫防員に通告すること、傳染病患者ありたるときは、豫防消毒諸般のことに盡力すること。

△組合員 傳染病の疑はしき病症に罹りたる時は速かに醫師の診察を乞ふこと、傳染病患者と交通せざること、近所に傳染病發生したるときは、防蠅去、煮沸法を行ひ、諸用具の乾燥を計ること、傳染病流

行の際は勿論五月より十月迄葬儀・佛事・夏祭等多人数集合の場合、會食せざること。目下醫院には村内大字下網田字戸口に登に江口醫院邊田目に後藤醫院あり。

△壯丁検査成績 毎年施行せらるゝ徴兵検査の成績に依れば、本村は概して、他町村に比すれば、其の成績可良なるが如し。大正九年度の受検人員は總計七十一名にして其の中身体の故障に依つて翌年度に廻されたるもの一名其の他は花柳病患者一名も無く唯七十一名中トラホームに於て、重症一名、中症五名、輕症八名の稍多數に上りたるは遺憾とする所なり。

今検査の結果に依つて壯丁の体格を等位別にすれば次の如し

甲種二十七名、第一乙種九名、第二乙種十一名、丙種十七名、丁種六名、戊種一名(計七十一名)

元來本村は土地高燥、且有明海に面して、常に空氣清澄、殊に飲料水の如きは清良なるもの各所に湧出し衛生上至適の地方にして且つ衛生上顧慮すべき工場其他の個所無きも公衆衛生の思想に至つては尙考慮を要すべく特に戸口浦赤瀬の如きは衛生上注意すべき事情無きにあらざ、本村に於て呼吸器病殊に肺結核患者の割合に多きは大に警戒すべき點なるべし尙調査の結果に依れば腦溢血、榮養器病の如き疾病の爲めに死亡するもの、多數を占むる現象ある等は等の事實よりするも村民の自覺に依る衛生思想涵養の欠ぐべからざるものありといふ。

△舉童衛生上の施設 左の如し

体操時其他の場合に於ける身体検査結果利用、月一回兒童の身体其他檢閲、下痢患者用便所の特定、疾病負傷兒あるときは校醫の診察を乞ひ吐瀉物は直に二十倍の石炭酸を以て消毒すること、救急用として左の物品を設備す昇秉カーゼ(一反)油紙(二枚)巻軸帶(二卷)石炭酸(一瓶)其他絆創膏、毒消丸、氷嚢、トラホーム用藥品器具一式トラホーム患者治療上の施設は患者と健康者との隔離、患者については中食時教師又は相互の點眼、藥品の實費販賣、家庭の點眼督勵等を爲せり。

△官衙公署及団体

△町役場 明治三年藩政改革と共に網田下網田に惣代を置き其上に兩網田に各里正ありて統治したるが明治四年廢藩置縣と共に里正を廢して戸長を置き民家を借りて事務所となしたりしが明治七年現今の役場を建築し同二十二年町制實施と共に現在に至る、現在の位置は宇土郡網田村大字下網田宮の前にあり村長助役收入役及び書記七名にて事務を採れり。

△巡査駐在所 大字下網田字邊田目にあり明治二十二年設置事務所を村より建築せり一は大字長濱にあり(設置年不明)明治四十五年頃までは事務所を村より建てたるもの存せしが現今は民家を以て是れに充つることなれり。

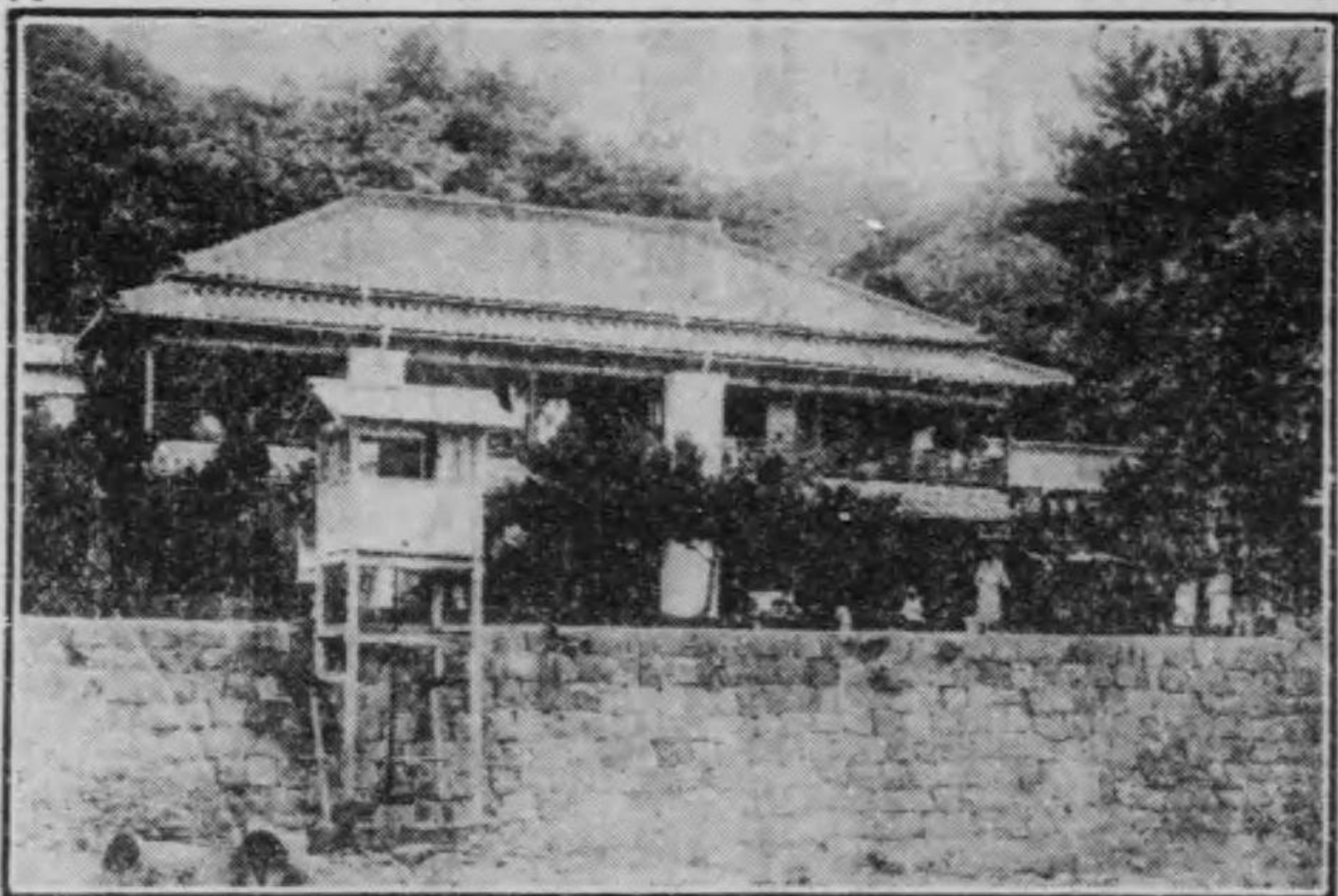
△郵便局 明治十二年の設置にしてもと大字下網田宮の前にありしが同二十二年大字下網田字邊田目に

移り廿四年里橋に大正四年再び邊田目に轉し大正五年尙現位置宮の前に移りたり、現今郵便小包爲替簡易保險振替貯金等を取扱へり

△網田驛 村内大字網田字西原下にあり明治三十四年三角線開通と同時に開始せらるる公衆電報の取扱をもなす。

△赤瀨驛 大字赤瀨にあり毎年海水浴客の便を計り五月一日より十月三十一日迄臨時開業し他の六ヶ月に閉鎖せらる。

△青年團 明治三十九年三月二十日日本村大字戸口浦青網田村青年團(事務所を學校に置く)



赤瀨温泉

年會同年六月五日大字長濱青年會同四十年十二月十九日赤瀨青年會同四十年七月田平青年會同十月十七日網田村青年會を組織せしも其後更に明治四十五年村長を會長とせる網田村青年會を起すに至りたる末大正六年二月十一日に至り内務文部兩大臣の訓示に基き網田村青年團の發團式を擧げ以て今日に及べり、本村居住の男子十三才以上二十五才以下のものを團員とし二十六才以上のものを團友とし現在團員二百六十六名にして支部十二あり所在名稱左の如し

中央支部、東堂園、上床、引花、田平、新地、長濱、鹽屋、西原、邊田目、戸口、赤瀬
本團の事業左の如し

總會、体育會、兎狩會、水泳會、藁細工競技會、支部長會、評議員會、遠足視察、巡廻文庫講話會、
農業實習、他団体との連絡(消防、在郷軍人會漁業組合)投書箱の設置硝子屑入箱の設置、表彰、吊慰
實行事項として挙げたるもの左の如し。

禁煙禁酒、首卷引マワシ村内禁止、結婚又は入退營の際酒食禁止、時間例行、野荒の監視、朝起、貯
金、繩紮(夜間)毎月一回神社參拜

△補習教育、本校、戸口、赤瀬、長濱、の三分教場にて六學級(夜學生總數百七十三名)

△在郷軍人會、大正三年八月組織發會式を擧ぐ、現會員百五十四名にして毎年春秋二回總會を開き軍役
に關する修養の研究をなし撃劍射撃等を行ふ、三大節の遙拜式會員の傷疾死亡のときは救助吊慰金を贈
り時宜によりて戦死者の祭典を行ふ。

△愛國婦人會、明治三十八年の組織にして、現在會員七十八名毎年一回庭友會と連合して總會を開く

△庭友會、大正元年九月二十二日網田尋常高等小學校女子同窓會を設け大正六年十月七日組織變更女子
庭友會と稱し今日に及べり、本村居住の女子十三才以上二十五才未満の處女を以て組織し愛國婦人會員
及び未婚者を會友とす、現在會員三百十八名にして支部別人員左の如し

△中央(百九十六名)△長濱(五十六名)△赤瀬(二十七名)

實行事項としては總會(年二回内一回は愛國婦人會と連合開催)委員會の外左の如し

表彰及吊慰、補習教育、講習會、肩掛村内禁止、衣服は木綿、下駄焼杉、朝起と貯金、時間勵行、每
月一回神社參拜三支部合して本會とす會長(校長)副會長(本多實證、大塚定治)支部に正副二名の支部
長(男子)を置く會員數一五九名、經費六〇圓、基本金一五圓

△報徳社報徳會、支部に依りてはこれと類似する會あり。補習教育は毎年四月八月十月十二月三月迄五
回一回十日宛補習教育を行ふ(學科修身、作法、國語、算術、家事、裁縫出席生二百四十名)

△赤十字社、赤十字社組織と共に本村内の加入者現在に至るまで七十二名内修身社員五十三名に及べり
△農會、明治三十九年二月十四日の組織にして本村農事の改良獎勵の目的を以て又甘藷多收獎勵として
補助金を與へ實行せしめつゝある部落二十六ヶ所あり年數回の農談會苦鹽を購入し水稻の鹽水選獎勵、
養蠶組合補助獎勵、種籾の購入補助等を爲せり

△蠶業組合、明治四十年三月の成立現在組合に加入せる數百六十五戸にして實行事項左の如し

共同桑園、共同飼育、共同販賣、教師招聘、講習會、視察、害虫驅除、(大正九年度の經費六百十七圓)
△信用組合、大正四年の組織なるが大正六年定款の一部を變更し、加入人員百八十四名一名金拾圓の出
資にして現在の實行事項左の如し

肥料・外米・石油・醬油の購賣、資金加入者出資金千八百四十圓、底利資金借入高、大正八年度の購賣七千四百五十六圓九十九錢(買入高)七千八百六十七圓六十六錢(賣上高)二百八十七圓八十八錢(利益高)百二十二圓七十九錢雜費

△消防組、明治三十八年五月の組織にして本村を四區に別ち各區に消防機を供へ萬一に用意せり毎年一回消防點檢を舉行す。

△産業組合、有限責任信用組合あり「信用組合」組合員に産業に必要な資金を融通し及貯金の便宜を得しむる目的を以て大正五年に於て有限責任網田信用組合を設け組合長理事の手に依り之を處理し現今は尙組合員の必要品をも共同購入して之を頒つの便宜を與へつゝあり組合員數(百五十三名)金額(千四百圓)其他の組合には産業組合水害豫防組合水利組合報德農事組合漁業組合傳染病豫防組合あり漁業組合は本村邊田目戸口地方長濱地方の漁民の集團を基礎として漁業權獲失及漁業の發展をなしつゝあり蠶業組合は組合内に養蠶の教師を飼育期間中招聘し之が指導の任に當らしめ蠶卵紙繭の購入販賣及共同飼育をなし益々其普及發展を圖れる爲近時著しく飼育の方法向上し收購も増加したりと。

網田村 (終)

宇土郡誌補遺

- 一、細川子爵家略譜
- 二、宇土郡と史蹟
- 三、宇土郡農會
- 四、月翁公蕉夢庵
- 五、赤瀬温泉
- 六、各種受賞者

宇細川子爵家略譜

細川越中守忠興四男

〔第一代〕立 孝 (幼名坊立允)

(元和元年乙卯七月十五日於豐前國小倉生) 正保二年乙酉閏五月十一日於江戶歿(歲三十一)

〔第二代〕行 孝 從五位下丹後守 幼名宮松帶刀

(寬永十四年丁丑三月四日於肥後國八代生) 元祿三年庚午六月四日於江戶歿(歲五十四)

〔第三代〕有 孝 從五位下和泉守、後稱宗貫、又改紹貫、幼名熊次郎

(延室四年丙辰五月廿三日於江戶生) 享保十八年癸丑六月十九日於江戶歿(歲五十八)

〔第四代〕興 生 從五位下伊豆守、山城守、後稱梅山、初有清、興壽孝、幼名乙次郎、熊次郎

(元祿十二年己卯十二月於江戶生) 元文丁巳正月七日於江戶歿(歲三十九)

〔第五代〕興 里 從五位下大和守 幼名源次郎

(享保七年壬寅正月廿九日於肥後國宇土生) 延享二年十月五日於江戶歿(歲二十四)

〔第六代〕興 文 從五位下、豐前守、中務少輔、後稱月翁、初興周、幼名哲之助、龜之助、大之丞

(享保八年癸卯九月十三日於肥後國宇土生) 天明五年乙巳七月五日於肥後國宇土歿(歲六十三)

〔第七代〕立 禮 從五位下和泉守、幼名興松

後本家相續(齋茲侯)

(室曆五年乙亥四月廿六日於肥後國宇土生) 天保六年十月二十三日於江戶歿(歲八十一)

〔第八代〕立 之 從五位下和泉守、幼名興松

(天明四年甲辰五月廿四日於江戶生) 文政元年戊寅六月十八日於江戶歿(歲三十五)

〔第九代〕立 政 從五位下中務少輔、幼名興松

後越中守齊護爲養子本家相續

(文化元年甲子九月十六日於江戶生) 萬延元年四月十七日於江戶歿(歲五十七)

〔第十代〕行 芬 從五位下中務少輔、豐前守、初之壽、幼名熊之亟

(文化七年庚午十二月十四日於江戶生) 明治元年五月十日肥後國宇土郡桂原村寄留所に歿す(歲六十七)

〔第十一代〕立 則 從五位後叙正五位、山城守、後因幡守、幼名、總丸、後叙從四位

(天保三年壬辰九月廿九日於江戶生) 明治二十一年八月十七日肥後國宇土郡宮庄村轟邸歿(歲五十七)

「第十二代」行 眞 慎之助、主米之輔、大和守、豊前守

(天保十三年寅九月二日於江戸誕生) 明治三十五年四月九日於宇土子爵邸歿

「第十三代」立 興 (御當代)

(明治四年末八月六日誕生)

四

(宇土細川家初代立孝公殉死者)

△殉 死者

△當 代

△山下太郎兵衛 (御徒士)

(山下寛雄)

△矢島權三郎 (御水主)

(矢島篤宜)

△佐々木八兵衛 (御鐵砲組御下臺所奉行)

(佐々木乙)

△川野信之 (江戸御屋敷御裏門御番人)

(川野 廉)

(二に久左衛門) 殉死者の墓は原泉社なる主君御廟の周圍に在り。

宇土郡之史蹟

郡中史蹟に關する記事は各町村誌其他に於て隨處に掲載されたりといへども「熊本縣史蹟調査會第一回報告」中に見へたる宇土郡關係の分(三角町の古墳、長福寺趾藥師堂、網田神社能面)を左に轉載したり。(但し圖版を省く)

△三角町の古墳

一、位置 三角町大字三角浦字清水と云へる、即ち際崎停車場より三角港に行く「切り通し」の左方丘陵の最高點に古墳あり。此の丘陵は西方及び東方に向つて透遼突出して三角港の南方の障屏を爲し近く西方には荷島と小海峡を隔て、大矢野島の飛嶽と相對す。試に此の高點に立ちて展望すれば、北方に三角港は湖水の如く横はり其の周邊に瓦屋櫛比するは三角町にして、三角の瀬戸を通じて肥前の温泉岳の崢嶸たるを見るべく、南方、際崎港は眼下にありて白帆の去來する、汽船の烟を吐く、將た千束、戸馳島より遠く八代海を隔て、南肥の山岳をも雲烟渺茫たる間に見るべく、風光實に絶佳なり。宜なり古墳の常に設けらるゝと稱せらるゝ、朝日輝く夕日照す形勝の地にして、古墳の茲に存在するも偶然にあらざるなり。

二、古墳の發見及構造 大正六年八月余宇土郡の依頼によりて郡内の史蹟調査を爲す。時に八月十六日

五

三角町に来る。薛三角小學校長曰く土人の際崎の上なる丘陵に重盛塚と稱するものありと。それ或は古墳ならんと、江藤郡視學、三角町助役、薛、高濱、兩學校長其他數氏と共に丘陵に上れば果然一大石棺露出せり。

△甲墳、位置は前記丘陵上の頂點にして周圍は畑地なり其南方は一層高く隆起せり。所有者は山本作太にして大正二年頃の發掘なりと。所有者山本作太の談によれば發掘の當時にも人骨を認めざりきと假に余は此れを三角甲墳と名く。其の構造は板石の大なるもの六枚を以て組み合せて作り、全体の大きさは外側の長さ七尺五寸五分、幅一尺四寸五分、墳内の長さ五尺九寸幅一尺四寸五分、深さ一尺三寸二分らり石質は砂岩なり。

△乙墳、甲墳の西方丘陵の稍々低下せる所に於て一丘陵突出し其畑の中に一大石棺露出せり、所有者は中尾平太郎構造は甲墳と同一にして甲墳よりも稍々大なり、大小二枚の蓋石を以て掩へり。外側は長さ八尺九寸、幅一尺八寸、墳内は長さ七尺一寸五分、幅一尺八寸、深さ二尺一寸五分なり、石質は全部砂岩より成れり、然して此の中には石枕あり。

三、副葬品 甲墳には今尙骨及び刀の破片出づ。此の古墳の所有主は發掘の當時鐵瓶の蓋及び洋傘の柄の如きものを得たりと云ふ。今尙所有せりとのことにつき持ち來らしめれば鏡瓶の蓋と稱せるものは鏡にして洋傘の柄と稱せるものは鐵と稱するものなりと。實に珍重すべき副葬品たり。全部朱を以て塗

れり。

乙墳には骨の破片多く、副葬品には刀及鏡の破片出づ。其外は不明なり。

(角田委員)

△長 福 寺 址 藥 師 堂

網田村役場より數十町、雄嶽山に向つて上れば其中腹に小堂あり藥師堂と云ふ。現今間口一間半奥行一間の瓦葺小堂にして、右側に清泉湧出す。後方に石墳數十級を上りて山王社あり、葺葺なり。堂前の山路を夾んで五輪塔の亂積恰んど百基に近き鎌倉式以降の作風を帯びたるもの大小羅列す。元と長福寺に接して現今荒蕪せる山中にありたるものなりと云ふ。何氏の墓趾なるや明かならざれども、仰いで雄嶽城迹を望み俯して遙かに田平城迹を眺むれば往年この地を領せし古城主の遺塔なりしや疑を容れず。肥後國誌に曰く

雄嶽山の城迹 城主姓名年代等不明

網田田平城迹 田平村鹽屋海邊にあり、文明明應の頃村上武顯宇土在城の時、其臣杵築越後城代となると記すれども其以前を詳らかにせむ。

宇土城迹(補)事蹟通考編年考徵卷八

永正元年の條宇土城の考按云宇土城は城神山村あり其始を詳にせず元徳より正平の比に至り宇土壹岐

守^{始名}三郎 高俊 入道道光と云わり。
其他

網田神社記に菊池次郎輕直阿蘇大宮司宇治友孝と勅免を蒙りて再興せし神社なり中略菊池經直菊池玉
名字士の領主たりし時社領田參拾町宛行はる云云。

以上の傳記に據れば網田は名和氏以前に於ては菊池氏の所領に屬し其城代を詳らかにせずと雖も元德三
年長福寺建立に伴ひ即ち南北朝の初期より起りて足利時代の初期に涉れる當地城主の遺塔なるを暗示す
るものにあらざるか。

△藥師堂 堂内に最初の本尊と覺ゆる藥師如來立像あり後半身を紛失し、兩耳の垂れ欠損、右膊欠失、
左手先欠失、足部衣より以上檜材裳以下たふ材の如く見ゆれども不明、像身惣高二尺八寸、岩台巾九寸
五分、高五寸五分、奥行七寸五分、材はタブ材の如けれども不明。作風は京都附近の製作にあらずして
地方佐なれども鎌倉時代の面影を窺ふに足る。

胎内に墨書銘あり、

長福寺 長三尺藥師如來造立□

右志趣者爲元德二年閏六月下□依有瘡病患三尺藥師如來造立願之名號一經其耳依□□病患消藥師如
來像一軀奉造立所也□□善所之也仍意趣狀如件

元德參年^{辛未}正月十一日

□ 道 □

元德三年は紀元千九百九十一年、北條守時の時、鎌倉時代、南北朝の初期に當る。
同堂内に延寶三年造立藥師如來の像あり、以前の本尊は頽廢せるを以て、又徳川時代初期に於て改作し
たるものならん。現今は其の像の後半身を殘存す。胎内に墨書銘あり、曰く、

敬白 長福寺 右者道念と申者造立

元德二歲正月十一日

□ 造立 □

藥師種字
右者藥師如來尊形十二神

同 二 軀

仕之者 若宮社結中

村 田 秀 詮

同 き や り

村 田 本 □ □

延寶三乙卯歲正月十一日

延寶三年は紀元二千三百三十五年、

靈元天皇の朝。徳川家綱の時にして徳川時代初期に屬す。

右の胎内銘に據つて考ふれば現今の薬師堂は元と長福寺と號し、元徳二年道念と云ふ者網田村に瘡病流行せし際、薬師如來の誓願に基き瘡病平癒を祈りて病患消除したる爲め、薬師如來の像を造立して長福寺を創建したる志趣明了なり。

茲に鎌倉時代南北朝の初期に於て長福寺の建立せられたるを其附近に鎌倉時代に屬する五輪塔あるは必此寺に關係を有したることの想像せしむ。然れども塔中一も年號其他證憑すべき記録を見出さざれば暫らく後考を俟つ。

△網田神社能面

網田村役場に至り量らずに能面二個を見る。尉面及び女面なり其の製作の年代は鎌倉末より足利の初期に屬する如き感じを覺ゆ。女面の裏に宇土文茂作の彫銘あり。女面の用材は格の如く尉面は桐を用ふ。彫刀の跟を検すれば女面少しく優れたるを覺ゆれど、年代は大差なく、共に剝落の跟跡を交へ、古色の愛すべき貴重の寶物なるを覺ゆ。現今網田村田口光次氏の所有に歸すれども元と網田神社の祭典に用ゐたるものなりと云ふ。依て左に村役場の臺帳により網田神社の記録を上げて其參考に資す。

網田神社は宇土郡網田村の中央にあり。人皇七十六代近衛天皇の御宇、天養元年九月勸請の社にして其後の領主菊池次郎經直阿蘇大宮司治友孝と勅免を蒙りて再興せし神社なり。祭神は健甕龍命神武天皇阿蘇津比咩命速瓶玉命及相殿に正五位下肥後守藤原經隆の靈を祭り末社として蒲池比咩命及日の

神を祀れり。菊池經直菊池玉名宇土の領主たりし時、社領田參拾町を宛行はれたるも小西行長宇土領主たりし時に全く沒收せられ、今は只御供田ちよ名を残すのみなり。例祭は年々陰曆九月廿九日に定められしも陰曆廢止により十月廿九日に變更し明治三十九年四月二十八日勅令第九六號を以て神饌幣帛供進社に列せられたり云々。

肥後國誌に曰く

網田田平城迹 田平村鹽屋海邊にあり、文明明應の頃村上武顯宇土在城の時其臣杵築越後城代となる顯興顯孝の時には加悦大和入道素心城代たり。

又曰く

宇土城迹 後三條院御宇延久二年藤原則隆下向爲國司(補)に曰く延久二年賜肥後菊池郡云々爾來其一族多年爲宇土城主。

又曰く

源武顯名和伯耆守長年が末葉也文明年中八代麓城より來て在住す。

以上の記録によれば網田は文明年中(紀元二千九百九十九年の頃足利義植の時)以前より菊池經直(菊池七郎と稱す鳥羽院の武者所たり藤原時代末期の人)に廻りて菊池氏の治下に屬したるや明なり。茲に於て此能面によりて既に鎌倉末より足利の初期に及んで菊池氏の神事に能樂の盛なりしを徴するに足る。(松原委員)

△不知火

不知火のこと、編中に於ても其記事無きにあらざるも参考資料として左の一篇を追補し置くことせり。

筑紫の海に靈火あり不知火といふ毎年陰曆八月朔日の曉宇土八代天草の海上に最も多く現る特に宇土の高良下松天草の維和藏々の附近にある山上最もよく觀望に適す諸方遊覽の客甚だ多く平日寂寥の地一時熱喧の巷と化せんとす傳へさく「景行帝の十八年春三月筑紫の國を巡ります夏五月葦北より船出して火國に至り日くれ路暗くして岸に着くことを知らず遙かに火光を認め火を指て行くに則岸に着くことを得たり其火の光る所と其火の何の火なるかを問給ふに土人答て是は八代縣豊村と云ふ但未だ火の由る所を審にせず」といふこれ蓋し不知火の起原なり

橋南谿嘗て筑紫に遊び不知火を見て記して曰「追々に知らぬ火見物の人々出で來りて數十人に及ぶ皆此近國より二日路三日路をも來りて見物するなり程なく海的面もや、夕煙引き渡して人顔もさたかならねば所々松とも明して酒など取出し思ひくゝに小唄淨瑠璃太鼓三味線或は謠狂言など各藝を盡して戯れ遊ぶ夜陰の事なれば誰とは知れず殊に諸方より集りたる事なれば遠慮はなし彼の坐にのぼり此筵に連り隔なく睦び語らふ事有馬但馬などの温泉の場の交りの如し」誠に其光景を寫し得て妙といふ可し又不知火

出顯の有様を記しては「はや夜半にもなりしかとも知らぬ火の沙汰なし今年初めて見る人は今宵は如何なる事ぞ知らぬ火は出てさるや但し空言なりやと口々に云ふ予も怪しみ居たりしが八つ近き頃に遙か向ふに波を離れて赤き色の火一つ見ゆ暫くして其火左右に別れて三つになるやうに見ゆしが夫より追々に出つる程に海上わたり四五里ばかりが間に百千の數を知らぬ明なるあり幽なるあり滅ゆるあり燈ゆるあり高さあり低きあり誠に其見事にして目を驚かせり其火の色皆赤くして提灯の火を遠く望むか如したとへば大阪の天神祭を夥しく集めて見るに異ならず實に諸國より來り見るもいたつらならず所の人に問ふに年によりて多きことも少きことも定まらずとぞ(中略)予も今宵まのあたり見しかとも如何なる火といふ事を知る可らむ昔の人の知らぬ火と名つけ置きしも尤ものこと、覺ゆし(中略)さて夜明るるまで斯くの如くにして旭出れば火の光漸々に薄く成り行きて星と共に消滅す(中略)九州に遊ばん人は必ず此折を考へて行くべき事なりといへり以て其一班を窺ふべきなり。

△天神の楠 郡浦村大字天神平に一大老楠樹あり。縣下第一の大木とす。地上五尺の所に於て周圍四十九尺、高さ一丈許の所に於て樹幹分れて五枝となり、其の一枝は二三尺の高さに於て又分れて三枝となる。上空に至りては東西將た南北に分れ千枝萬枝となり、鬱々蒼々として一木一大樹林を爲す、實に海内稀有の名木たるべし。根元は既に一大空洞となり、洞内長徑一丈六尺、短徑六尺あり以て數人を容るべし。樹幹には小祠を設け菅公を祀り楠天神と稱す。(熊本縣誌)

△戸馳島の風光 宇土郡に属する一孤島にして、周圍五里あり島の東方八代海に面したる所に戸馳神社あり、無格社に過ぎざれど此の地の名勝地なり、老松鬱蒼たる下に一社殿を設け、東方は直に八代海の白波は洶し來り、洶し去り、若しそれ汀沙に立ちて眸を放たんか海を隔て、肥南の連山は蜿蜒として呼べば膺んとし、八代町のセメント工場、鏡町の肥料會社より、大島白島築島等に至るまで近く指顧の間にあり。風を孕むの白帆一二、鱗をあさる漁舟點々、實に一幅の好畫圖なり。加ふるに海岸は遠淺にして、海水溶清なれば海水浴の適地たり。此の地一孤島なるを以て其の勝地と海水浴の適地たるを知る人少きは遺憾なり、殊に海岸は青松林を爲すを以て海水浴後直に樹陰に涼を納るべく、又神社の境内に逍遙し。加ふるに島内は人情朴直にして氣候快和なり、世の未だ知らざるの人は試に一遊すべし。(同上)

△阿蘇殿松 島の中央の字大城と云ふ所、本島第一の平野を擁せる丘陵の絶端にあり、根の廻り七尺七寸(地上五尺の寸法)に過ぎざれど、枝葉繁茂し鬱々蒼々として、島内の一美觀たり。往昔阿蘇殿當村に下向の際舟を繋がれし松なりと云ひ。或は此の附近の新地築造の際阿蘇大宮司を招待して潮止成就の祈禱を乞ひし場所なりとも稱す。(同上)

△宇土郡農會 宇土郡農會は其創立遠く明治廿八年の頃に在り、同年八月廿六日縣訓令を以て縣郡町村農會組織のこと起り、當時宇土町、花園、轟、緑川、網津、網田、三角浦列、戸馳、中村、郡浦大岳、松合、長崎、高良、不知火の各町村(即ち始め十五ヶ町村なりし後、十二ヶ町村となる)に於て創

立委員を設け其等の幹旋に依り各町村農會の成立を見るに至れると共に各町村農會は更に議員二名宛を選出して郡農會を組織する事となり同年十月十五日組織會を開きて其成立を見るに至れりといふ、其後數回に亘りて組織上の變更會則の修正等を兼ね以て今日の現狀に至れるものなるが大正十年四月現在に於ては各町村を通じて會員四千七百四戸あり會長、副會長、幹事各一名あり代議員十二名、評議員五名なるが、專任者一名、囑託技手六名を置きて事業の遂行に當れり、大正十年四月現在の正副會長及幹事左の如し

△會長 栗林豊作 △副會長 東瀬金吾 △幹事 高田適

今大正十年度に於ける本會事業方法の種類を掲ぐ、一、技手の設置二、講習會三、桑多收獎勵四、養蠶組合の獎勵五、種苗取扱六、農事小組の獎勵七、品評會競掣會獎勵八、蠶爐改良獎勵九、果樹園品評會一〇、麥多收獎勵一一、七島蘭庭生産販賣組合の獎勵一二、篤農青年懇談會

△月翁公と蕉夢庵 細川月翁公の蕉夢庵を造營するや、なるべく天然の風致を傷はざらんことに力め、又經費節減の目的を以て竹木泉石の多くは從來の儘にし直に之を庭園となし、門牆となし、また或は家屋の一部と爲したり。即ち梅の生木を床柱となせるさへあり、蓋蕉夢庵は正真正銘の茅屋たるなり。公はこの茅屋に安居して家釀の濁醪を酌み、幽討の佳賓あれば即ち盃を交はして樂みとせりといふ。

△赤瀬鑛泉 赤瀬海岸一面に湧出する炭酸泉なり。もと本村にて蟹の地獄といひ(蟹これに入りて死す

るを以て)一切手をつくるものなかりしが、松川常彦なる者海軍に浴室を建て湯屋を始めたりに、忽ち其効能村内に知れ、毎春浴客來る者少からざるに至りしが、明治三十五年七月に至り内田慶太賜、其の炭酸泉なるを確め、旅館(今の寶慶館)を設けて浴客の便を計りたるを以て、夏期に至れば、海水浴を兼ね、來り浴するもの著しく増加し、遂に今日の如く避暑地として名を知らるゝに至れり。泉質は含鐵炭酸鹽類泉にして無色透明の冷泉なり。醫治効用は慢性癩麻質斯、痛風、腺病、白帶下、濕疹、慢性、皮膚病、慢性胃加答兒、常習便秘等なりといふ。

暮色蒼茫海氣腥 渾如醉夢喚難醒 無端續得山陽意 笑看天邊太白星
 雙樓海燕亦堪憐 如許水鄉人欲仙 右望金峰左溫泉 二州清景在樓前

△各種受賞者

△日、時	△受賞者、氏名	△事、項	△表彰者
△明治卅八年十月	大岳村長 高濱喜久太	納税成績	熊本稅務監督局長
△同 卅九年四月	同	貯金獎勵	熊本郵便局長
△同 卅九年十一月	同	貯金獎勵	熊本郵便局長
△同 四十二年一月	同	納税成績	宇土郡長

△大正四年六月	同	村政功勞	宇土郡長
△同 四年十一月	同	農事改良	縣農會長
△同 五年六月	同村助役津稻衛	村政功勞	宇土郡長
△同 三年六月	同村學務委員 高橋正彦	教育功勞	宇土郡長
△同 四年六月	中山彦平	教育功勞	宇土郡長
△大正七年十月	豊田一郎(戶馳區長)	區長成績	稅監局長
△明治三十九年一月	同	農事改良	大日本農會總裁
△同 三十六年一月	同	同	郡農會
△同 四十年四月	學務委員 河野又次郎	教育功勞	熊本縣
△大正四年六月	河野勝次(青年支會長氷尾)	補習教育	郡長
△同 三年十二月	鈴木元次郎(三等局長)	事務精勵	遞信省
△同 七年十月	西上勝太郎集配人(松合)	同	遞信省
△同 八年九月	河野用太郎(同)	忠 僕	同
△同 三年二月	武藤熊太郎	教育功勞	熊本縣
△大正二年五月	木村藤藏	教育功勞	郡長

△同 五年六月	坂本常雄	同	同
△同 三年十月	松村エキ(不知火村)	貞節	縣知事
△同 二年十一月	西村ツキ(不知火村)	忠婢	同
△同 六年二月	學務委員 山田徳十郎(同)	教育功勞	文部省
△同	同	同	熊本縣
△明治四十五年三月	同	同	教育支會長
△大正二年五月	同	同	郡長
△明治卅九年三月	佐藤喜代太(戸馳)	農事改良獎勵	大日本農會總裁
△同 四十一年十二月	鯛瀬一郎(戸馳)	農事改良獎勵及實行	
△同	宇土町	納稅成績	同

(以上)

宇土郡誌 (終)

宇土郡誌 奥付

大正十年十月廿五日印刷
大正十年十月三十日發行

非賣品

宇土郡役所

熊本縣宇土郡役所
 發行者 岡崎藤太郎
 熊本市新鍛冶屋町四十一番地
 印刷所 共力舍

AE 27
-28

大正十一年十月三十日

半土曜券

大正十一年十月三十日
大正十一年十月三十日
大正十一年十月三十日
大正十一年十月三十日

大正十一年十月三十日

終

